

宜野座村地域防災計画



平成 25 年 3 月

宜野座村防災会議

— 目 次 —

第1編 総則編

序 総則編の概要	1
第1章 目的と基本的事項	2
第1節 計画の目的と用語	2
第2節 地域防災計画の修正と周知徹底	4
第3節 宜野座村の地域概況	5
第4節 災害の想定	9
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第2章 地域防災ビジョン	15
第1節 基本方針と基本目標	15
第2節 施策体系	17

第2編 災害予防計画編

序 災害予防計画の概要	19
第1章 災害に強い集落構造（まちづくり）のための計画	20
第1節 村土保全事業の促進計画	20
第2節 建築物等の災害予防計画	22
第3節 火災予防計画	24
第4節 危険物等の災害予防計画	28
第5節 上・下水道施設災害予防計画	30
第6節 文化財災害予防計画	31
第2章 災害に強い集落構造（ひとづくり）のための計画	32
第1節 防災知識の普及・啓発計画	32
第2節 自主防災組織育成計画	33
第3節 防災訓練計画	35
第4節 災害時要援護者の安全確保計画	37
第5節 災害ボランティアの活動環境の整備	39
第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	40
第1節 避難施設の整備計画	40
第2節 防災備蓄計画	45

第3節	防災業務用設備等の整備計画	46
第4節	交通確保及び緊急輸送計画	48
第5節	基地災害及び米軍との相互応援計画	49

第3編 災害応急対策計画編

序	災害応急対策計画の概要	51
第1章	風水害応急対策計画	52
序節	風水害応急対策計画の基本的な考え方	52
第1節	組織計画	53
第2節	動員計画	61
第3節	気象警報等の伝達計画	63
第4節	災害通信計画	67
第5節	災害広報計画	71
第6節	災害状況等の収集・伝達計画	73
第7節	避難計画	80
第8節	災害時要援護者対策計画	85
第9節	観光客等対策計画	86
第10節	交通輸送計画	87
第11節	災害救助法適用計画	96
第12節	給水計画	102
第13節	食糧供給計画	103
第14節	生活必需品供給計画	106
第15節	医療救護計画	108
第16節	防疫計画	114
第17節	行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬計画	117
第18節	障害物除去計画	119
第19節	清掃計画	120
第20節	住宅応急対策計画	121
第21節	教育対策計画	123
第22節	危険物等災害応急対策計画	125
第23節	治安警備計画	126
第24節	民間団体等協力計画	127
第25節	ボランティア団体受入れ計画	128
第26節	相互応援協力計画	129
第27節	自衛隊災害派遣要請計画	130
第28節	労務供給計画	136
第29節	公共土木施設応急対策計画	139
第30節	ライフライン等施設応急対策計画	142

第31節 農林水産物応急対策計画	145
第2章 地震・津波応急対策計画	147
序節 地震・津波応急対策計画の基本的な考え方	147
第1節 組織計画	151
第2節 動員計画	152
第3節 津波警報等の伝達計画	154
－ 第4節～第31節は 第1章 風水害応急対策計画に準ずる －	
第4節 災害通信計画	157
第5節 災害広報計画	157
第6節 災害状況等の収集・伝達計画	157
第7節 避難計画	157
第8節 災害時要援護者対策計画	157
第9節 観光客等対策計画	157
第10節 交通輸送計画	157
第11節 災害救助法適用計画	157
第12節 給水計画	157
第13節 食糧供給計画	157
第14節 生活必需品供給計画	157
第15節 医療救護計画	157
第16節 防疫計画	157
第17節 行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬計画	157
第18節 障害物除去計画	157
第19節 清掃計画	158
第20節 住宅応急対策計画	158
第21節 教育対策計画	158
第22節 危険物等災害応急対策計画	158
第23節 治安警備計画	158
第24節 民間団体等協力計画	158
第25節 ボランティア団体受入れ計画	158
第26節 相互応援協力計画	158
第27節 自衛隊災害派遣要請計画	158
第28節 労務供給計画	158
第29節 公共土木施設応急対策計画	158
第30節 ライフライン等施設応急対策計画	158
第31節 農林水産物応急対策計画	158
第3章 その他の災害応急対策計画	159
第1節 消防計画	159
第2節 ダムにおける異常洪水対策計画	164

第3節	不発弾災害対策計画	169
第4節	海上災害応急対策計画	172

第4編 災害復旧・復興計画編

序	災害復旧・復興計画の概要	179
第1章	災害復旧・復興計画	180
第1節	公共施設災害復旧計画	180
第2節	災害住民相談計画	182
第3節	住宅復旧計画	183
第4節	生活確保対策計画	184
第5節	農漁業及び中小企業資金融資計画	188
第6節	復興の基本方針	189

資料編

条例・規程等

●	宜野座村防災会議条例	1
●	宜野座村災害対策本部条例	3
●	九州・山口9県災害時相互応援協定	4
●	九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領	6

様式等

●	災害即報様式第1号 災害概況即報	8
●	災害即報様式第2号 被害状況即報	9
●	被害報告様式第1号 災害確定報告	10
●	被害報告様式第1号補助表1 公立文教施設被害	11
●	被害報告様式第1号補助表2 農林水産業施設被害	12
●	被害報告様式第1号補助表3 公共土木施設被害	13
●	被害報告様式第1号補助表4 その他の公共施設被害	14
●	被害報告様式第1号補助表5 農産被害	15
●	被害報告様式第1号補助表6 林産被害	16
●	被害報告様式第1号補助表7 畜産被害	17
●	被害報告様式第1号補助表8 水産被害	18
●	被害報告様式第1号補助表9 商工被害	19
●	被害報告様式第2号	20
●	被害報告様式第1号の記入要領	21
●	被害報告様式第2号の記入要領	22
●	災害派遣要請要求書様式（自衛隊）	23

●災害派遣撤収要請要求書様式（自衛隊）	24
●緊急通行車両事前届出書	25
人口・世帯、土地利用	
●宜野座村人口統計表	26
●宜野座村就業者数統計表	26
●宜野座村土地利用集計表	27
災害通信	
●自衛隊の災害派遣要請系統図（付表）	27
防災会議名簿	
●宜野座村防災会議員名簿	28
図面	
●宜野座村一時・広域避難所および収用避難場所位置図	29
●宜野座村海拔表示板設置箇所および海拔高度図（全体図）	30
●宜野座村消防水利整備状況および危険物取扱施設位置図	31
●宜野座村防災無線屋外支局設置箇所図	32
●松田区(潟原地区)津波災害避難経路図	33
●松田区(前原地区)津波災害避難経路図	34
●宜野座区・惣慶区津波災害避難経路図	35
●漢那区津波災害避難経路図	36

第1編 総 則 編

序 総則編の概要

第1編 総則編は、本計画の対象となる地域の自然や社会的諸条件などの地域概況とともに、計画の目的や想定する災害及び防災関係機関等の役割などの基本的事項、並びに防災対策の基本方針や施策体系などの防災ビジョンに関するものである。

第1章 計画の目的と基本的事項

第1節 計画の目的と用語

宜野座村地域防災は、災害対策基本法第40条の規定に基づいて、本村地域に係る防災対策に関し、概ね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な一連の防災活動を適切に実施するため、宜野座村防災会議が策定するものである。

- | |
|---|
| ① 本村の地域概況や災害の想定、防災に関する村や県及び指定公共機関等、その他防災上重要な施設の管理者、そして村民や本村に存する事業所などの処理すべき事務又は業務の大綱、並びに防災対策の基本方針やビジョンなどに関すること |
| ② 災害の発生を未然に防止するための治山治水や砂防及び海岸保全事業、防災及び減災に係る事業、並びに防災教育や訓練及び災害用食糧、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画 |
| ③ 災害の来襲前や通過時などにおける防災に関する組織、気象予報及び警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画 |
| ④ 災害復旧・復興に関する計画 |
| ⑤ その他の必要な事項 |

なお、本計画は「沖縄県地域防災計画(平成24年3月)」に準じて、台風や大雨による風害・洪水・高潮・土砂災害、地震・津波災害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害などのあらゆる災害に対する計画となっている。

そして本計画の構成についても「沖縄県地域防災計画」に準じているが、災害予防計画と災害復旧・復興計画は全ての災害に共通項目が多いのに対して、災害応急計画については災害別に特徴のある項目が存在することから、それらを勘案して、次のように設定する。

第1編 総則編	本計画の目的や想定する災害及び防災関係機関等の役割などの基本的事項、並びに防災対策の基本方針や施策体系などの防災ビジョン
第2編 災害予防計画編	災害などが起きる前に、全ての災害を想定しての各種災害の予防に関する計画
第3編 災害応急対策計画編	災害来襲の予想時、通過時、通過後などの各災害に対する応急対策計画で、①風水害、②地震・津波災害、③その他災害(消防・ダムにおける異常洪水・不発弾・海上災害)に区分する
第4編 災害復旧・復興計画編	災害が通過した後の全ての災害を想定した復旧・復興対策計画
資料編	各編に係る資料や様式など

宜野座村地域防災計画の全体構成

第1編 総則編・・・(1頁)

序 総則編の概要	
第1章 計画の目的と基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の目的と用語 ・計画の修正と周知徹底 ・地域概況 ・災害の想定 ・関係機関の業務大綱等
第2章 地域防災ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本方針と目標 ・施策体系

◆災害の時間的経過

〈平常時〉
○災害危険区域
(例：津波危険区域)



〈災害予兆・発生時〉
○災害来襲予報
(例：津波警報発令)
○災害来襲
(例：津波到着)
○災害通過



〈災害復旧・復興時〉
(例：津波警報解除)

第2編 災害予防計画編・・・(19頁)

序 災害予防計画編の概要	
第1章 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・村土保全の整備促進 ・建築物やライフライン等の耐風・耐震・不燃化等の災害予防 ・文化財等の災害予防
第2章 災害に強いひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の普及・啓発 ・自主防災組織の育成 ・防災訓練 ・災害時要援護者災害予防 ・災害ボランティア
第3章 応急対策のための事前措置	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の整備 ・防災備蓄、防災用設備等の整備 ・交通確保及び緊急輸送条件の整備

第3編 災害応急対策画編・・・(51頁)

序 災害応急対策計画編の概要	
第1章 風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・組織計画 ・動員計画 ・気象予報等の伝達計画 ・災害広報 ・通信計画 ・被害情報等収集報告、避難計画 ・交通応急対策 ・輸送計画
第2章 地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用計画 ・食糧、生活必需品物資供給画 ・給水、医療救護計画 ・応急仮設住宅、住宅の応急修理 ・文教対策計画
第3章 その他災害 (消防、ダムにおける異常洪水、不発弾、海上災害等)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等協力 ・相互応援協力 ・自衛隊派遣要請計画 ・防疫、障害物の撤去、清掃計画 ・行方不明者の捜索、死体の収容及び処理計画

第4編 災害復旧・復興計画編・・・(179頁)

序 災害復旧・復興計画編の概要	
第1章 災害復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設災害復旧、 ・住宅復旧計画 ・住民相談計画、生活確保対策計画 ・農漁業及び中小企業資金融資計画 ・復興の基本方針

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

1. 基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
2. 救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
3. 県防災計画	沖縄県地域防災計画をいう。
4. 市町村防災計画	市町村地域防災計画をいう。
5. 県本部	沖縄県災害対策本部をいう。
6. 現地本部	沖縄県現地災害対策本部をいう。
7. 地方本部	沖縄県災害対策地方本部をいう。
8. 市町村本部	市町村災害対策本部をいう。
9. 県本部長	沖縄県災害対策本部長をいう。
10. 現地本部長	沖縄県現地災害対策本部長をいう。
11. 地方本部長	沖縄県災害対策地方本部長をいう。

第2節 計画の修正と周知徹底

本計画は平成13年に策定された宜野座村地域防災計画の改定であるが、今後災害対策基本法42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認められたときにはこれを修正するものとする。従って、各防災関係機関は関係ある事項について計画修正案を毎年2月末日（緊急を要するものについては、その都度）までに宜野座村防災会議（総務課）に提出するものとする。

またこの計画は、宜野座村職員及び関係公共機関並びにその他の防災に関する主要な施設に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第4項に定める公表のほか、地域住民に周知徹底を図るよう努めるものとする。

第3節 宜野座村の概況

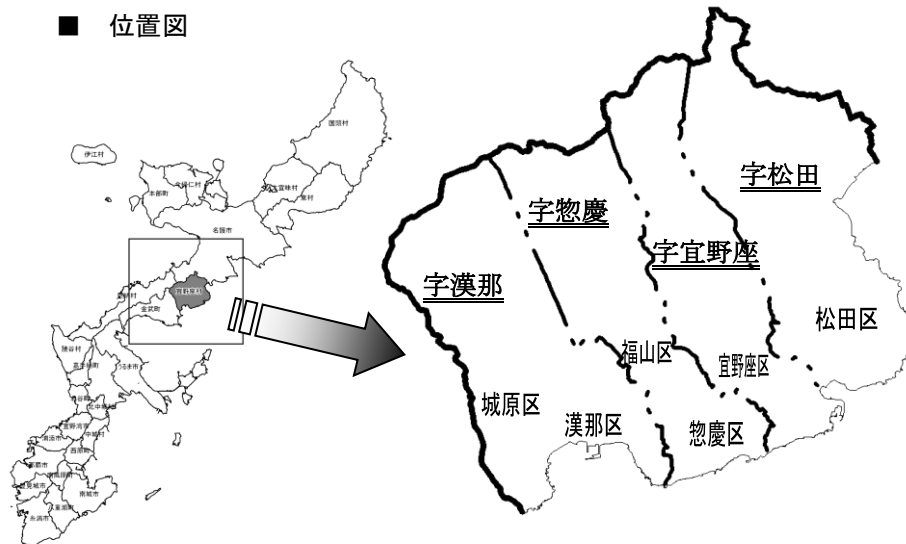
1. 自然的条件

(1) 位置及び地勢

本村は、沖縄本島のほぼ中央部東海岸側の北緯 26 度 28 分 40 秒、東経 127 度 58 分 42 秒に位置している。村域は南北 8km、東西 7km のほぼ正方形をなし、総面積は 3,132ha で、そのうち約 50.7% を占める 1,586ha が軍用地となっている。

本村は東から南側は太平洋に面しているが、南西は金武町、北西は恩納村、北東は名護市の 3 市町村に隣接している。県都那覇市から 55km 地点にあって、広域的にみると金武町や恩納村とともに本県北部と中南部地域の結節地点となっている。

本村は、4 つの大字に 6 つの行政区（国道 329 号を基軸に北から松田区、宜野座区、惣慶区、福山区、漢那区、城原区）で構成されているが、大きな集落周辺に潟原、高松、前原及び大久保の小集落も形成されている。



本村の地形は、西から北西部に位置する恩納村や名護市との境界に北側より古知屋岳（標高 284m）、ガラマン岳（253m）、漢那岳（238m）の一連の丘陵が連なり、冬の季節風や台風を遮る自然状のびょうぶのような役割を果たしている。

そしてそれらを源に、慶武原川や鍋川、宜野座福地川、漢那福地川などの河川が太平洋に注いでいるため、西片より東に向かってなだらかな波形上の台地を形成している。なお、本村の河川には 5 つのダムが設置されるとともに、河口周辺にはマングローブ群落も分布している。

(2) 地質及び土壌

本村の土壌は、国頭礫層や粘板岩を母材とする酸性で赤色土壌の国頭マーヅが山手側を中心に広い範囲を占め、一方、海岸に面した一部の台地地域には琉球石灰岩を母材とする暗褐色土壌の島尻マーヅが分布している。

国頭マーヅ土壌は、酸度が強く有機物に乏しいが、パインアップル栽培に適し

ている。しかし、この土壌は細粒子のため降雨時には分散しやすく侵食を受けやすい性質を持っているので、大雨時には河川へと大量に流出し、しばしば海洋汚染を引き起こしている。

島尻マージ土壌は、中性の保水力の乏しい性質を有しているが、サトウキビや野菜など多くの作物が栽培されている。

(3) 気候

本村を含む沖縄県は亜熱帯海洋性気候で、高温多湿や気温の年及び日較差が小さい特徴を持っている。年平均気温は約23℃、年降水量は2,000mm程度である。

夏と冬の季節風の特徴は顕著であり、夏は太平洋高気圧が張り出して、南～南東の風が卓越し、蒸し暑い晴天の日が多い。一方、冬は大陸高気圧の張出しで、北～北東風が卓越し曇雨天の日が多い状況である。

本県地域は最盛期の台風の通り道にあたっており、平均的に毎年7個強の台風が来襲し、暴風雨や高波などを伴って各所に大きな被害を与えている。また、梅雨期を中心にした大雨による浸水やがけ崩れなどの災害、あるいは冬期の低気圧や季節風による海難など発生する場合もある。

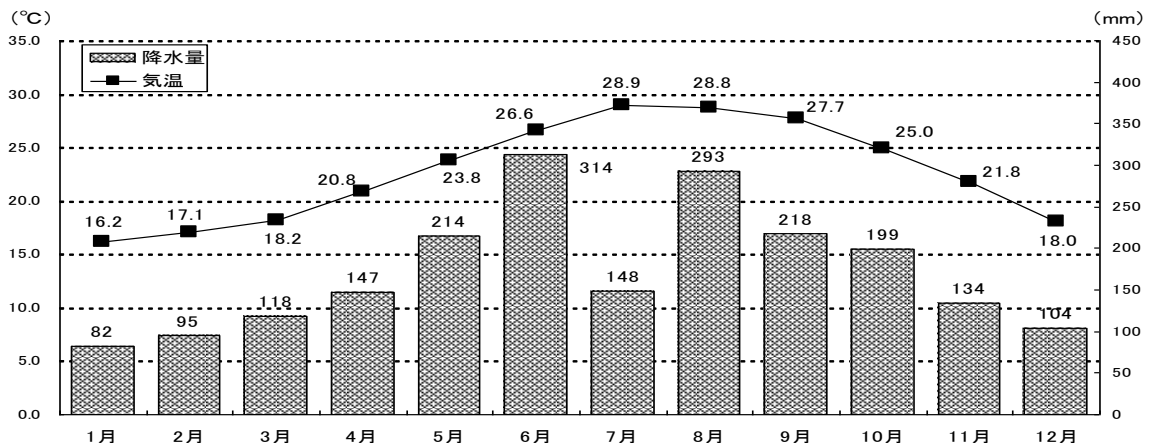
なお、本村の過去10年間の平均の気候をみると、年平均気温22.7℃、最高気温34.1℃、最低気温8.2℃、年間降水量は2,000mm程度となっている。

■ 気象状況

年次	気 温 (°C)						降 水 量 (mm)						風 速 (m/s)		日照時間			
	平均	最高		最低		総量	最大	月	日	1時間	月	日	平均	最大				
		気温	月	日	気温											月	日	日量
平成15年	22.9	34.5	8	5	7.9	1	31	1,530.0	132.0	8	7	43.5	10	10	3.8	29.9	西	1,827.4
16年	22.8	34.0	7	21	8.1	3	5	2,149.0	202.0	9	5	72.0	7	4	3.9	26.4	北北西	1,860.0
17年	22.5	34.0	7	21	7.6	3	5	1,736.5	100.5	6	16	34.0	6	12	4.0	16.3	北西	1,669.2
18年	23.0	34.9	7	6	9.1	3	4	2,324.5	172.5	8	6	61.0	9	3	3.7	21.0	南	1,679.0
19年	22.9	33.8	8	2	8.9	2	4	2,510.5	265.0	8	11	65.0	6	18	3.8	28.8	南東	1,784.3
20年	22.8	33.8	7	14	7.7	3	2	1,418.5	61.0	5	1	55.0	8	16	3.4	15.0	南南西	1,837.3
21年	22.9	35.1	8	3	7.9	1	16	1,653.5	121.5	6	12	50.0	4	21	3.6	14.4	北北東	1,855.1
22年	22.7	33.4	8	22	7.3	1	15	2,527.5	148.0	7	1	59.0	5	29	3.8	33.5	西北西	1,538.0
23年	22.4	34.3	7	23	8.4	1	16	2,115.5	377.5	8	5	66.0	11	30	3.8	36.2	南	1,566.1
24年	22.5	33.4	8	13	9.5	2	19	2,753.0	159.0	8	27	59.5	5	2	4.0	32.2	北西	1,512.2
10年平均	22.7	34.1			8.2			2,071.9	173.9			56.5			3.8	25.4		1,712.9

資料:沖縄気象台【名護地域気象観測所(アメダス)】

■ 気温、降水量の月別推移 (平成15年～22年平均)



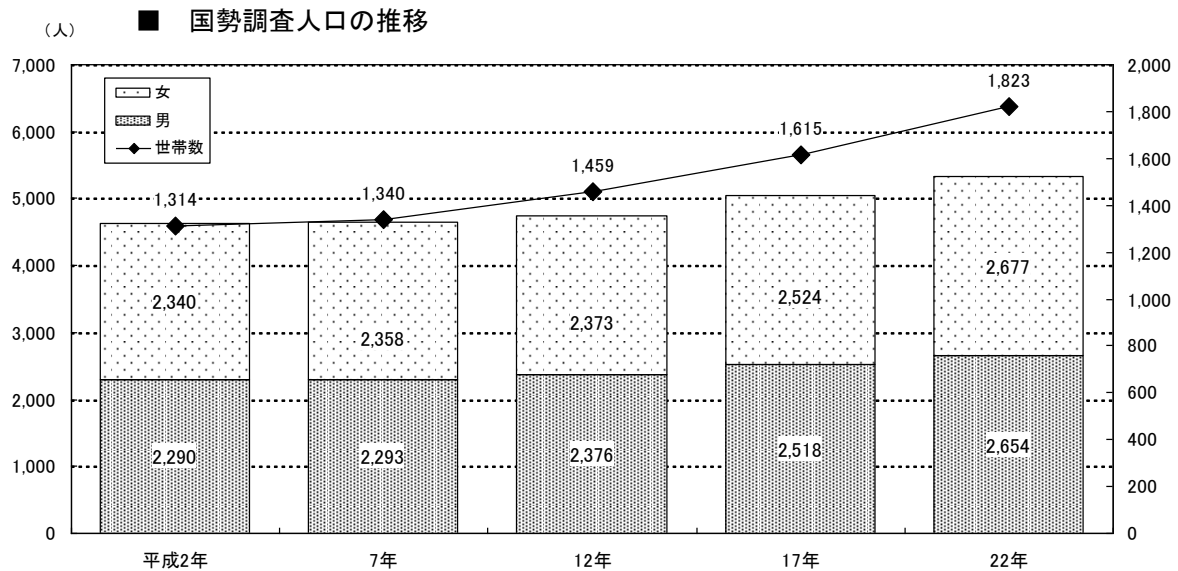
2. 社会的条件

(1) 人口及び世帯数

本村の平成22年の国勢調査における総人口は5,331人、世帯数は1,823世帯で、平成2年以降の推移をみると、人口が701人(15.1%)の増加、世帯数が509世帯(38.7%)の増加となっている。

このように世帯増加が人口増加を上回っていることで、一世帯あたり人員は3.5人から2.9人に減少し、核家族化が進行している。

(人口の統計データは資料編参照)

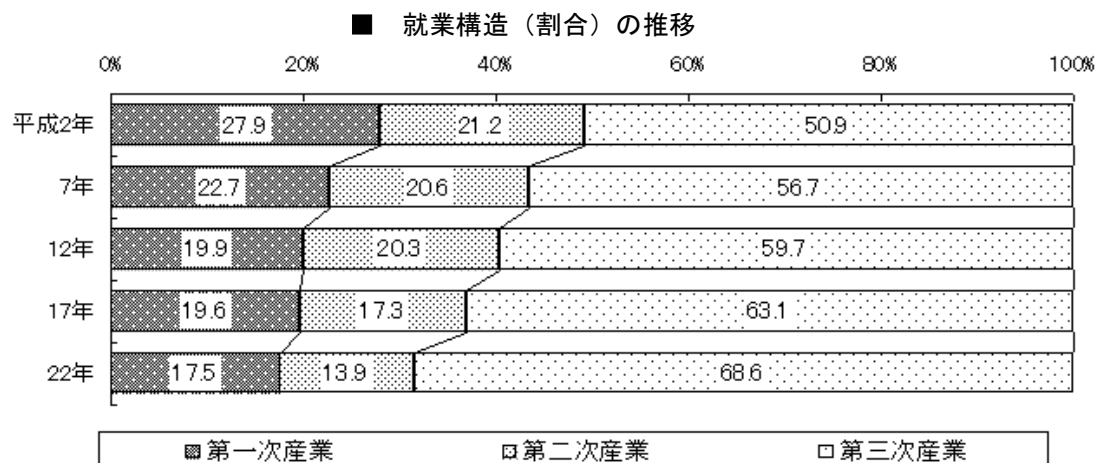


(2) 産業分類別就業人口

本村の平成22年の国勢調査における就業者数は2,413人で、そのうち第一次産業が418人(17.5%)、第二次産業が333人(13.9%)、第三次産業が1,638人(68.6%)と、第3次産業が最も多く占めている。

産業別に就業者の動向をみると、本村の基幹産業である農業が年々減少し、第二次産業は就業者数ではほぼ横ばい状況とみえるが、比率は減少傾向である。一方第三次産業は、増加傾向にあり、特に大きな割合を占めるサービス業の伸びが著しい。

(就業者数の統計データは資料編参照)



(3) 土地利用

本村の総面積は3,132haで、そのうち山地や森林及び河川などの自然系の土地利用が大部分を占めている（平成24年度現在）。地目別の動向にみると、田や畑及び山林や原野は減少傾向だが、宅地は人口や世帯の増加にともない増加傾向にある。

本村においては、山林や原野の自然系の土地利用が村土の過半数を占めているが、その多くは軍用地内に分布しているため、村民の生活圏においては統計的な数字に比べて緑の乏しい現状となっている。

（地目別面積の統計データは資料編参照）

(4) 道路交通

村内には、北部と中南部を結ぶ東海岸沿いの国道329号や中央部を縦走する沖縄自動車道の二大幹線道路が走り、交通の要衝を占めている。

村内では県道の名護～宜野座線及び漢那～松田線、その他生活道路としての村道がよく整備され、村民の利便性は十分確保されている。

その結果、本村と北部や中南部との時間距離が大幅に短縮され、村民の生活圏が広域化するとともに、村外からの訪問者が増大する傾向となっている。

(5) 文化財

本村には、沖縄県の無形民俗文化財に指定されている宜野座区の「京太郎」（チョンダラー）をはじめ、宜野座村指定の有形民俗文化財「旧古知屋村組踊写本（現松田区）」、無形民俗文化財では惣慶区の「ミジター」及び宜野座区の「字宜野座十五夜アシビ」、史跡「松田の馬場及び松並木」などの文化財が数多く存在している。

3. 過去の災害履歴

年 月 日	原因	主な被害 *（）以外は村内被害	気象値(風速:m/s) *数値は名護気象台	台風の経路と勢力等
平成19年 7月12日～ 14日	台風 4号	車両:1台 床上浸水:2棟、 床下浸水:1棟	最大風速 SW 28.8 最大瞬間風速 SW 50.9 総雨量 236.0mm	カリソ諸島近海で発生した後、大型で非常に強い勢力となって本島の西海上に接近して通過した。
平成19年 7月13日	高波 高潮	床下浸水 3棟		台風4号が本島の南約100kmの海上にあったため、高波や高潮に加え満潮も重なり、浸水が発生した。
平成23年 8月3日～ 6日	台風 9号	(本島全域) 負傷者:42人 全半壊:28棟 停電:99,000戸 他	最大風速 SSE 27.4 最大瞬間風速 SE 47.3 総雨量 585.5mm 有義波高(5日) 9時 10.0m	南大東島より西に進み、ゆっくりと本島へ接近した後、5日には大型で強い台風となり久米島付近を通過。その後北上し、中国へ上陸した。
平成24年 9月15日～ 16日	台風 16号	負傷者:1人 物損事故等:4件 避難状況:4名	最大風速 W 29.6 最大瞬間風速 NNE 51.4 総雨量 190.5mm	フィリピンの東から沖縄の南海上に北寄りに進んでいるときに急速に発達し、大型で猛烈な台風となり勢力を保ちながら北に進んだ。
平成24年 9月28日～ 29日	台風 17号	負傷者:1人 物損事故等:16件 電柱損壊:1件(16本)	最大風速 NW 32.2 最大瞬間風速 NW 97.5 総雨量 97.5mm	フィリピンの東で停滞している期間に発達し、29日には非常に強い勢力で北東へ進み、奄美大島の南海上に北東へ進んだ。

第4節 災害の想定

本計画では、本村の気象や地勢及び地質土壌などの地域特性によって起こる災害（台風、豪雨、高潮、地震、津波、その他災害）を重点に、救助法適用程度の災害を想定する。具体的には以下に掲げる災害を想定する。

ただし、2011年に発生した東北地方太平洋沖地震、あるいは1771年八重山地方に発生した大地震による大津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの大規模な災害による被害の軽減を図ることをも考慮する。

（1）台風

	①昭和32年台風第14号 (フェイ)	②平成15年台風第14号 (マエミー)
襲来年月日	昭和32年9月25日、26日	平成15年9月10日、11日
最大風速	47.0m/s (那覇)	38.4m/s (宮古島)
最大瞬間風速	61.4m/s (那覇)	74.1m/s (宮古島)
降水量	70.7mm (那覇、25～26日)	470.0mm (宮古島、9～12日)
死傷者・行方不明者	193名 (うち死者及び行方不明者131名)	94名 (うち死者1名)
住宅全半壊	16,091戸	94名 (うち死者1名)

（2）地すべり

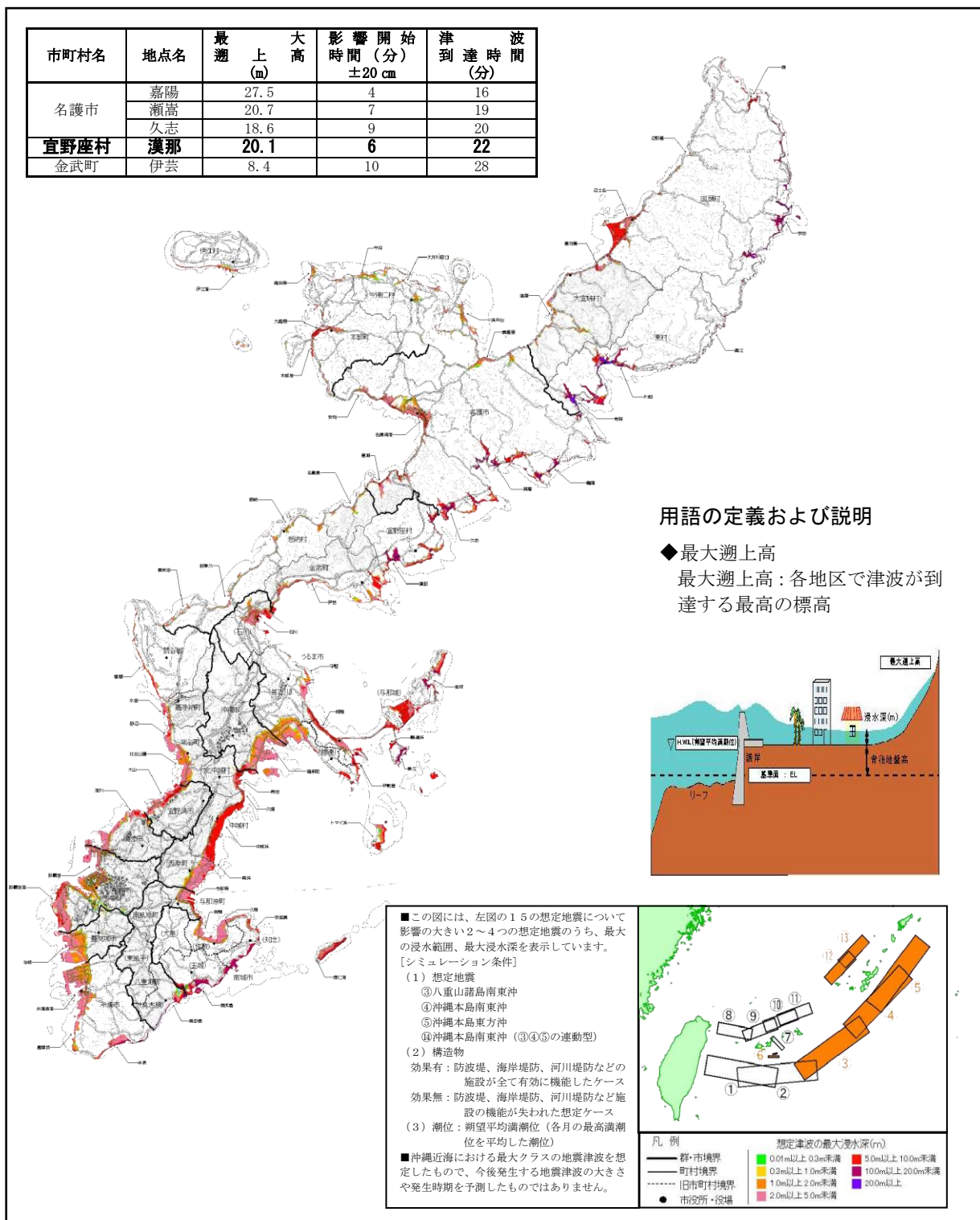
発生年月日	平成18年6月10日
発生場所	沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内
降雨状況	先行降雨量 533mm (5/1～6/9) 集中降雨量 88mm (6/10)
地すべりの規模	平均高さ30m (最大42m)、長さ約335m 移動土量 約34万m ³ 、地すべり面積5万6千m ² 地すべり幅 最大260m
人的被害	なし
道路損壊	県道35号線延長140m、村道坂田線延長100m

（3）地震及び津波の被害想定

本村の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波について、「沖縄県地震被害想定調査報告書」（平成21年度）による被害想定調査結果を参考に、宜野座村の地震・津波災害を想定する。

想定地震	タイプ	マグニチュード	ゆれ等の特徴 (予測最大震度)	備考
沖縄本島南東沖地震(3連動)	断層型	9.0	平成 18・19 年度沖縄県津波・高潮被害想定調査より津波遡上高が上回っており、到達時間も早くなっている。(予想震度は未公表)	沖縄津波被害想定検討結果(平成 25年3月)より

■ 津波浸水予測図(沖縄本島)



第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本村地域における住民の生命、財産を災害から保護するため、宜野座村の地域を管轄する公共機関や村内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1. 村・消防・警察機関

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
●宜野座村	① 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関する事務 ② 防災に関する教育・訓練の実施 ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 ④ 防災に関する施設及び設備の整備 ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑦ 水防、消防、救助その他の応急措置 ⑧ 災害時の衛生及び文教対策 ⑨ 災害時における交通輸送の確保 ⑩ 被災施設の災害復旧 ⑪ 被災者に対する生活再建支援、融資等の対策 ⑫ 地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整 ⑬ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
●金武地区消防衛生組合（消防本部） ●金武地区消防宜野座分遣所	① 避難者の誘導に関すること ② 消防、水防及び応急措置に関すること ③ 人命の救出及び救急に関すること ④ 社会公共施設や危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること
●石川警察署（宜野座駐在所）	① 災害時における住民生命、身体及び財産の保護 ② 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事項

2. 県及び出先・関係機関

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
●沖縄県	① 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 ② 防災に関する教育・訓練の実施 ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 ④ 防災に関する施設及び設備の整備 ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑦ 水防、消防、救助その他の応急措置 ⑧ 災害時の衛生、文教、公安対策 ⑨ 災害時における交通輸送の確保 ⑩ 被災施設の災害復旧 ⑪ 被災者に対する融資等の対策 ⑫ 村が処理する防災に関する事務または業務の実施についての援助及び調整 ⑬ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 ⑭ 県内外の応援調整等の事務
●沖縄県立北部病院	① 災害時における医療、助産、看護活動の実施 ② 被災者の応急対策

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
●中部福祉保健所	① 災害時における管内の保健衛生対策及び指導
●北部土木事務所	① 所管に係わる施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策や災害復旧対策、並びにこれらの指導
●北部農林水産振興センター （農業水産整備課 農業改良普及課 森林整備保全課）	① 所管に係わる施設（農道、農地、排水、耕地護岸等）の災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導 ② 農作物の災害応急対策及び指導 ③ 村が行う被害調査及び応急対策への協力 ④ 災害時における被災農家の再生産及び生活指導等 ⑤ 保安林の維持管理及び育成事業に関すること ⑥ 林務護岸等、保安施設の整備促進及び指導 ⑦ その他所管業務についての防災対策

3. 指定地方行政機関・自衛隊

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
●沖縄総合事務局 （北部国道事務所、 北部ダム統合管理事務所、 漢那ダム管理支所含む）	① 局所管の被害状況調査 ② 地方公共団体に対する災害融資 ③ 災害時における金融機関に対する緊急措置 ④ 農業に関する災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する指導調整及び助成 ⑤ 農業用施設に関する災害予防及び災害復旧対策 ⑥ 災害時における価格の安定対策 ⑦ 災害時における高圧ガス及び電気施設等の保安の確保 ⑧ 被災商工業者に対する融資の調整 ⑨ 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び指揮 ⑩ 災害時における自動車運送業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海の要請 ⑪ 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整 ⑫ 直轄国道に対する災害応急対策 ⑬ 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 ⑭ 直轄港湾・海岸災害復旧事業に関する災害対策
●第十一管区海上保安本部	① 海上における人命救助、財産の救護活動その他救済を必要とする場合の援助 ② 海上における治安警備
●沖縄气象台	① 災害や災害発生時に関する気象、地震及び津波等の観測、通報、予報、並びに警報の発表及び伝達（観測資料の提供等）
●那覇食糧事務所	① 災害時における主要食糧の需給調整対策
●沖縄総合通信事務所 （宜野座郵便局）	① 災害時における郵政事業運営の確保 ② 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱および援護対策 ③ 非常の場合の電気通信の監理 ④ 災害時における非常通信の確保 ⑤ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資 ⑥ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分に関すること
●沖縄労働局	① 職場における労働者の安全と健康の確保
●沖縄森林管理署	① 国有林野の保安林、治山事業等の防災管理 ② 災害応急用材の需給対策

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
●自衛隊	① 災害派遣の準備等に関すること ア) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 イ) 自衛隊災害派遣計画の作成 ② 災害派遣の実施等に関すること ア) 人命または財産の保護のため、緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援や応急の実施 イ) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

4. 指定公共機関

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
●NTT 西日本一九州 沖縄支店	① 電信電話施設の整備及び災害非常通話の調整 ② 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
●NTTドコモ九州 沖縄支店	① 移動通信施設の保全と重要通信の確保
●KDDI 沖縄(株)	① 通信施設の保全及び災害時における国内外通信の疎通確保
●日本赤十字社 沖縄県支部	① 災害時における医療及び助産の実施、並びに救助用物資確保についての協力 ② 地方公共団体以外の団体または個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施 ③ 義援金品の募集及び配分
●沖縄電力(株)	① 電力施設の整備及び防災管理 ② 災害時における電力供給の確保
●日本放送協会 沖縄放送局 (NHK)	① 気象注意報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
●西日本高速道路(株) (NEXCO) 九州支社沖縄管理事務所	① 公団管理道路の防災管理 ② 被災道路の復旧
●琉球海運(株)	① 災害時における船舶による救助物資等の輸送確保
●沖縄県北部医師会	① 災害時における医療及び助産の実施
●(社)沖縄県 バス協会	① 災害時においてバスによる被災者及び一般利用者等の輸送協力に関する連絡調整 ② 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整

5. 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
●宜野座村社会福祉 協議会	① 村が行う防災及び応急対策への協力 ② 被災者の救護活動の展開
●村立学校給食共同 調理場	① 災害時の炊き出しに関すること
●J A おきなわ 宜野座支店 ●宜野座村漁業協同 組合	① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ② 農作物及び漁業災害応急対策の指導 ③ 農漁業生産資材及び生活資材の確保斡旋 ④ 被災農漁家に対する融資の斡旋
●宜野座村商工会	① 村が行う防災及び応急対策への協力 ② 救助用物資、復旧資材の確保についての協力 ③ 被災者の生活資材の確保についての協力

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
●(社)高圧ガス保安協会	① ガス施設の安全、保全に関すること ② 災害時におけるガスの供給に関すること
●危険物施設等の管理者	① 安全管理の徹底 ② 防護施設の整備
●報道機関	① 災害状況及び災害対策に関する報道

6. 協力機関

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 綱
●自治会（村民）	① 避難誘導、避難所内の世話業務の協力に関すること ② 罹災者に対する炊き出し、救助物資の配分等 ③ その他被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること
●村内事業所等	① 普段の事業活動において本村の災害に強いひとづくり、まちづくりへの共同体制を図る ② 従業員・来訪者の安全確保とともに、地域住民全体の安全確保に関すること ③ 行政機関の防災事業への協力等

第2章 地域防災ビジョン

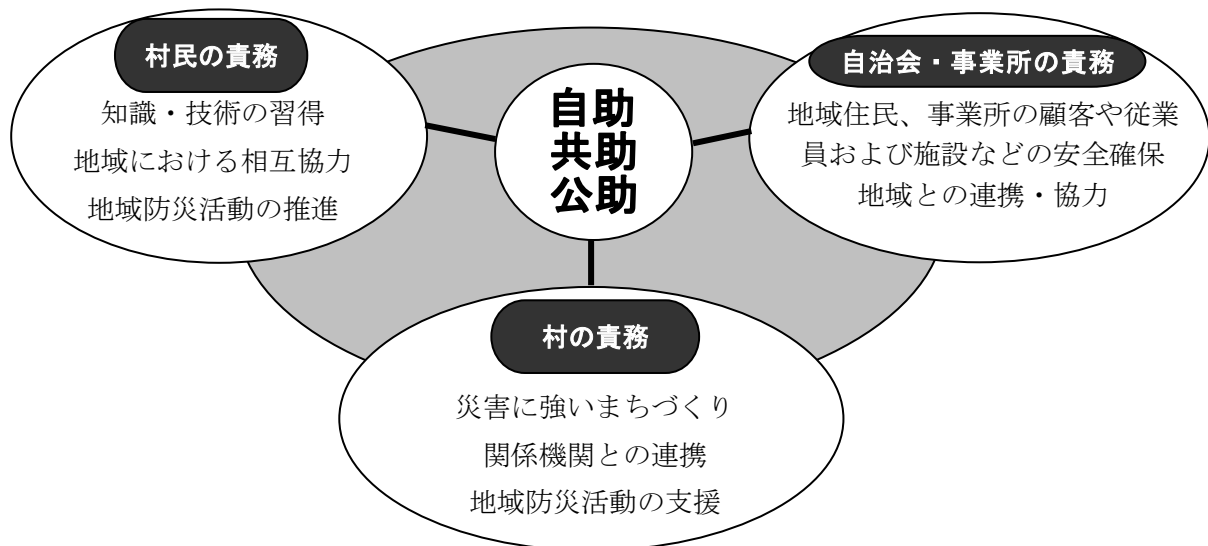
第1節 基本方針と基本目標

1. 防災計画の基本方針

本計画は、災害対策の基本である「災害を的確に予防し」、「事に臨んでは迅速に対処し」、そして「事後の復旧に万全を尽くす」ことを3本柱とするとともに、地域住民一人一人が、災害からの自分の命は自分で守るという「自己防衛意識」を基本理念に、行政や地域がそれらをサポートするという自助・共助・公助の精神などを踏まえて策定するものとする。

また、災害及び被害想定の結果に基づいて検討しているが、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域特性を踏まえた減災目標を策定することとしている。

さらに、地球温暖化による気候変動などから大雨や洪水、高潮及び土砂災害などの自然災害リスクが高まっているという大自然環境の大きな変化、あるいは少子高齢化の進行や高齢者(とりわけ独居老人)や障がい者などの災害時要援護者の増加、観光客や外国人の増加などとともに、住民意識や生活環境の変化として近隣扶助意識の低下が顕在化している地域社会構造の変化などにも対応した計画を策定することとしている。



2. 防災計画の基本目標

本計画は、本村の総合計画に掲げる将来像：「水と緑と太陽の里」を実現するための具体的な計画であり、村土や村民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災村を実現することを大きな目的としている。

その目的を達成するための本計画の基本理念を『村民の生命や財産の安全及び安心な村民生活の確保』とするとともに、それらを達成するための基本目標を次のとおり設定するものとする。

■ 基本目標

(1) 災害に強い集落構造をつくる（まちづくり）
本村の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策
(2) 災害に強い村民をつくる（ひとづくり）
防災計画などを実行する人に着目し、各種災害についての意識や知識、行動力、組織及び連携力を向上させ、災害に対する適切な行動や組織的対応が取れるようにするための対策
(3) 円滑で実践的な災害応急対策及び復旧・復興対策の確立
災害の来襲や通過時及び通過後において、円滑で実践的な災害応急対策や復旧及び復興が推進できるような対策を確立する

第2節 施策体系

宜野座村地域防災計画の施策体系を次のとおりとする。



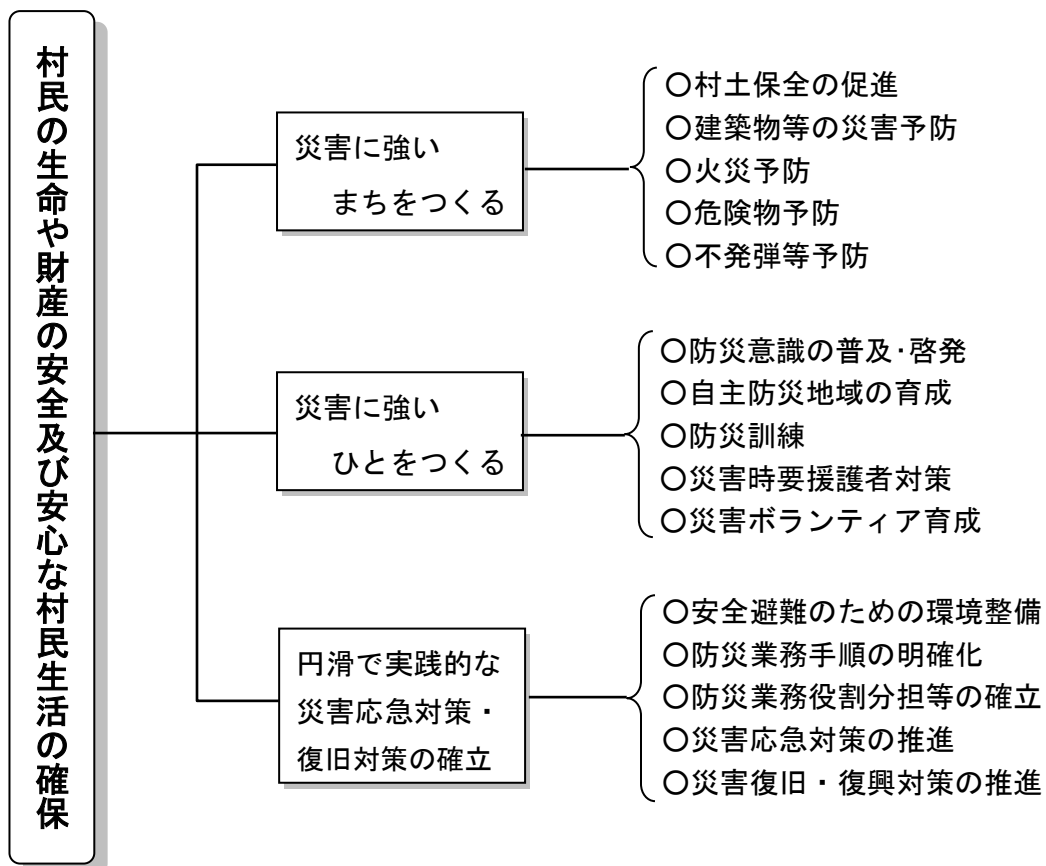
その
具現化に
向けて

宜野座村地域防災計画

(基本理念)

(基本目標)

(基本施策)



第2編 災害予防計画 編

序 災害予防計画編の概要

第2編 災害予防計画編は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、地震・津波災害、ダムにおける異常洪水、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、海上災害などあらゆる災害の発生を未然に防止する予防計画に関するものである。本編では、次の基本方針に基づいて各種予防計画を定めるものとする。

1. 基本方針

台風や大雨などによる風水害や地震・津波災害、火災及び危険物災害、不発弾等災害などのあらゆる災害の発生を未然に防止するため、さらに、災害が発生しても被害を最小限に止め、復旧及び復興しやすい構造とするための災害予防計画は、あらゆる災害において共通する項目が多いものである。

そのため、災害から村民の生命や財産の安全を確保するための予防対策は、「災害に強いまちづくり」、「災害に強いひとづくり」、「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」について定め、その実施を図るものとする。

2. 災害に強い集落構造づくり・・・まちづくり

村内の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物などに着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策で、主な内容は以下のとおりである。

- ① 村土地盤、土木施設等の対策
- ② 地域の建築物の対策
- ③ 火災予防対策
- ④ 危険物・不発弾等予防対策
- ⑤ 上・下水道等予防対策

3. 災害に強い村民づくり・・・ひとづくり

防災計画などを実行する人に着目し、各種災害についての意識や知識、行動力、組織及び連携力を向上させ、災害に対する適切な行動や組織的対応が取れるようにするための対策で、主な内容は以下のとおりである。

- ① 防災知識の普及・啓発活動
- ② 自主防災活動組織育成活動
- ③ 防災訓練
- ④ 災害時要援護者の安全確保
- ⑤ 災害ボランティアの活動環境の整備

4. 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するために必要な活動体制や活動条件の整備に関する事前措置について定める対策で、主な内容は以下のとおりである。

- ① 避難場所の整備
- ② 防災備蓄、防災用設備等の整備
- ③ 交通確保及び緊急輸送条件の整備

第1章 災害に強い集落構造(まちづくり)のための計画

第1節 村土保全事業の促進計画

I 基本方針

災害に強いまちづくりの一環として、山地や河川及び海岸に対して、治山治水対策や砂防対策及び海岸防災対策などの村土保全事業について、国や県と協力して促進していくものとする。

II 実施内容

1. 治山事業の促進

本村の山地の多くを軍用地が占めているが、山林地域における侵食防止や水源かん養機能の強化などを促進し、山地に起因する災害の未然防止に努める。

2. 治水事業の促進

本村には、県管理の二級河川として漢那福地川があり、残りの慶武原川や鍋川及び宜野座福地川の3水系は普通河川で、それらの河川には漢那ダムをはじめ5ヶ所のダムが設置されている。なお、本県の河川は一般的に流路延長が短いため、台風などの豪雨による被害が多く発生する特徴がある。

本村の漢那福地川は「危険と予想される区域」、宜野座福地川は「砂防指定地」に指定されていることから、常に河川状況を把握するとともに、護岸修繕や堆積土砂の除去、河川改修事業や砂防対策事業などを促進し、水害防止に努める。

■ 二級河川指定一覧表 (所轄：沖縄県北部土木事務所)

水系名	河川名	指定区間		指定延長	流域面積	指定年月日
漢那福地川	漢那福地川	左岸	字漢那福地原 2478-1 地先から漢那橋に至る	3,500m	9.0 km ²	昭和53年 9月16日
		右岸	"			

資料：沖縄県土地利用規制現況図 説明書

■ 重要水防区域外で危険と予想される区域 (所管：沖縄県北部土木事務所)

水防管理団体名	河川名	水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
		延長	区域	延長	区域		家屋	耕地	人口	面積
宜野座村	漢那福地川	0.9 km	漢那橋より上流0.9 km～漢那橋に至る	0.9 km	漢那	溢水	2棟	5.0 ha	101人	2.1 ha

資料：沖縄県水防計画書

■ 砂防指定地

河川名	溪流名	位置(大字)	面積(ha)	被害対象			指定年月日
				人家(戸)	耕地(ha)	公共施設	
宜野座福地川	宜野座福地川	宜野座	1.53	50	5	橋梁	

資料：沖縄県水防計画書、沖縄県土地利用規制現況図 説明書

3. 地すべり、がけ崩れ災害防止対策事業の促進

村内の地すべり、がけ崩れの危険が予想される箇所を調査把握し、その整備促進を図るとともに、大雨注意報の発令時または台風時には巡回して監視する。

4. 海岸保全事業の促進

本村の潟原海岸や宜野座海岸、宜野座漁港及び漢那漁港などは海岸保全区域に指定されている。海水による侵食または高潮及び波浪などから海岸を防御するため、離岸堤や海岸護岸の整備等、高潮対策及び侵食対策事業などの海岸保全事業を促進するとともに、防風林や防潮林の保全育成を図る。

■ 海岸保全区域

所管（国）	所管（県）	海岸名・漁港名	位置・漁港管理者	指定延長	指定年月日
国土交通省 水管理・国土保全局	北部土木事務所	松田潟原海岸	宜野座村松田	1,375m	昭和40年4月6日
〃	〃	宜野座海岸	宜野座村松田 ～宜野座	880m	昭和56年12月10日
農林水産省 農村振興局	北部農林水産 振興センター	宜野座	宜野座村宜野座	1,070m	昭和50年11月27日
水産庁	〃	漢那漁港	宜野座村	380m	平成15年9月26日
〃	〃	宜野座漁港	〃	450m	昭和56年12月10日
国土交通省 港湾局	北部土木事務所	金武湾港	宜野座村漢那	427.26m	平成15年9月26日

資料：沖縄県水防計画書

5. 道路、橋りょうの維持補修事業

道路管理者は、所管の道路や橋りょう等を常時補修する。なお、早急に修理が不可能な危険箇所については、立て札等によって表示し、通行又は重量の制限を行う。

6. 農地防災事業の促進

農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や大雨、洪水または津波の浸水等による二次災害としてあらわれる。これらの対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める。

第2節 建築物等の災害予防計画

I 基本方針

風水害、大火災等による建造物の災害の防御及び耐震性の向上を図るため、「建造物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進、建造物被害の減少を図る。

II 実施内容

1. 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進

建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進する。

2. 公共建築物の耐風及び耐火対策

公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う。

3. 公共建築物の定期点検及び定期検査

公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

4. 建築物の耐震化の促進

本村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

5. ブロック塀対策

本村は、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

(1) 調査及び改修指導

ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

(2) 指導及び普及啓発

県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第3節 火災予防計画

I 基本方針

本村の総面積の約半分が森林地域となっており、その大部分が米軍基地施設に占められているが、林野火災による災害の拡大防止及び火災の発生を未然に防止するための対策を講ずる。

II 実施内容

1. 火災危険箇所の把握

防火対象物を把握し、消防設備などの設置や維持、防火基準適合表示制度の普及に努めるとともに、予防査察や火災予防運動など防火意識の高揚を図る。

■ 宜野座村防火対象物一覧

平成25年1月現在

番号	防火対象物	番号	防火対象物	番号	防火対象物
1	松田小学校	22	宜野座村地域福祉センター	43	北部ダム統合管理事務所 漢那ダム管理支所
2	宜野座小学校	23	ザ・テラスホテルズ(潟原営業所)	44	宜野座村商工会
3	漢那小学校	24	宜野座給油所	45	宜野座ドーム
4	宜野座中学校	25	城原給油所	46	JA おきなわ宜野座支店
5	宜野座高等学校	26	北部病院	47	未来ぎのざ
6	松田保育園	27	宜野座村 IT オペレーションパーク	48	宜野座カントリークラブ
7	松田幼稚園	28	かんなダム管理事務所	49	
8	宜野座村立保育所	29	かんなタラソ沖縄	50	
9	宜野座幼稚園	30	宜野座郵便局	51	
10	かんな保育所	31	宜野座村教育委員会	52	
11	漢那幼稚園	32	宜野座村社会福祉協議会	53	
12	松田区公民館	33	宜野座村土地改良区事務所	54	
13	宜野座区公民館	34	宜野座村農業後継者育成センター	55	
14	惣慶区公民館	35	宜野座村緑化センター	56	
15	福山区公民館	36	金武地区清掃センター	57	
16	漢那区公民館	37	宜野座村堆肥センター	58	
17	城原区公民館	38	宜野座村文化センター	59	
18	中央公民館	39	宜野座村立博物館	60	
19	宜野座村役場	40	宜野座村国際交流センター	61	
20	村総合体育館	41	石川警察署宜野座駐在所	62	
21	潟原給油所	42	宜野座村漁業共同組合	63	

資料：総務課

2. 消防施設・設備の整備促進

消防車両や水利設備等の整備促進を図る。

■ 消防自動車等現有状況

平成24年4月1日現在

種 別	金武地区 消防本部	宜野座分遣 所・分団	備 考
指 揮 車	1		
指 令 車	1		
広 報 車	1		
積 載 車	3	1	
救 助 工 作 車	1		
消 防 車	4	1	2,000ℓ 5台
救 急 車	3	1	
小型ポンプ積載車	1		
タ ン ク 車	3	1	10,000ℓ 4台
はしご(梯子)車	1		
水上バイク・救助ボート	2		
総 務 車	1		
合 計	21	4	

資料：金武地区消防本部

■ 宜野座村消防水利の設置状況

行政区名	消 火 栓 個 数
松田区	15
宜野座区	29 (防火水槽：1)
惣慶区	20
福山区	4
漢那区	23
城原区	5
合 計	96

資料：金武地区消防本部

3. 火災予防査察及び防火診断

火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

(1) 特定防火対象物等

本村は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

本村及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

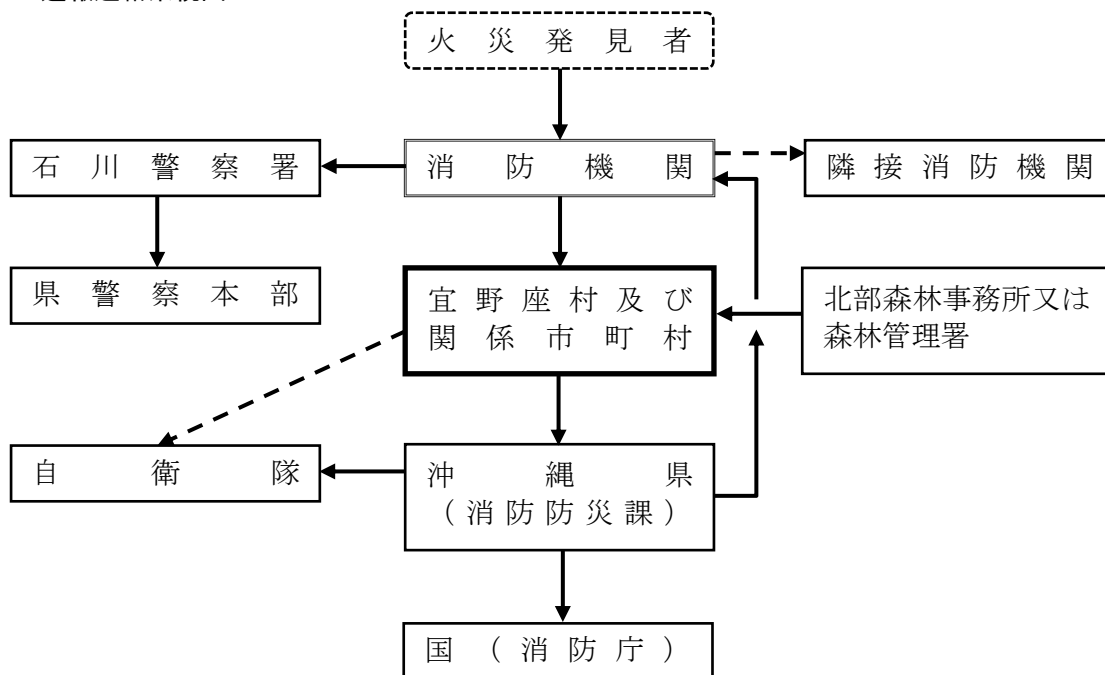
4. 林野火災対策の予防

(1) 林野火災対策の推進

県の指導に従い、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び警察その他関係機関で総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。

また延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

■ 通報連絡系統図



(2) 出火防止対策

- ① 本村及び森林管理者等は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱や標板等の設置に努める。
- ② さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱についての指導を強化する。
- ③ 本村及び森林管理者は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
- ④ 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

5. 林野火災対策用資機材の整備

本村は、国や県及び関係機関とともに、村及び周辺地域の消防地域を管轄する金武地区消防組合等の施設や林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図る。

第4節 危険物等の災害予防計画

I 基本方針

ガソリンや石油類及び高圧ガス等の危険物による災害は大規模化する恐れがある。そのため設置事業所における法令の遵守及び保安体制の強化を促進するとともに、保安教育や訓練並びに防災意識の高揚に努め、危険物による災害の発生及び拡大を防止する。

II 実施内容

1. 危険物貯蔵所及び取扱所の保安対策

消防機関は消防法に規定する危険物貯蔵施設及び取扱所に対して、立入検査や保安査察等を実施し、法令基準の適合確認を行うとともに、災害予防上必要な指導を行う（第3編第3章第1節 消防計画参照）。

また危険物設置事業所は、危険物施設の管理・点検・巡視基準等を定め、保安体制の強化に努める。

2. 防災意識の高揚

危険物設置事業所に対する保安教育や訓練等を強化し、防災意識の高揚に努める。

3. 危険物貯蔵所及び取扱所の予防対策

(1) 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状及び数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市町村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

4. 化学消防機材の整備

危険物災害に適切に対処するため、消防機関に化学車等の配置整備を行うとともに、事業所に対しては化学消化剤等の備蓄を推進させる。

5. 宜野座村の危険物取扱い施設一覧

平成25年1月現在

事業所名	所在地	取扱品目		施設の種類
宜野座給油所	字惣慶 1830-6	ガソリン	30,000ℓ	給油取扱所 移動タンク貯蔵所 2台
		灯油	10,000ℓ	
		軽油	10,000ℓ	
		オイル	2,700ℓ	
(有)拓邦産業 城原給油所	字漢那 2287-1	ガソリン	25,000ℓ	給油取扱所 移動タンク貯蔵所 1台
		灯油	10,000ℓ	
		軽油	5,000ℓ	
		オイル	1,500ℓ	
		重油	20,000ℓ	地下タンク貯蔵所
潟原給油所	字松田 2842	ガソリン	29,000ℓ	給油取扱所
		軽油	15,200ℓ	
		オイル	500ℓ	
ザ・テラスホテルズ(株) 潟原営業所	字松田 2842-3	軽油	19,000ℓ	屋外タンク貯蔵所 2基 一般取扱所 移動タンク貯蔵所 3台
		重油	39,000ℓ	
		灯油	10,000ℓ	
宜野座村漁業協同組合	字漢那 1703-4	軽油	5,000ℓ	船舶給油取扱所 一般取扱所
		重油	7,000ℓ	
		重油	30,000ℓ	屋外タンク貯蔵所
宜野座カントリークラブ	字松田 2824-264	重油	3,100ℓ	地下タンク貯蔵所
		ガソリン	600ℓ	自家用給油取扱所①
		軽油	600ℓ	
		ガソリン	576ℓ	自家用給油取扱所②
宜野座村 I T オペレーションパーク	字松田 1443	重油	75,000ℓ	地下タンク貯蔵所 一般取扱所
かなたラソ沖縄	字漢那 1817	灯油	20,000ℓ	地下タンク貯蔵所 一般取扱所
北部病院	字漢那 1817	重油	2,500ℓ	屋外タンク貯蔵所
漢那ダム管理支所	字漢那 2015-2	重油	7,000ℓ	地下タンク貯蔵所

資料：金武地区消防本部

第5節 上・下水道施設災害予防計画

I 基本方針

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

II 実施内容

1. 上水道施設災害予防計画

(1) 施設の防災性の強化

各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

(2) 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

2. 下水道施設災害予防計画

(1) 施設の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

(2) 広域応援体制の整備

県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する。

第6節 文化財災害予防計画

I 基本方針

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図る。

II 実施内容

- ① 宜野座村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- ② 文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- ③ 防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- ④ 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。

■ 宜野座村の指定文化財（有形文化財）一覧表

指定機関	種別		名称	指定年月日	所有者 保持・保存団体等
村	有形	民族文化	旧古知屋村（現松田区）の組踊写本六冊	昭59.2.27	松田区
〃	有形	古文書	許田家所蔵の家譜及び関連古文書類	昭59.2.27	許田正明
〃	有形	史跡	松田の馬場及び松並木	昭59.2.27	宜野座村、松田区
〃	有形	歴史資料	「湛姓家譜」支流一冊	平3.12.12	屋良福祐
〃	有形	歴史資料	沖縄戦関連宜野座村資料	平13.10.9	宜野座村教育委員会

資料：宜野座村立博物館

第2章 災害に強い村民(ひとづくり)のための計画

第1節 防災知識の普及・啓発計画

I 基本方針

災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日頃から防災についての認識を高め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

また災害応急対策の迅速確実な実施を期するため、普段における必要な訓練も重要である。このため村民並びに本村職員に対して防災意識の高揚に努めるとともに、関係機関との緊密な連携のもとに防災訓練を実施する。

II 実施内容

1. 防災意識の高揚

(1) 職員に対する防災教育の実施

防災事務及び業務に従事する職員に対して防災上必要な知識や技能の向上を図るため、地域防災計画の内容や運用をはじめ関係法令及び実務に関する講習会並びに研究会等を実施する。

(2) 村民に対する防災教育の実施

村民に対して「自らの生命は自ら守る」ということ基本に、地域別説明会や映画会並びに学校教育等を通じて地域防災計画の内容や過去の災害の紹介、並びに災害の予防及び災害時における心得等を周知させ、地域住民の防災に関する認識の高揚を図る。

(3) 災害広報の実施

村民に対して広報活動を行い、防災知識の普及に努める。

ア. 広報手段

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 地域防災マップの配布 | ② 広報ぎのぎの活用 |
| ③ 宜野座村防災行政無線の活用 | ④ 村内祭り、イベント等の活用 |
| ⑤ ホームページの活用 | |

イ. 広報内容

- | | |
|---------------------------|------------|
| ① 一般的な防災知識 | ② 災害時の危険箇所 |
| ③ 避難ルート及び避難場所の設定や利用に関すること | |
| ④ 気象(災害)予報 | |

2. 防災訓練の実施

防災知識の復旧は防災訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。そのため防災関係機関の連携のもとで、公共団体や民間協力団体及び学校並びに地域住民等あらゆる機会をとらえて、基礎訓練や総合訓練の計画的な実働訓練を実施する。

第2節 自主防災組織育成計画

I 基本方針

災害時における応急活動は、単に地方公共団体のみならず各種公共団体や民間協力機関はもとより、地域住民の隣保組織の協力がなければ万全を期しえないものである。また自分たちの地域は自分たちで守ろうとする協同と連帯感も重要である。

そのため地域の実状に応じた住民の隣人互助の精神に基づく自発的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう協力体制を確立する。

II 実施内容

1. 自主防災組織の育成

村は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図ることとし、その際には消防機関等の関係機関と連携協力する。また村民は災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

(1) 組織の編成単位

自主防災組織は、住民の防災活動推進上最も適正な規模と地域を単位とし編成する。その組織化にあたっては①住民が真に連帯感に基づいて防災活動を行うことができる規模であること、②住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること等に留意し、村が住民と協議し実施する。

(2) 組織づくり

組織づくりにあたっては、自治会等の既存組織を自主防災組織へ育成することを基本として次の方法により促進する。

- ① 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れる。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織に対して活動の充実強化を図る。
- ③ 婦人団体及び青年団体並びにPTA等の地域で活動している組織を活用する。

2. 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

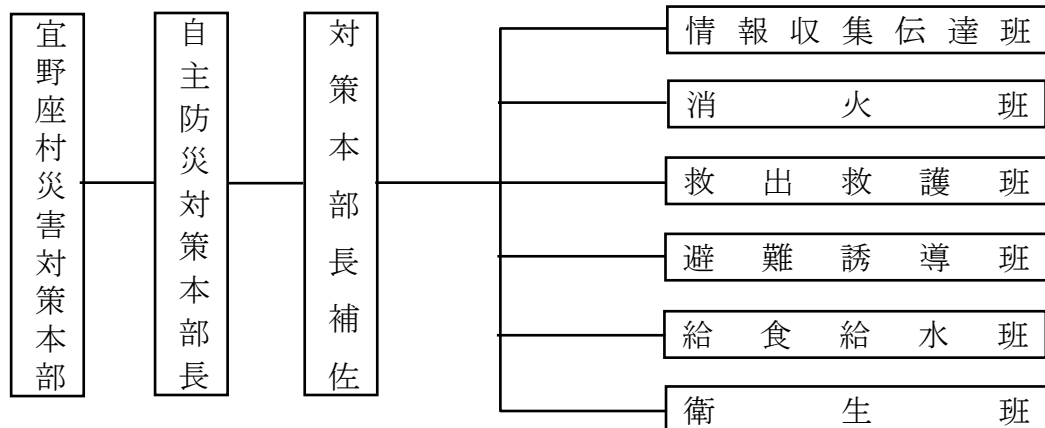
- ① 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ② 防災情報の収集伝達体制の確立
- ③ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ④ 防災リーダーの育成

(2) 災害時の活動

- ① 災害情報の収集及び伝達、避難勧告や指示等の伝達
- ② 出火防止の実施
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力
- ⑥ その他

3. 自主防災組織図と役割

(1) 自主防災組織図



(2) 自主防災組織の役割分担

班名	育成方法	
	平常時	非常時
情報収集伝達班	① 防災知識の普及に関すること ② 情報収集伝達訓練の計画実施に関すること ③ 必要資機材の整備、点検に関すること	① 情報の収集、伝達に関すること ② 指揮命令等の伝達に関すること ③ 組織内の連絡調整及び他の期間との連絡に関すること
消火班	① 地域の安全点検に関すること ② 消火訓練の実施、計画に関すること ③ 必要資機材の整備、点検に関すること	① 出火防止と初期消火に関すること
救出救護班	① 地域の安全点検に関すること ② 救出救護訓練実施及び計画に関すること ③ 必要資機材（救出用具、医療品等）の整備、点検に関すること	① 負傷者の救出及び搬送に関すること ② 負傷者の応急手当に関すること ③ 仮設救護所の設置に関すること
避難誘導班	① 地域の安全点検に関すること ② 避難路、避難場所の設定訓練に関すること ③ 必要資機材の整備、点検に関すること	① 安全な避難誘導に関すること ② 避難場所の設定に関すること
給食給水班	① 井戸の状況把握に関すること ② 給食、給水訓練の実施及び計画に関すること ③ 必要資機材の整備、点検に関すること	① 炊き出しに関すること ② 食糧、飲料水、生活必需品などの配分に関すること ③ 濾水機の運用に関すること
衛生班	① 衛生処理訓練の計画実施に関すること ② 必要資機材の整備、点検に関すること	① 仮設トイレに関すること ② ごみ処理及び消毒に関すること

第3節 防災訓練計画

I 基本方針

村内における火災や水害の災害を防ぎ、または地震・津波等自然災害による被害を軽減するための必要な訓練を実施し、防災関係機関相互の協力を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図る。

II 実施内容

1. 訓練実施の種類

訓練の種類	訓練の内容
① 総合防災訓練	<p>危険地域を対象にして地域ぐるみ（防災機関も含む。）の防災訓練を実施する。実施にあたっては、関係機関が緊密な連携を図り、必要に応じて他の関係機関と合同で行う。</p> <p>訓練内容のなかには、避難・救出・救護、炊き出し、防疫訓練等の実施から、情報の収集、応急対策の指示・伝達等、災害時の通信や広域応援要請（情報伝達）が円滑かつ迅速に行えるよう訓練していく。</p> <p>また、初動体制の確立と迅速化及び各防災機関、村民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。</p>
② 消防訓練	<p>集落等の住宅密集地及び公共施設、レクリエーション施設、スーパー・店舗等人が多く集積する場所を対象にして、消防機材等を利用しての消火訓練等（総合訓練を小規模にした訓練）を実施する。</p>
③ 水防訓練	<p>洪水や浸水、高波・津波、ダム関連等の水害に対する避難等の訓練を実施する。</p>

2. 訓練実施の要領及び実施時期

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成して関係機関に周知する。また、訓練の実施時期については、毎年4月から10月までに関係機関や本村の実情と照らしながら適切と思われる時期を選択する。

3. 訓練の参加機関・団体及び対象者

訓練参加対象者は、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び社会教育関係団体、民間企業及び一般住民とする。

4. 訓練のための交通規則

村は石川警察署と協議のうえ、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるとき、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者や車両の道路における通行を禁止または制限することができる。

5. 訓練後の評価

訓練終了後に訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等、今後の課題を整理し、必要に応じて体制等の改善を行う。

第4節 災害時要援護者の安全確保計画

I 基本方針

高齢者・障害者・乳幼児等の災害弱者に対しては、防災知識の普及及び災害時の情報提供並びに避難誘導などの対策において様々な配慮が必要である。

そのため平常時から地域において災害弱者の支援体制の整備に努めるとともに、災害発生時には避難誘導はもとより、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等の措置等についても推進していく。

II 実施内容

1. 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設等（幼稚園や保育所並びに不特定多数の者が利用する施設も含む）においては、高齢者・障害者・乳幼児等の災害発生時に自力で避難するのが困難な人々が多く利用しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておく。

- ① 施設の管理者は、災害発生時における安全で円滑な避難及び施設の被害を防止するため、施設や付属設備等の整備並びに常時点検に努める。
- ② 災害発生時の避難にあたっては施設と地域社会との密接な連携を図り、災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。
- ③ 災害発生時には保護者または家族と確実に連絡がとれるよう、緊急時の連絡先の把握を行い緊急連絡体制を確立する。
- ④ 乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常食糧の確保に努める。

2. 在宅で介護を必要とする住民の安全確保

在宅で介護を必要とする住民等（独居老人を含む）についても、生活環境の面から防災上の配慮が必要となるため、これらの住民に対する防災対策を講じる。

- ① 日常生活において常に防災に対する理解及び意識の高揚を図るとともに、防災訓練が実施される場合の積極的参加を促進する。
- ② 平常時より近隣の災害弱者の把握に努め、災害発生時における災害弱者の安全確保に対する支援及び協力体制の整備を促進する。
- ③ 災害発生時に災害弱者が直接消防機関等に通報できるシステムの整備に努める。
- ④ ライフラインカード（安否連絡、確認、血液型、既往病、宗教等を記載したカード）の配布・携帯の促進を図る。

3. 外国人、観光客等の安全確保

村及び防災関係機関並びに観光施設等の管理者は、観光客や外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する。

- ① 避難場所及び避難経路の標識の整備
- ② 旅館やホテル等の施設における避難誘導體制の整備
- ③ 外国語の防災パンフレットを作成し、配布するなど外国人への防災知識の普及・啓発を図る。
- ④ ライフラインカード（安否連絡、確認、血液型、既往病、宗教等を記載したカード）の配布・携帯の促進を図る。

第5節 災害ボランティアの活動環境の整備

I 基本方針

大規模災害時には、ボランティア活動のあり方によってその後の救援・復興を左右する重要な役割を担っている。

行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア（団体）や企業等が日常的に取り組むべき計画等を支援・実施する。

II 実施内容

1. ボランティア意識の醸成

(1) 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れていく。

(2) 生涯学習を通じた取組

本村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

2. ボランティアの育成等

(1) 地域ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するためには、被災地内ボランティアが必要であり、村や社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努める。

(2) 専門ボランティアの登録等

災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努める。

また本村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める。

3. ボランティア支援対策

- ① 本村は、社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておく。
- ② 本村及び社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。
- ③ 本村及び社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していく。また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保する。

第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前計画

第1節 避難施設の整備計画

I 基本方針

大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合において、村民及び滞在者等の避難に万全を期するため予め避難場所の指定を行うとともに、その整備に努める。

II 実施内容

1. 避難場所の整備

(1) 避難場所の指定及び整備

大規模災害が発生した場合の避難先として、収容避難所（既存建築物等）及び一時または広域避難場所（広場等の屋外）並びに津波緊急避難場所を予め指定しておく。

- ① 収容避難所については、公民館や小中学校等の公共施設を中心に指定する。
- ② 一時または広域避難所については、グラウンド及び集会場や広場を中心に指定する。
- ③ 津波緊急避難場所については、短時間で移動が行える近隣の高台を各字ごとに指定する。

■ 避難場所・避難所の設置基準

区分	分類定義	指定・整備	備考
広域避難場所	大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や危険物、建物倒壊から避難者の生命を保護するために必要な面積を有し、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・総面積10ha以上の公園、グラウンド、校庭、公共空地等で、市街地火災からの放射熱に対して安全な面積が確保できること ・収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し1人当たり1㎡を確保して算定すること 	
一時避難場所	広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースを持つ公園、緑地、団地の広場等をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のグラウンド、境内、公園緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること ・一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること 	
避難路	広域避難場所へ通じる道路又は緑地であって、避難圏域内の住民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所に通じる道路又は緑道であること ・震災時に一部不通となる場合に備え、代替えの避難路にも配慮すること 	
避難所	小規模災害時 火災や危険物等による局地的な災害により、家屋等が現に被害を受けた者は又は受けるおそれのある者を、一時的に公民館など既存建物等に収容し保護する所である。	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設である ・原則として自治会単位と指定設置する ・耐震・耐火構想の公共建築物（学校、公民館等）を利用する ・収容基準は、概ね3.3㎡当り2人とする 	避難者の範囲：災害・住家被害等を受けた者、受けるおそれのある者で緊急に避難する必要があるときを含む
	大規模災害時 地震等の大規模災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は受けるおそれのある者を、一時的に学校等既存の公共建物等に収容し保護する所である。		
津波災害時の避難場所	緊急避難ビル・場所 地震後急速に来襲する津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する場所をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・津波危険予想区域の避難時における緊急性を考慮し、避難距離が特に短い場所とする ・3階以上の建物や高台等の高所で安全な場所を確保する 	既存の建物や場所から高所を確認
	収容避難所 津波による災害から、避難者を安全に収容し保護するために必要な面積と施設を有する二次的広域避難場所である。	<ul style="list-style-type: none"> ・地形等、津波による安全性と生活機能を確保し、避難所として利用可能な施設及び場所とする。 	

■ 災害時避難予定場所一覧表

区分	場所	施設名称	所在地(字)	電話番号	備考	
広域避難場所	1	松田小学校(グラウンド)	松田 2261	098-968-8506		
	2	宜野座小学校(グラウンド)	宜野座 1198	098-968-8550		
	3	漢那小学校(グラウンド)	漢那 1987-5	098-968-2511		
	4	宜野座中学校(グラウンド)	惣慶 1505	089-968-8510		
	5	宜野座高校(グラウンド)	宜野座 157	098-968-8311	村全域対象	
	6	村総合グラウンド	宜野座 246		村全域対象	
一時避難場所	7	松田地区農村公園	松田 413			
	8	宜野座地区児童公園	宜野座 698-2		サンパーク	
	9	農村公園	宜野座 1857		総合体育館前	
	10	惣慶児童公園(公民館隣接)	惣慶 1588			
	11	福山児童公園(公民館隣接)	惣慶 2046-46			
	12	漢那コリアゲの森緑地公園	漢那 976			
	13	漢那児童公園	漢那 1773		(漢那ビーチ)	
	14	城原緑地公園	漢那 2276-1		(公民館隣接)	
	15	城原近隣公園	漢那 2262-1			
収容避難場所	小規模災害時	16	松田区公民館	松田 1	098-968-8548	
		17	宜野座区公民館	宜野座 427	098-968-8513	
		18	惣慶区公民館	惣慶 1585	098-968-8555	
		19	福山公民館	惣慶 2046-46	098-968-8551	
		20	漢那区公民館	漢那 1840	098-968-2552	
		21	城原区公民館	漢那 2276-12	098-968-2553	
	大規模災害時	1	松田小学校	松田 2190	098-968-8506	
		2	宜野座小学校	宜野座 1190	098-968-8550	
		3	漢那小学校	漢那 1987-5	098-968-2511	
		4	宜野座中学校	惣慶 1505-1	098-968-8510	
		5	宜野座高等学校	宜野座 1	098-968-8311	村全域対象
		22	村総合体育館	宜野座 1880	098-968-8809	村全域対象
		23	中央公民館	宜野座 246	098-968-8642	二次防災拠点
	災害弱者優先避難所	24	松田保育園	松田 661-5	098-968-8701	
		25	松田幼稚園	松田 2190	098-968-4340	
		26	宜野座村立保育所	宜野座 126-1	098-968-8566	
		27	宜野座幼稚園	宜野座 1190	098-968-4356	
		28	かなな保育園	漢那 213	098-968-3355	
		29	漢那幼稚園	漢那 1987-5	098-968-4357	
		30	宜野座村地域福祉センター	惣慶 1989-1	098-968-8979	村全域対象

■ 行政区別の避難予定場所

平成24年12月1日現在

行政区 (人口)	広域・一時避難場所等			収容避難所		収容面積・ 想定人員	
	No	名称	規模(m ²)	No	名称	(m ²)	(人)
松田地区 (1,529人)	1	松田小学校グラウンド	4,800	16	松田区公民館	350	100
	7	松田地区農村公園	1,500	1	松田小学校	433	124
				24	松田保育園		
				25	松田幼稚園		
宜野座地区 (1,181人)	2	宜野座小学校グラウンド	6,800	17	宜野座区公民館	253	72
	4	宜野座中学校グラウンド	10,000	2	宜野座小学校	603	172
	9	農村公園	6,800	26	宜野座村立保育所		
	8	宜野座区児童公園	500	27	宜野座幼稚園		
惣慶地区 (1,363人)	4	宜野座中学校グラウンド	10,000	18	惣慶区公民館	866	247
	10	惣慶児童公園	5,500	2	宜野座小学校	603	172
				4	宜野座中学校	864	247
				26	宜野座村立保育所		
				27	宜野座幼稚園		
福山地区 (254人)	4	宜野座中学校グラウンド	10,000	19	福山区公民館	133	38
	11	福山児童公園	2,500	4	宜野座中学校	864	247
				26	宜野座村立保育所		
漢那地区 (1,199人)	3	漢那小学校グラウンド	7,000	20	漢那区公民館	482	138
	13	漢那児童公園	2,800	3	漢那小学校	540	154
				28	かな保育園		
				29	漢那幼稚園		
城原地区 (283人)	14	城原緑地公園	1,300	21	城原区公民館	198	57
	15	城原近隣公園	12,000	3	漢那小学校	482	138
				28	かな保育園		
			29	漢那幼稚園			

※避難所収容面積は、各施設ホール及び体育館より算定
 想定収容人員は、1人あたり面積を3.5m²として計算を行った。

■ 津波災害時の避難予定場所（行政区別）

危険予想行政区	一時・緊急避難場所	収容避難所
漢那地区 (漢那集落一帯)	・漢那小学校 ・漢那コテージの森緑地公園	・漢那小学校
松田前原地区 (宜野座福地川河口周 辺集落)	・集落背後の高台農地周辺 (海岸及び河口から離れる)	・松田小学校 (一時避難者への輸送手段確保)
松田潟原地区 (カタバル集落)	・真平原土地改良区 (県道108号線沿い)	・松田小学校 (一時避難者への輸送手段確保)
宜野座地区 (サンパーク一帯)	・宜野座区公民館 (海岸及び河口から離れる)	・宜野座区公民館

※避難所等の位置は、資料編および「宜野座防災図」を参照

(2) 避難所の開設及び運営方法

避難所の開設は迅速かつ円滑に行なう必要があるため、開設について自治会等の自主防災組織と行政及び施設管理者が事前に協議しておく。

(第3編 第1章第7節 避難計画を参照)

2. 避難誘導体制の確立

避難する際には、災害の種類や状況に対応して行動する必要がある、また老人・子供・身体障害者など災害弱者の安全を優先して行なう必要がある。そのため平常時から災害弱者の情報や避難経路の安全性の把握を行なう。また地域住民の自主的な避難のためにも、日頃から避難場所の位置や避難経路等について住民に周知しておく。

- ① 災害の種類や状況に対応するため地域の実情に応じ2カ所以上の避難経路を選定し、誘導標識や案内板等の整備を推進する。
- ② 避難誘導を混乱なく行なうため、自主防災組織と災害弱者等についての情報を共有するなど連携強化に努める。
- ③ 災害危険区域及び避難場所や避難経路等を示した防災マップ、並びに災害弱者用を含む村民の避難マニュアルを作成する。
- ④ 津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、避難困難区域や災害時要援護者の避難支援者等で、津波到達予測時間を越えるなど自動車等の不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難出来ることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

第2節 防災備蓄計画

I 基本方針

災害により住家等に被害を受け、日常生活に必要な食糧及び衣料品・寝具等を喪失した地域住民に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分するため、必要な物資を備蓄する。

II 実施内容

1. 食糧の備蓄

村人口の20分の1の3日分程度の数量を目標に主食（米及び乾パン等）を備蓄する。

2. 生活必需品の備蓄

衣料品及び寝具等の生活必需品を災害被害予測に基づき、必要とされる種類や数量を備蓄する。

3. 飲料水等の備蓄

災害時（特に地震）には、水道管路の破損等による一時的な断水が予想されるため、飲料水の備蓄に努めるとともに、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図る。

4. 医薬品及び衛生材料の備蓄

災害時における初動期の救護体制に万全を期するため、村内各医療機関と連携し医薬品及び衛生材料の備蓄を図る。

5. 備蓄倉庫等の整備と定期点検の実施

村において食糧や医薬品、衛生材料及び生活必需物資等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施する。

6. 住民の責務

住民は、災害時に備えてインスタントやレトルト、缶詰め等の応急食品及び飲料水3日分程度を個人において確保しておく。

■ 災害時に避難する際持ち出す品（非常袋）

食料、水（1人1日3ℓ）、ライター、缶きり、ナイフ、ロウソク、懐中電灯
予備の電池、ラジオ、軍手、衣類、毛布、現金等、携帯電話

第3節 防災業務用設備等の整備計画

I 基本方針

災害発生等の有事の際の即応体制を確立するため、防災業務に係わる消防や水防、並びに通信及び救援救助等の施設や設備の整備を図るとともに、平素より定期的な点検や性能調査を実施する。

II 実施内容

1. 消防設備等の整備

本村の消防は、金武地区消防衛生組合（宜野座村、金武町、恩納村）が担っている。消防用設備としては消防ポンプ自動車(水槽付)が4台、はしご付消防自動車が1台(30m)、指揮者1台、救助工作車1台、小型動力ポンプ1台となっている(平成22年4月1日現在)。また、各集落には合計で消火栓が377箇所、防火水槽が7箇所設置されているが、日頃よりそれらの定期点検を実施するとともに整備充実を図る。(第2編 第1章第3節 火災予防計画を参照)

2. 救助用資機材の整備

災害による倒壊家屋からの救助等にあつて、消防機関のみならず役場や各地域（公民館等）において救助用資機材を配備しておくことが効果的であるため、金武地区消防本部との調整のなかで、救助用資機材の整備及び点検を行う。

■ 災害救助用機械器具一覧表（金武地区消防本部）

平成24年4月1日現在

区分	救助用具				呼吸保護器具		破壊用具					測定用具	保護服		水難救助器具		その他			
	緩降機	金属製カギ付はしご	救助マット	救命索発射銃	空気呼吸器	防毒マスク	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断器	エアソー	万能斧		帯電防護衣	化学防護服	潜水器具（一式）	救命胴衣	投光器	油圧式救助器具	油圧式救助器具	油圧式救助器具
金武地区消防本部（全数）	1	5	1	1	22	10	4	5	1	1	11	1	11	3	15	11	7	2	5	16
金武署	1	2	1	1	7	5	1	2	1	1	4	1	5	3	6	3	2	1	3	6
宜野座分遣所	-	1	-	-	6	2	2	1	-	-	4	-	3	-	4	-	2	1	1	5
恩納分遣所	-	2	-	-	9	3	1	2	-	-	3	-	3	-	5	8	3	-	1	5

資料：金武地区消防本部

3. 通信施設及び設備の整備

災害情報を迅速に確実に収集及び伝達するため、村防災行政無線の既存通信施設の定期点検を行うとともに、各集落・隣接市町村・県・防災関係機関相互における情報連絡網の整備拡充を図る。

さらに、災害発生時に通信施設等の不足が生ずる場合に備え、N T T及び移動通信事業者との間で災害時における協力に関する協定等の締結を図る。

4. その他施設及び設備等の整備

水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ等の水防資機材、並びに被災した道路河川等の復旧工事に必要な土木機械等については、村内土木建築業者との連携により点検や充実化に努め、有事の際にその機能が有効適切に運用できるよう整備しておく。

第4節 交通確保及び緊急輸送計画

I 基本方針

大規模災害発生時には、災害対策要員や負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

II 実施内容

1. 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

2. 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。

3. 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

4. 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

5. 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第3章「災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

第5節 基地災害及び米軍との相互応援計画

本村は、広大な森林のほとんどを米軍用地に占められ、実際の村民の生活における森林や原野の占める割合が著しく低くなるなど影響を及ぼしている。このような状況のなか、現時点で災害予測をするには極めて難しい状況にあること、日本の行政権が及ばないことで大きな課題を抱えているが、何れにしても基地そのものが住民の居住地に隣接していることから防災上の措置について考慮する必要がある。

基本的に、基地内における災害予防と災害時における対策については、所管管理者の責任において行われることは当然であるが、住民地域への被災拡大の除去対策として常時不測の災害に備えていけるよう努める。

本村は県と連携を図りながら、米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、あらゆる災害の種別や規模、態様の情報収集及び伝達に努め、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

■ 村内の軍用地面積

	名称	総面積 (ha)	字名	面積 (ha)	軍用地/ 村土面積(%)	管理軍	用途
国 有 地	キャンプ・ハンセン	5,120.7	-	85.2	2.7	海兵隊	演習場
	キャンプ・シュワープ	2,062.6	-	10.8	0.3		
	合計			96.0	3.1		
県 有 地	キャンプ・ハンセン	5,120.7	-	12.6	0.4	海兵隊	演習場
	キャンプ・シュワープ	2,062.6	-	2.0	0.1		
	合計			14.6	0.5		
村 有 地	キャンプ・ハンセン	5,120.7	松田	285.3	9.4	海兵隊	演習場
			宜野座	343.3	11.3		
			惣慶	395.8	13.0		
			漢那	399.1	13.1		
	キャンプ・シュワープ	2,062.6	松田	7.1	0.2		
	合計			1,430.6	47.0		
民 有 地	キャンプ・ハンセン	5,120.7	松田	0.5	0.0	海兵隊	演習場
			宜野座	7.7	0.2		
			惣慶	10.7	0.3		
			漢那	25.5	0.8		
	合計			44.4	1.3		

資料：沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資）平成24年3月、総務課

第3編

災害応急対策計画 編

序 災害応急対策計画編の概要

第3編 災害応急対策計画編は、災害の発生から来襲及び通過時などに必要とされる応急対策に関する計画である。

災害応急対策は災害の種類によって多少の違いがあるので、ここでは、

第1章 風水害

第2章 地震・津波災害

第3章 その他の災害（消防、ダムにおける異常洪水、不発弾、

海上災害・・・）

に区分するものとする。

そして、本県で最も多い風水害応急対策計画の第1章で、応急対策計画の全ての項目を整理するとともに、その他の章では、それぞれの災害で特徴ある項目について記述し、その他の項目は第1章に準ずるものとして整理するものとする。

第1章 風水害応急対策計画

序 節 風水害応急対策計画の基本的な考え方

災害応急対策計画は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行うなどの災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

なお、災害応急対策計画は、災害が発生し、来襲が予想され、そして、来襲通過、通過後などの時間の経過に準じた応急対策計画を概ね次のような順序でまとめるものとする。

時間経過		災害応急対策計画項目	
災害来襲予報	災害が きそう	1	組織計画
		2	動員計画
		3	気象予報等の伝達計画
		4	災害通信計画
		5	災害広報計画
		6	災害情状況の収集・伝達計画
災害来襲	災害が きた	7	避難計画
		8	災害時要援護者対策計画
		9	観光客等対策計画
		10	交通輸送計画
・ ・ ・ 災害通過 ・ ・	災害が 通過中	11	災害救助法適用計画
		12	給水計画
		13	食糧供給計画
		14	生活必需品供給計画
		15	医療救護計画
		16	防疫計画
		17	行方不明者の捜索、死体の収容及び処理計画
		18	障害物撤去計画
		19	清掃計画
		20	住宅応急対策計画
		21	教育対策計画
		22	危険物等応急対策計画
		23	治安警備計画
		24	民間団体等協力計画
		25	ボランティア団体受入れ計画
・ ・ ・ ・ 通過後	災害が 去った	26	相互応援計画
		27	自衛隊災害派遣要請計画
		28	労務供給計画
		29	公共土木施設応急対策計画
		30	ライフライン等施設応急対策計画
		31	農林水産物応急対策計画

第1節 組織計画

I 基本方針

本村の地域に災害が発生しまたは発生する恐れがある場合に、的確かつ迅速な災害応急対策を行うため災害対策組織（対策本部または対策本部の設置に至らない場合の警戒本部）を編成するとともに、各組織の業務分掌をあらかじめ樹立しておくものとする。

II 実施内容

1. 宜野座村災害対策本部設置に至らない場合の措置

(1) 災害対策準備体制の確立

気象台から大雨や洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて総務課職員による災害対策準備体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

- ① 県全域または村地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水または高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき
- ② 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により県全域または村地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき
- ③ 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のあるとき

2. 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

災害警戒本部長は災害が発達し、より高次の配備体制（災害対策本部の配備体制）への移行が必要と認めた場合は、村長に状況を説明する。説明を受けた村長は、次に掲げる要件等を勘案し速やかに災害対策本部を設置する。

ただし、村長不在の場合は、副村長 ⇒ 教育長 ⇒ 総務課長の順位により本部設置の代行を行う。この場合は事後速やかに村長に報告し承認を得る。なお、本部長は対策本部を設置した場合には、直ちに配備要員へその旨を連絡する。

- ① 村地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水または高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき
- ② 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、村地域に重大な被害が発生したとき
- ③ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、村地域に重大な被害が発生したとき
- ④ 村地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき
- ⑤ 上記のほか、村地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき

（2）組織及び所掌事務

宜野座村対策本部（以下「本部」と称す）は村長を本部長として、災害対策基本法第23条の規定に基づき組織し、地域防災計画の定めるところにより、村域に係わる災害予防及び災害応急対策等を実施する。

- ① 本部に本部長や副本部長をおき、本部長は村長、副本部長は副村長・教育長とする。
- ② 本部に本部会議をおき、本部長・副本部長・教育長・本部の各班長及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを召集する。
- ③ 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。
 - ・災害予防及び災害応急対策の実施に関する重要な事項
 - ・その他本部長が必要と認める事項
- ④ 本部の組織編成及び所掌事務は別表1や2とする。
- ⑤ 本部の各班は原則として、本部の開設と同時に設置する。ただし、災害の種別等により本部長が指示した班は設置されないものとする。

（3）本部の設置場所

本部の設置場所は村役場庁舎とし、本庁舎が大規模災害等の影響を受け使用できない場合は、中央公民館を使用する。なお、その他の施設が必要な場合その使用可能性を調査し、可能な場合に設置する。

（4）本部の廃止

本部は災害発生の危険性が解消したと認められたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認められたときは廃止する。

(5) 本部の設置または廃止の通知及び公表

本部を設置または廃止したときは、県及び関係機関並びに村民に対して次表により通知及び公表する。

担当部	担当班	通知または公表先	通知または公表の方法
総務 対策部	企画情宣班 (企画課)	村各対策班	庁内放送、電話、その他迅速な方法
		地域住民	テレビ、ラジオ、村防災行政無線 広報車その他迅速な方法
		報道機関	電話その他迅速な方法
	事務局班 (総務課)	県	電話その他迅速な方法
		石川警察署	電話その他迅速な方法
各主管部担当班	関係機関	電話その他迅速な方法	

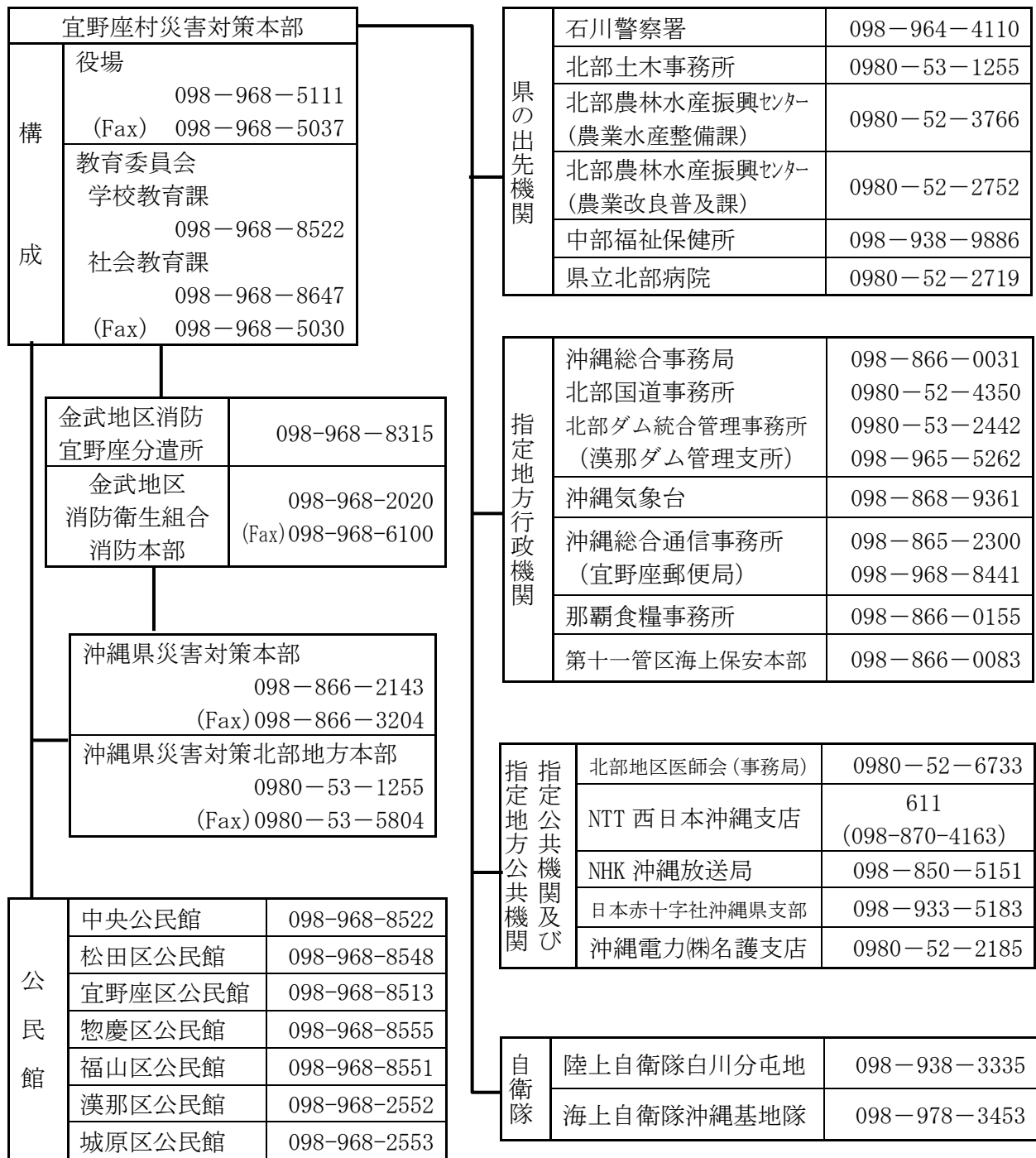
3. 宜野座村防災会議の設置

宜野座村防災会議を本村地域に係わる防災に関し総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第16条第6項に基づき、村長を会長として組織する。

その所掌事務は宜野座村地域防災計画を作成するとともに、その実施の推進並びに災害情報の収集等を行う。

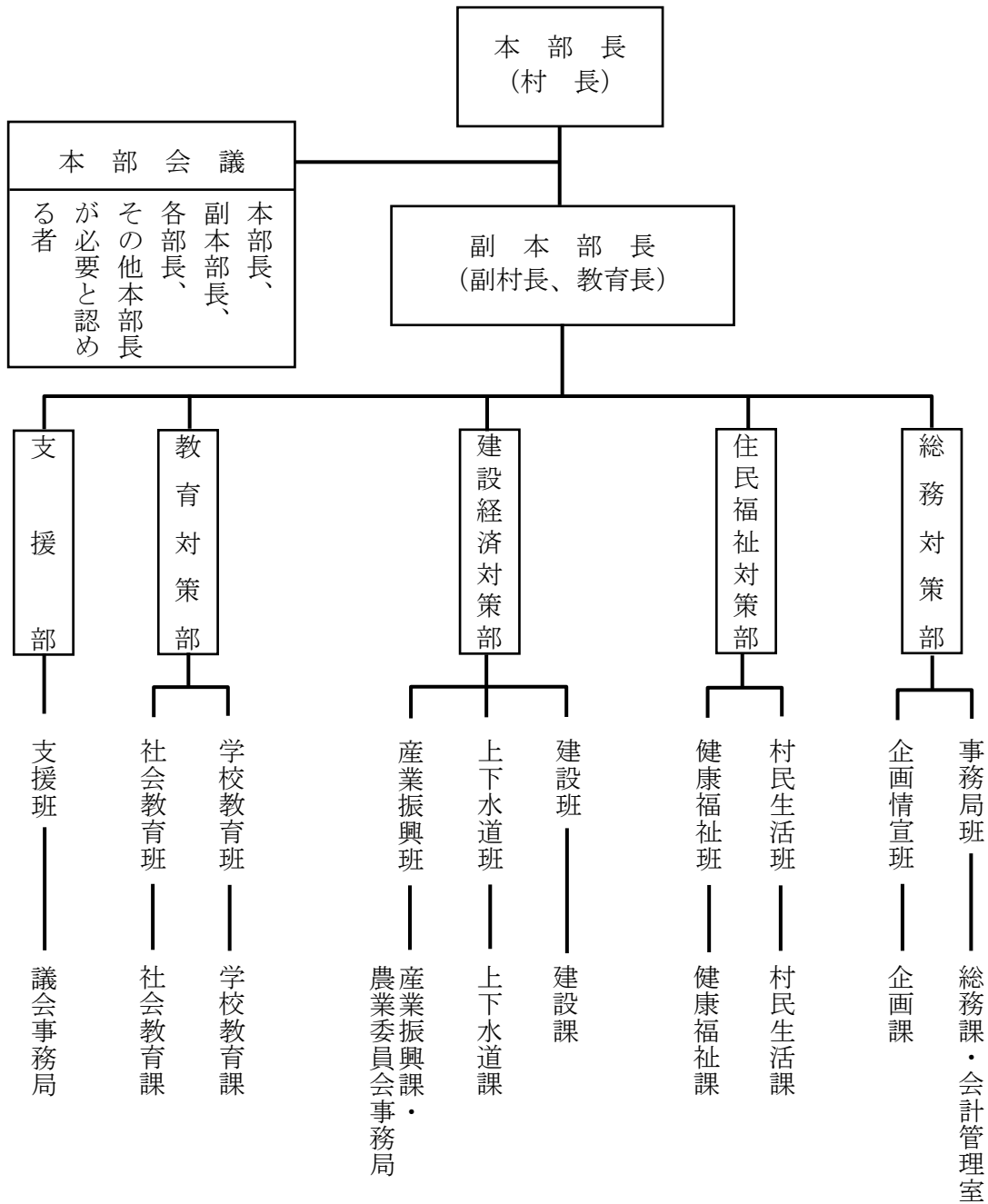
【別表1】

■ 連携先と連絡先



【別表2】

■ 宜野座村災害対策本部組織図



- ① 市町村長の部内職員に限らず、都道府県警察の職員、教育委員会の職員、選挙管理委員会の職員等全てを指す。(参考：災害対策基本法第23条2)
- ② 地方自治法第284条の規定により消防事務につき一部事務組合を設けた場合における当該組合、いわゆる組合消防の職員は、市町村の職員ではないので、災害対策本部の職員に任命することはできない。したがって任命する場合は、事前にその職員を市町村の職員に任命しておく必要がある。(参考：地方自治法第284条)

■ 宜野座村災害対策の所掌事務（配備要員含む。）

組織機構				所 掌 事 務	配備要員数		
部	班	班長	担当課		第1配備	第2配備	第3配備
総務部	総務局	総務課長	総務課	1. 本部の設置及び解散に関すること 2. 防災会議、防災関係機関等との連絡及び協力要請 3. 村庁舎（対策本部設置建物）等の防災及び保全 4. 防災知識の普及及び防災訓練の実施 5. 災害対策本部長及び副本部長の秘書 6. 災害非常配備体制の指示、伝達 7. 各部の連絡調整 8. 災害時における車両の調達 9. 職員の動員及び配備・サービス 10. 罹災職員の福利厚生 11. 各公民館への自治会長待機等の指示 12. 災害に関する情報の総括 13. 村有財産の被害状況の調査 14. その他の班に属さないこと	4	6	全員
			会計管理室	1. 災害対策に必要な現金及び物品の出納 2. 災害対策に必要な経費の予算措置 3. 救援金品の受け入れ及び配分	1	1	全員
	企画情報班	企画課長	企画課	1. 災害情報、被害状況の調整及び総務課長への報告 2. 災害写真等、災害記録の収集 3. 災害に対する広報、公聴及び報道機関との連絡 4. 観光関係の災害対策及び復旧 5. 災害視察 6. 災害見舞い及び視察者の応接 7. 避難命令等の伝達	1	3	全員
住民福祉対策部	村民生活班	村民生活課長	村民生活課	1. 避難所の設置及び管理 2. 労務者雇用 3. 死体の埋火葬許可証の発行 4. 応急食糧、その他生活必需品の調達、配分及び管理 5. 機材及び物品の調達、配分 6. 避難所における炊き出しに関すること 7. 相続や保険税徴収猶予及び減税 8. 被害状況の情報収集及び報告 9. 地域組織（自治会等）における自主防疫の応急助成 10. 防疫に関する県関係機関（保健所等）との連絡調整 11. 被災地域の環境衛生にかかる防疫 12. 避難所施設の防疫 13. 災害時の清掃 14. 死体の収容及びこれに必要な処置	1	5	全員

組織機構				所 掌 事 務	配備要員数		
部	班	班長	担当課		第1 配備	第2 配備	第3 配備
住民福祉対策部	健康福祉対策班	健康福祉課長	健康福祉課 (保育所含む)	1. 小災害に関する調査報告及び援護 2. 福祉施設の災害対策 3. 身体障害者等、災害弱者に対する応急仮設住宅への入居及びその管理 4. 民間団体への活動依頼 5. 被害状況の情報収集及び報告 6. 病院関係の避難計画に関すること 7. 伝染病患者の治療に関すること 8. 医療及び助産に関すること 9. 被害状況の情報収集及び報告	1	5 (4)	全員
建設経済対策部	建設班	建設課長	建設課	1. 道路、橋りょう等の土木関係災害に対する警戒巡視と災害応急対策 2. 河川ならびに水路の水位測定及び河川域の警戒巡視 3. 土木施設災害復旧工事に関すること 4. 交通対策 5. 障害物の除去（一時保管を含む） 6. 建築物、公園、街路等所管の施設の災害対策及び被害調査 7. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 8. 災害対策用資機材の運用 9. 被害状況の情報収集及び報告	1	4	全員
	上下水道班	上下水道課長	上下水道課	1. 災害時の給水に関すること 2. 上水道施設災害の被害調査及び応急対策 3. 災害時における水質検査 4. 給水活動の協力する団体等との連絡調整 5. 給水、その他必要事項の住民への広報 6. 給水のための輸送 7. 災害対策資機材の調達 8. 被害状況の情報収集及び報告 9. し尿処理 10. 下水道施設の災害対策及び被害調査 11. 下水道施設（ポンプ場等）の災害対策及び被害調査 12. 下水道使用の復旧に協力する団体等の連絡調整	1	3	全員

組織機構				所 掌 事 務	配備要員数		
部	班	班長	担当課		第1 配備	第2 配備	第3 配備
建設 経済 対策 部	産業 振 興 班	産業 振 興 課 長 (農業 委員 会)	産業 振 興 課 (農業 委員 会)	1. 農作物及び畜産の被害調査並びにその対策 2. 家畜防疫 3. 村有林野の林産物や林業施設の災害対策及び被害調査 4. 商工業関係の災害対策及び復旧 5. 水産関係の被害調査及びその対策 6. 漁港施設の警戒及び応急対策 7. 被害状況の情報収集及び報告 8. 被害状況の収集及び報告 9. 農地及び農業施設の災害対策及び復旧 10. 災害時の下水道使用、その他必要事項の住民への広報 11. ダム施設(土地改良組合管理)の災害対策及び復旧 12. 災害対策資材の調達 13. 各部の支援	1	5 (2)	全員
				1. 教育施設の災害予防及び応急対策に関すること 2. 防災知識の普及及び防災訓練の実施 3. 児童生徒の避難 4. 避難所の設置運営の協力 5. 災害時の教育指導 6. 児童生徒に対する学用品等の給与 7. 児童生徒の保健及び学校給食 8. 物品調達手続き及び経理 9. 各学校との連絡 10. 給食センター(調理場)との連絡 11. 被害状況の情報収集及び報告	1	3	全員
教育 対策 部	学校 教 育 班	学 校 教 育 課 長	学 校 教 育 課	1. 社会教育施設の災害対策 2. 避難所の設置(公民館等)運営の協力 3. 文化財の被害状況の収集及びその対策 4. 災害救助活動に協力する婦人会、青年会等との連絡調整 5. 被害状況の情報収集及び報告	1	3	全員
	社会 教 育 班	社 会 教 育 課 長	社 会 教 育 課	1. 他の班の支援に関すること	1	2	全員
支 援 部	支 援 班	議 会 事 務 局 長	議 会 事 務 局				

第2節 動員計画

I 基本方針

本村の地域に災害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、的確かつ迅速な災害応急対策等を行うために、各組織の動員計画をあらかじめ樹立しておくものとする。

II 実施方法

1. 災害対策本部の動員計画

(1) 災害対策要員配備の指定及び区分

本部長は災害対策本部を設置したときは、直ちに災害対策要員の配備規模を指定する。なお必要がある場合は、情勢に応じて規模の変更を行う。

災害対策要員の配備は、災害の規模に応じて概ね次の基準による第1配備から第3配備までに区分する。

■ 災害対策本部要員配備体制

配備	配備基準	配備要員
第1配備 (災害対策準備体制)	気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され、警戒を必要とするとき。	情報収集、連絡を担当する少数の人員をもってあてる。
第2配備 (災害応急対策体制)	局地的な災害が発生したとき、または発生する恐れがあるとき。	災害発生に即応して災害応急活動を開始できる体制とする。
第3配備 (非常体制) 災害対策本部	村全域にわたって風水害等により災害が発生したとき、または発生する恐れがあるとき。	動員可能な職員をもってあてる。完全な非常体制とする。

(2) 配備要員及び指名

- ① 災害対策本部各班の配備要員は、別表2所掌事務及び配備要員のとおりとする。
- ② 各班長は班員のうちから配備規模に応ずる要員を、あらかじめ指名しておく。
各班長は配備要員名簿を作成し、総務対策班長に提出する。なお配備要員に変更があった場合は、その都度修正の上通知する。

(3) 動員方法

- ① 本部長は、気象予報や警報並びに災害発生の恐れのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生する危険性があると認めるときは直ちに本部会議を召集し、災害対策要員の配備指定及びその他応急対策に必要な事項を決定する。
- ② 本部会議の召集に関する事務は、総務対策班長が行う。
- ③ 総務対策班長は本部が設置され対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各班長に通知する。
- ④ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対してその旨を通知する。
- ⑤ 通知を受けた対策要員は、直ちに所定の配備につく。
- ⑥ 各班長はあらかじめ班内の非常召集システムを確立しておく。なお、非常召集システムについても配備要員名簿に併記し、総務対策班長に提出しておく。
- ⑦ 本部長は、休日や夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したとき、参集途上にあっても適切な連絡手段により、災害対策本部の設置並びに自衛隊の災害派遣要請依頼及び県への応援要請など、災害応急対策上必要な意志決定または指示を行なう。

(4) 夜間及び休日等における配備**① 非常登庁**

職員は勤務時間外や休日において、災害が発生しまたは発生する恐れがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、また自らの判断により登庁する。

■ 自主参集基準

参集要員	参 集 基 準
準備体制要員 (第1配備)	<ol style="list-style-type: none"> ① 沖縄気象台が気象警報（大雨、洪水、暴風、高潮等）を発令したとき ② 沖縄気象台が当村域を含む地域で震度4以上を観測し、発表した場合 ③ 沖縄気象台が津波注意報・警報を発表した場合
応急対策要員 (第2配備)	<ol style="list-style-type: none"> ① 沖縄気象台が気象警報（大雨、洪水、暴風、高潮等）を発令し、本村内に災害が発生又は発生するおそれのあるとき ② 沖縄気象台が津波警報の「津波」を発表した場合 ③ 沖縄気象台が当地域を含む地域に震度5弱以上を観測し、発表した場合
全 職 員 (第3配備)	<ol style="list-style-type: none"> ① 村全域に災害が発生すると予想されるとき ② 沖縄気象台が津波警報の「大津波」を発表した場合 ③ 沖縄気象台が当地域を含む地域に震度5強以上を観測し、発表した場合

第3節 気象警報等の伝達計画

I 基本方針

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象の注意報や警報並びに火災警報等の発表基準及び伝達体制等の村民への周知徹底を図るとともに、災害の発生が予想される異常現象発見時の措置について定めておくものとする。

II 実施方法

1. 気象警報や注意報の種類及び発表基準の周知徹底

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときは「注意報」が、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」が発表される。気象業務法に定められた気象によって、災害の発生が予想される場合に発表される注意報や警報の基準は次のとおりである。

(1) 警報等の種類及び発表基準

資料：沖縄気象台

警報・注意報の基準		概要
警報	大雨警報 1時間雨量:70 mm	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	浸水警報	大雨、長雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	暴風警報 平均風速 25 m/s	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪警報 有義波高 6 m	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報 潮位標高 2 m	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報 1時間雨量:40 mm	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報 1時間雨量:40 mm	大雨、長雨、などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報 平均風速 15 m/s	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報 有義波高 2.5 m	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報 潮位標高 1.3 m	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報 陸 100m、海 500m	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報 湿度最小 50% 湿度実効 60%	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件。	

(2) 台風に関する情報表現

台風の大きさ (風速 15m/s 以上の半径)	台風の強さ (最大風速)
大 型 500km 以上 800km 未満	強 い 33m/s 以上 44m/s 未満
超 大 型 800km 以上	非常に強い 44m/s 以上 54m/s 未満
	猛烈な 54m/s 以上

(3) 火災警報

村長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたときまたは気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味して本村の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

- | |
|--|
| ① 実効湿度 60%以下であって、最小湿度 50%を下り、最大風速が 10mをこえる見込みのとき。
② 平均風速 15m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。 |
|--|

(4) 土砂災害警戒情報

村長は沖縄県と沖縄気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、避難警告等を発令する。

2. 予報 (注意報や警報等) の伝達方法の確立**(1) 受領伝達要項**

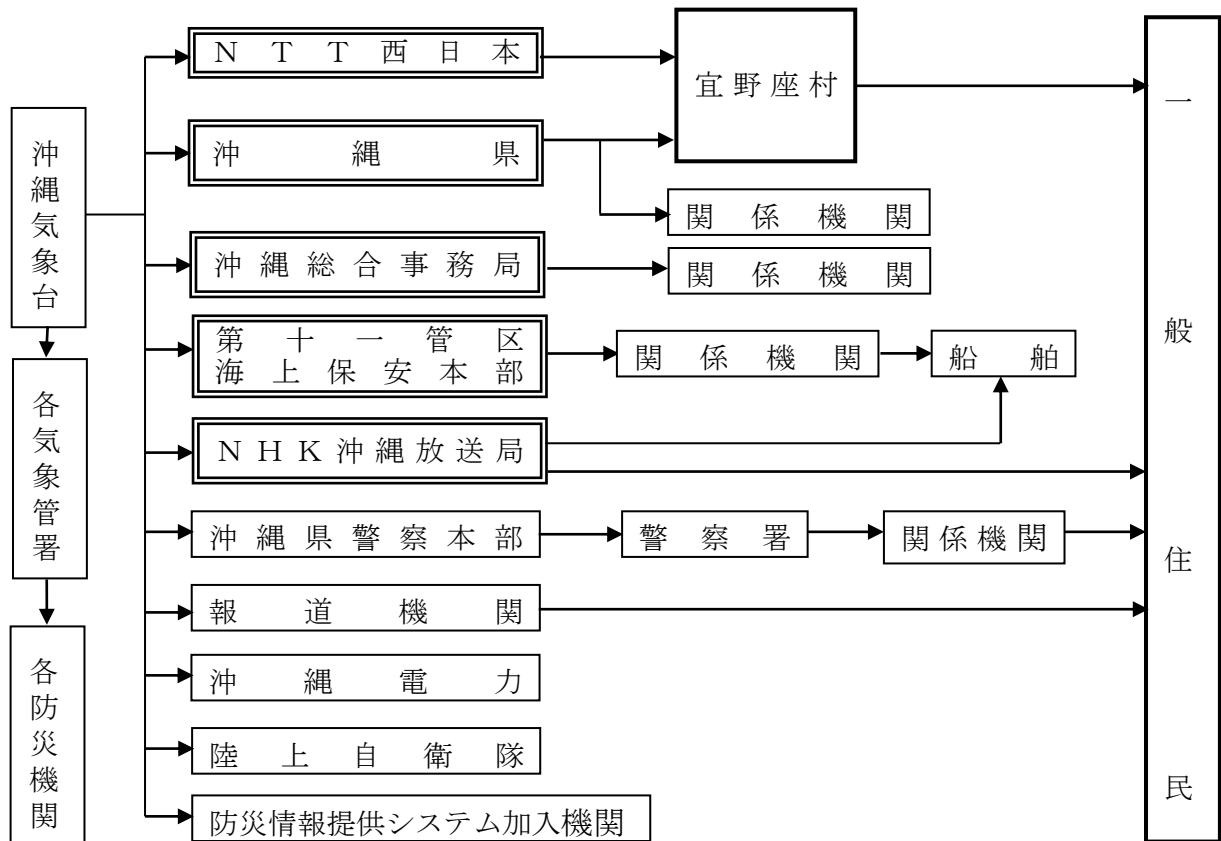
- ① 関係機関から通報される警報等は、金武地区消防本部で受領し、迅速かつ確実な収集を行う。
- ② 関係機関から警報等を受領した消防本部 (警防係) は、直ちにその旨を総務対策班長に伝達する。
- ③ ②により通知を受けた総務対策班長は、大きな災害が発生する恐れがあると認めるとき、または大きな災害の発生を知ったときは、直ちに村長 (本部長) に報告する。
- ④ 消防本部 (警防係) から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について記録 (文書) する。

ア. 警報等及び災害の種類	イ. 発表及び発生の日時
ウ. 警報等または災害の内容	エ. 送話者及び受話者の職・氏名
オ. その他必要な事項	

- ⑤ 防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について携帯電話、ラジオ等を常備して積極的に情報収集を行う。

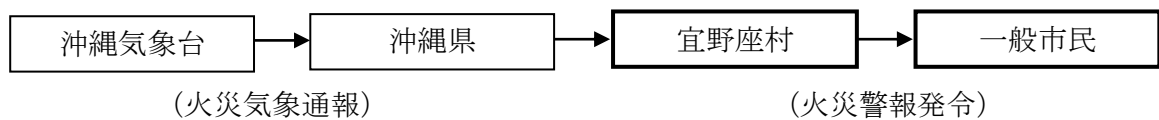
3. 気象情報の伝達

(1) 気象情報等の伝達系統図



※ 二重枠内の機関は、気象業務法第15条等による伝達機関、細枠内の機関は、その他の連絡機関（以下、伝達系統は同様とする。）

(2) 火災警報等の伝達系統図



4. 異常現象発見時の措置の確立

気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象及び水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため具体的な情報を関係機関に速やかに通報する体制を確立する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、発見場所や状況及び経過等をできる限り詳しく、村長または警察官もしくは海上保安官に直ちに通報する。

(2) 警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官または海上保安官は、直ちに村長及び上部機関に通報する。

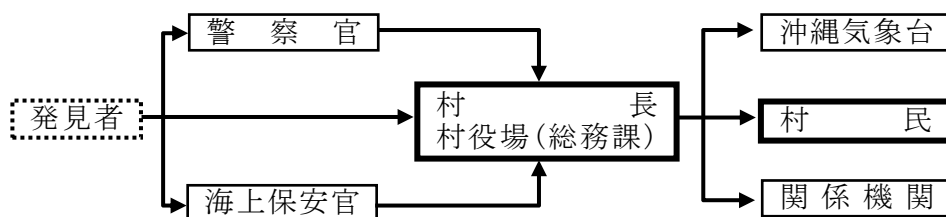
(3) 村長の通報

通報を受けた村長は、直ちに気象台及び関係機関に通報するとともに、防災行政無線等を用いて住民に対し周知徹底を図るものとする。また、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。

■ 通報を要する異常気象

事 項	現 象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、たつまき、激しい雷雨等
地象に関する事項	火山関係	噴火現象
		火山性異常現象
		①噴火噴煙の顕著な異常変化 ・噴気孔の新生噴煙の量 ・色臭等の異常変化 ②火山付近の海洋の異常変化 ・濁度、臭色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	ひん発地震
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

■ 異常現象発見者の通報系統図



第4節 災害通信計画

I 基本方針

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信設備の所有者または管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう実施するものとする。

II 実施内容

1. 通信の協力

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

2. 各種通信施設の利用

災害情報の伝達、報告、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況により異なるが、概ね次のうちから実情に即した方法で行う。ただし、固有の通信施設を持っている機関については、これを利用する。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等必要な手続きを協定で定めて、災害時に利用する。

(1) 電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法

利用設備	利用方法
① 普通電話による通信	一時的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用が制限される場合は「非常電話」の取り扱いを受け、通話の優先利用を図る。 なお、臨時電話が設置できる状況にあつては、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図る。
② 非常電話(災害時優先指定電話)	災害時において非常電話を優先利用するため、平常時からNTT等電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておく。 また、災害時等における非常通話を利用する場合、102番をダイヤルし「非常」をもって呼び出し、非常通話であることを表明する。
③ 電報による通信	災害対策のため、特に緊急を要する電報は「非常電報」と取り扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。非常電報を申し込むにあたっては頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常である旨を告げて頼信する。

(2) 専用通信設備の利用

業務用電気通信設備の利用が出来なくなった場合または緊急通信にその必要がある場合、次に掲げる専用通信設備の利用を予め協議して定めた手続きによる。

「沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関」等のその他の機関における専用通信設備の利用については、事前協議のうえ利用する。

専用通信施設	通信方法
① 村防災行政無線 (屋外放送・ 戸別受信)	村防災行政無線(広報無線放送施設)による非常無線の利用は、各種災害で非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合において通信連絡を行う。
② 消防無線電話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ通信連絡を行う。
③ 警察電話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。
④ 警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、③(警察電話)に準じて通信連絡する。
⑤ その他非常通信 の利用	その他の非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合で村の専用通信施設の利用ができないか、または利用することが著しく困難であるためその非常通報の目的を達成することができない時に、非常通信設備を利用して通信連絡する。

(3) 通信設備優先利用の協定

村は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関と予め協議しておく。

■ 宜野座村防災行政無線放送施設

受信機設備台数(各区戸別)

平成24年12月現在

行政区別	一般所帯 設置数	その他 設置先	設置数
松田区	304	事業所	62
宜野座区	302	公共施設	120
福山区	72	計	180
惣慶区	288		
漢那区	294		
城原区	55		
計	1,315	総合計	1,497

資料：総務課

■ 宜野座村防災行政無線呼び出し名称 (車両用無線機)

移動局から役場各課の呼出 (テンキーでの呼出)		役場各課から移動局の呼出 (各移動局の呼出名称)	
1	総務課	ぎのざぼうさい	1 総務課の車
2	産業振興課	〃	2 健康福祉課の車
3	健康福祉課	〃	3 村民生活課の車
4	上下水道課	〃	4 建設課の車
5	建設課	〃	5 〃
6	教育委員会	〃	6 上下水道課の車
		〃	7 〃
		〃	8 産業振興課の車
		〃	9 産業振興課の車
		〃	10 教育委員会の車

■ 金武地区消防本部・宜野座分遣所無線通信施設及び火災予防施設等

区 分				設 置 数	
				全 数	宜 野 座 分 遣 所
消 防 ・ 救 急 業 務 用 無 線 局	固 定 局	局 数	多重		
			その他	3	1
			小計	3	1
		その他の局の電波数		2	
	基 地 局 及 び 携 帯 基 地 局	局 数	基地局	3	1
			携帯基地局		
			小計	3	1
		電波の数	全国共通	1	
			県内共通	1	
			その他	1	
	移 動 局	陸上移動局数		34	7
		携帯局数			
		航空機局数			
		小 計		34	7
無 線 局 数 合 計				40	
電 話	消 防 機 関 関 連	火災報知専用電話	(回線)		
		消防電話	(回線)		
		加入電話	(回線)	13	1
		小 計	(回線)	13	1

資料：金武地区消防本部

■ 沖縄県非常無線通信協議会（主要構成員）

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号 (市外局番：098)
沖縄県（防災危機管理課）	那覇市泉崎1丁目2番2号	866-2143 866-3204 (FAX)
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち2丁目1番1号	866-0031 (内3617)
第十一管区海上保安本部	那覇市港町2丁目11番1号	866-0083 通信所 (内602)
沖縄气象台	那覇市樋川1丁目15番15号	833-4077 833-4292 (FAX)
沖縄総合通信事務所 (沖縄郵政管理事務所)	那覇市東町26番地の29	865-2306 865-2311 (FAX)
沖縄県警察本部	那覇市泉崎1丁目2番1号	862-0110 (内2572)
日本赤十字社沖縄県支部	那覇市与儀1丁目3番1号	835-1177
日本放送協会沖縄放送局 (NHK)	那覇市おもろまち2丁目6番21号	850-5151 (代)
沖縄電力(株)	浦添市牧港5丁目2番1号	877-2341 (内4104)
(社)沖縄県漁業無線協会	糸満市西崎1丁目4番11号	840-3568 (通信室)
琉球放送	那覇市久茂地2丁目3番1号	867-2151
沖縄テレビ放送(株)	那覇市久茂地1丁目2番20号	863-2111
琉球朝日放送(株)	那覇市久茂地2丁目3番1号	860-1199 (代)
(株)ラジオ沖縄	那覇市西1丁目4番8号	869-2214 (代)
(株)エフエム沖縄	浦添市小湾40番地	877-2361
西日本電信電話(株) (NTT西日本) 沖縄支店	浦添市城間4丁目35番1号	870-4001 (支店長) 870-4019 (保全企画)

第5節 災害広報計画

I 基本方針

住民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について、必要な事項を定め災害広報の迅速を図るものとする。

II 実施責任者

村長は村域における災害情報や被害情報並びにその他災害に関する広報を行うものとする。

(担当：総務対策部 企画情宣班)

III 実施内容

1. 実施要領

実施事項	実施内容
① 各部の広報	各部において広報を必要とする事項が生じたときは、直接企画情宣班に原則として文書でもって通知する。
② 広報係	広報係は、各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により速やかに住民及び報道機関へ広報する。

2. 住民及び観光客等の災害弱者に対する災害広報

広報の方法	住民からの問い合わせ等への対応
① 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等による広報	① 来庁者に対する広報窓口の設置 ② 広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動 ③ 住民専用電話の設置による広報活動
② 広報車による広報	
③ 写真、ポスター等の刑事による広報	
④ 広報無線施設を通じて行う広報(村防災行政無線)	
⑤ 広報紙等の配布、その他	

3. 報道機関に対する情報等の発表の方法

実施事項	発表内容
① 情報の発表	報道機関に対する情報等の発表は、すべて総務対策部(企画情宣班)において行う。
② 報道機関への要請	情報等の発表に際しては、広報内容を予め報道機関と協議しておくものとし、報道機関との連携を重視することから、災害時に報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

4. 広報の内容

報道機関を通じて広報する内容

- ① 気象予警報等の発令又は解除
- ② 災害対策本部の設置又は閉鎖
- ③ 地域住民のとりべき措置（災害対策本部への不要不急の電話を遠慮してもらう等）
- ④ 二次災害防止のための事前措置
- ⑤ 被害状況、災害応急対策状況（交通、食糧、生活物資、ライフライン等）
- ⑥ 被災者の安否及び空き病院についての情報
- ⑦ その他必要と認める事項

■ 報道機関一覧表

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
NHK 沖縄放送局	那覇市おもろまち2丁目6番21号	098-850-0817 (代)098-850-5151
琉球放送 (RBC)	那覇市久茂地2丁目3番1号	(代)098-867-2151
沖縄テレビ放送 (OTV)	那覇市久茂地1丁目2番20号	(代)098-863-2111
琉球朝日放送 (QAB)	那覇市久茂地2丁目3番1号	098-860-1199
沖縄ケーブルテレビ (OCN)	那覇市松尾1丁目18番26号	098-863-0077
ラジオ沖縄 (ROK)	那覇市西1丁目4番4号	098-869-2211
エフエム沖縄	浦添市小湾40番地	(代)098-877-2361
FM 琉球	那覇市おもろまち3丁目3番1号	098-865-3131
沖縄タイムス社	那覇市おもろまち1丁目3番31号	098-860-3000
沖縄タイムス社北部支社	名護市港2-6-5-2F	0980-53-3611
琉球新報社	那覇市天久905	098-865-5111
琉球新報社北部支社	名護市港2-3-11F	0980-53-3131

第6節 災害状況等の収集・伝達計画

I 基本方針

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象予警報等や被害状況報告並びにその他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであり、迅速かつ的確な収集及び伝達の要領等について定めるものとする。

II 実施責任者

村長は、村において災害対策本部を設置した場合、社会的影響から報告の必要があると認められる災害の場合、被害状況を県知事に報告する。県に報告ができない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

III 実施内容

1. 災害状況等の収集報告

害に伴う災害情報、被害状況に収集及び報告については法令等に特別に定めのある場合のほか、この計画に定めるところによる。

各対策部長はあらゆる手段を用いて状況を収集把握し、被害状況が確定するまで、災害対策本部に報告するものとする。これらの収集及び報告は災害対策の基礎資料となることから、迅速かつ的確にすることを要する。

災害情報の把握については、次の情報・状況について収集する。

- ① 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- ② 避難の勧告や指示の状況、警戒区域の指定状況
- ③ 避難者数、避難所の場所等に関する情報
- ④ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- ⑤ 道路の被害、応急対策の状況、海上交通状況に関する情報
- ⑥ 農林水産物の被害、応急対策の状況に関する情報
- ⑦ 電気・水道・電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑧ 港湾の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑨ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

2. 被害状況等の報告要領

報告事項	報告内容
① 災害時の報告	災害発生時、短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では被害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は直ちに被害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告する。
② 被害程度の事項別の報告	緊急を要するものは電話、口頭等の方法によって行い、事後速やかに指定の報告書によって行う。
③ 被害報告	被害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害者を優先させる。

3. 報告の種類

被害発生の際の時間的経過に伴い、3段階（災害概況報告、被害状況即報、災害確定報告）に区分する。報告は電話等により行うが、最終報告及び特に指示のあるものについては、別表1の記入要領に基づいた文書により報告する。

■ 報告の種類

報告段階	報告期間
災害概況報告 (発生報告)	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。 (災害即報様式第1号)
被害状況即報 (中間報告)	被害状況との全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。 (災害即報様式第2号)
災害確定報告 (最終報告)	被害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。 (災害報告様式第1号)

※報告は県の様式に基づく（資料編参照）

4. 防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報（被害状況及び応急対策、救助対策を含む）実施状況のうち、村の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、宜野座村災害対策本部に通報する。

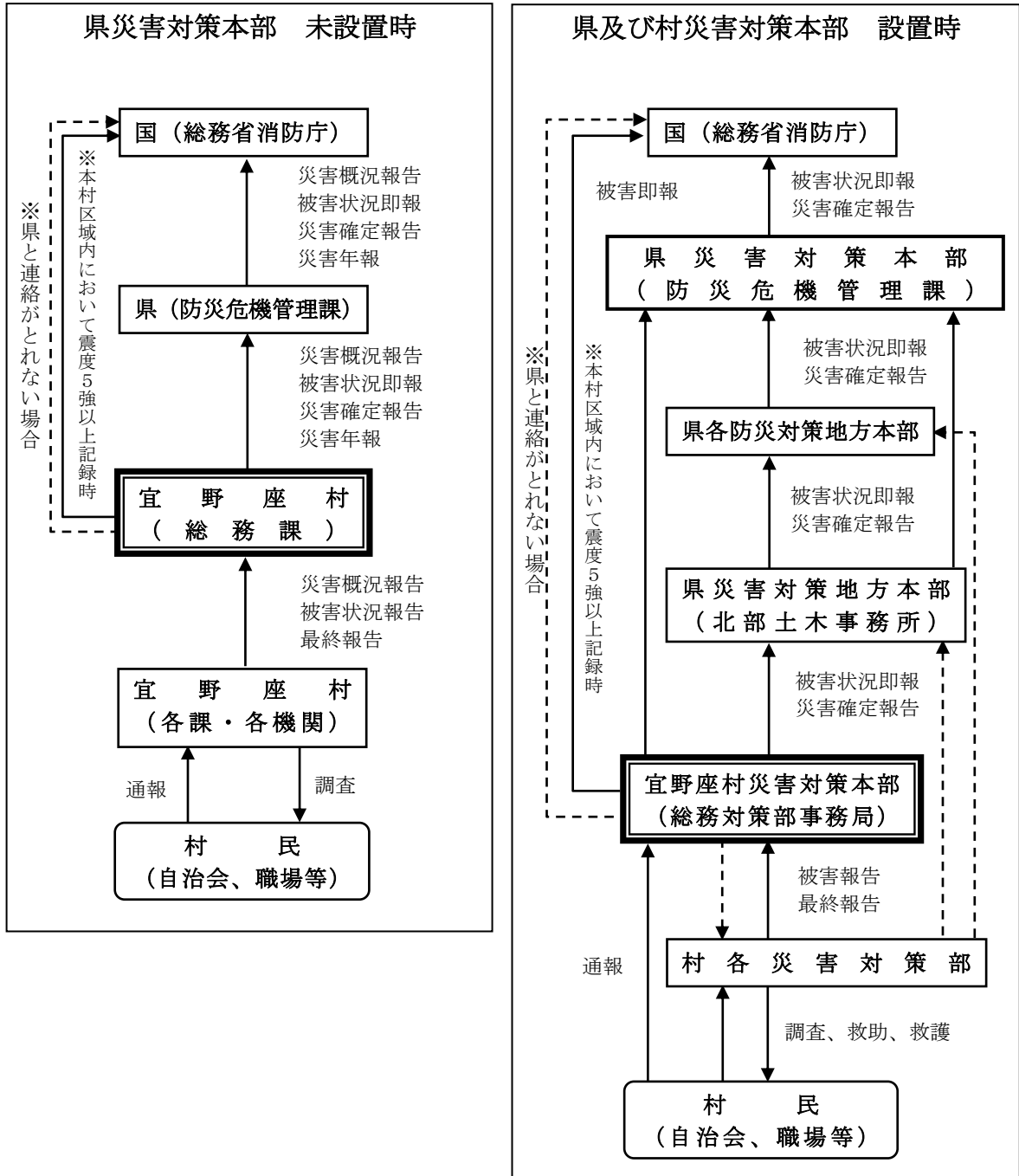
5. 県及び国への報告要領

報告種別	報告要領	報告様式
① 災害概況即報	被害の初期的な報告で、その状況を県防災行政無線又は加入電話等で災害発生後、直ちに報告する。	災害即報様式第1号
② 被害状況即報	被害状況が判明次第逐次、県地方本部（県北部土木事務所）又は県消防防災課へ報告する。なお、報告にあたっては、石川警察署と密接な連絡を保つ。	災害即報様式第2号
③ 中間報告	県災害対策本部等から特に求められたときに行う。	
④ 災害確定報告	当該災害の応急対策が終了した後、20日以内に行う。	災害報告様式第1号
⑤ 災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について翌年4月1日現在で明らかになったものを4月15日までに報告する。	災害報告様式第2号

6. 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害の設定は、法令等に特に定めがあるものを除くほか、概ね別表2の「被害状況判定基準」による。

■ 災害情報連絡系統図



【別表1】

■ 災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況。
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況。
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況。
		その他これらに類する災害の概況。	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

■ 災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、報告時点の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、非難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、時間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種類、災害経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

【別表2】

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準による。

■ 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
② 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合(同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には柔化の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その柔化の延べ面積の70%以上に達したもので、または柔化の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。

被害区分		判定基準
③ 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
④ 田畑の被害	田の流出・埋没	田の耕土が流失し、または砂利のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
⑤ その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等における教育の用に供する施設とする。
	病院	院療法（昭和23年法律205）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	河岸	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河川とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	被害船舶	ろ、櫂（かい）のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	

被害区分		判定基準
⑤ その他の被害	水道	上水道の断水している戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震または火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

第7節 避難計画

I 基本方針

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、住民等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努めるものとする。

II 実施責任者

避難のための勧告及び指示、警戒区域の設定、避難の誘導等は、次の者が行う。また、避難指示後の避難者誘導は、避難指示者と村長が協力して行い、避難所の開設及び収容、保護は村長が行う。

救助法が適用されたときは、村長は知事の補助を行う。ただし、知事が迅速に行うため必要があると認めたときは、村長が行うこととすることができる。

III 実施内容

1. 避難の勧告や指示及び警戒区域の設定

(1) 避難の勧告

災害による人命的保護等のため緊急避難の必要を認めた場合、村長（知事）は居住者等に対して自主的な避難を促す避難勧告を行う。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	村長ができない場合に代行

(2) 避難の指示

災害により危険が目前に迫っている場合、村長またはその他の責任者は居住者等に対して避難勧告より拘束力の強い避難指示を発する。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	村長から要請がある場合または村長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事またはその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	

(3) 警戒区域の設定

災害による村民の生命や身体等に対する危険を防止するために特に必要と認める場合、村長またはその他の責任者は警戒区域を設定する。なお、警戒区域の設定には強制力があり、従わない場合には罰則もあるため不必要な範囲まで設定しないように留意する必要がある。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長から要請がある場合または村長(委任を受けた職員含む)がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長(委任を受けた職員含む)、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないときまたは要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったとき

2. 避難勧告等の基準

避難準備の勧告や避難勧告等の基準は災害の種類により若干異なるが概ね次のとおりである。

種類	避難準備の勧告	避難勧告
暴風	暴風の襲来により短時間後に危険が予想される場合(風速25メートル程度で、勢力が強まると予想される場合)	引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合(風速25メートル以上で、さらに強まることが予想される場合)
大雨	相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合(1時間雨量35mm以上、ただし総雨量が100mmを越えたような場合)	豪雨が続き、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合(1時間雨量が60mm以上、ただし総雨量が200mmを越えたときのような場合)
津波	津波注意報が発令された場合	津波警報が発令された場合
洪水及び高潮	河川及び海岸の水位が高くなり、洪水及び高潮の起こるおそれが予想される場合	さらに増水が予想され、洪水及び高潮の災害が相当差し迫った場合または洪水及び高潮の起こるおそれが予想される段階に至った場合
その他	警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合	警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合

3. 勧告・指示者又は警戒区域の設定者の措置

(1) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

勧告・指示者 警戒区域の設定者	必要措置（関係機関への通知）	備考
村長の措置	村長 → 知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
知事の措置	知事（防災危機管理課） → 村長	災害対策基本法に基づく措置
知事又はその命を受けた職員の措置	知事（防災危機管理課） → 所轄警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官の措置	警察官 → 所轄警察署長 → 村長 → 知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
	警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 → 知事（防災危機管理課）	警察官職務執行法(職権)に基づく措置
自衛官の措置	自衛官 → 村長 → 知事（防災危機管理課）	
水防管理者の措置	水防管理者 → 所轄警察署長	
消防吏員・消防団員の措置	消防吏員・消防団員 → 村長	

(2) 避難勧告等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

伝達事項	伝達方法
① 発令者 ② 避難の勧告・指示、警戒区域の設定の理由 ③ 避難日時、避難先及び避難経路 ④ 避難にあたっての注意事項 ア) 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと イ) 会社、工場にあっては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講ずること ウ) 避難者は1人当たり3日分程度の食糧、水、日用品及び衣類を携行すること エ) 避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること	① 村防災行政無線による伝達 ② 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達 ③ 広報車等の呼びかけによる伝達 ④ 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達 ⑤ 各自治会の広報マイク及び広報車両による伝達 ⑥ 行政情報メールの配信 ⑦ 村ホームページによる広報

4. 避難の実施の方法

本村は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、災害時要援護者（幼児、高齢者、障害者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させる。

(2) 避難者の誘導

実施事項	実施内容
① 避難者の誘導	<p>避難指示後の避難者誘導は、避難指示者と村長が協力し消防職員が中心となっていくものとする。避難所の開設及び収容は、村長が行うものとする。</p> <p>避難時の事故の防止及び安全かつ迅速な避難を図るため、避難誘導員を配置し、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて適宜指導するものとする。</p> <p>災害弱者については、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て各戸を訪問し、安否確認等による避難を行うものとする。そのためにも平常時よりきめ細やかな状況把握に努めるものとする。</p> <p>避難は徒歩を原則とするが、避難困難区域や災害時要援護者の避難支援者等で、津波到達予測時間を越えるなど自動車等の不可欠なばあいにおいては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。</p>
② 避難の経路、避難後の措置	<p>地域の実情に応じ避難経路は2箇所以上選定しておくものとし、避難所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。</p> <p>避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確認するものとする。</p>
③ 避難の順位	<p>傷病者、心身障害者、妊産婦、乳幼児、高齢者、婦女子等の災害弱者を優先し、防災活動に従事できる者は最後に避難させるものとする。</p>

(3) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれまたは要救出者の有無を確かめる。

5. 避難所

避難所の開設及び避難者の収容は村長が行うが、救助法が適用された場合は知事の補助機関として行うものとする。

村長が避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員、開設期間の見込み）を知事に報告しなければならない。

（避難所の設置基準や避難予定場所等は、第2編第3章第1節 避難施設の整備計画を参照）

避難事項	実施内容
① 避難所の設置	避難所の設置は、集团的に収容でき炊き出し可能な既存の施設を利用し、その他被害状況等の条件を考慮して、適切と認めるものを避難所として開設する。
② 収容の対象者	避難所に収容し得る者は、避難勧告・指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
③ 費用	村が避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。
④ 開設の期間	避難所を開設できる期間は、災害発生から7日以内（救助法適用）とする。
⑤ 避難場所	本村における避難予定場所を、予め指定しておくものとする。なお、災害の種類及び被害状況等により避難所を変更または新たに設置し、その旨住民に周知を図るものとする。
⑥ 避難所が不足する場合	避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。 ア) 隣接市町村への収容委託、建物・土地の借り上げ等 イ) 県施設の一時使用要請 ウ) 県を通し、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請

6. 避難所の運営管理

管理事項	実施内容
① 避難所の生活	避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるものとする。
② 避難者に係る情報の把握	避難所毎に、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。
③ 避難所の環境	避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとするため、次の事項について整備を図っておくものとする。 ア) 運営担当者 イ) 運営の手順 ウ) 運営上の留意点 エ) 居住区域の代表者（班長）の役割 オ) 災害弱者のニーズ把握と支援
④ 避難所の統合・廃止	被災地区の状況に応じ、避難所の統合及び廃止を行う。

第8節 災害時要援護者対策計画

I 基本方針

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害時要援護者等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努めるものとする。

II 実施責任者

災害時要援護者対策の実施は、災害時要援護者等の管理者及び村とする。
なお、避難計画の基本的な事項は「第7節 避難計画」のとおりである。

III 実施内容

1. 災害時要援護者の避難支援

本村は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき災害時要援護者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台への誘導及び安否の確認を行う。

(1) 避難時の支援

本村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

本村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、災害時要援護者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り災害時要援護者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

本村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市町村の要請に基づき必要な体制を支援する。

(4) 外国人への支援

本村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第9節 観光客等対策計画

I 基本方針

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、観光客等の避難が迅速かつ円滑におこなわれるよう努めるものとする。

II 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。
なお、避難計画の基本的な事項は「第7節 避難計画」のとおりである。

III 実施内容

1. 避難情報の伝達及び避難誘導

本村は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、本村職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

2. 避難収容

(1) 収容場所の確保

本村は観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

本村から県有施設の一時使用の要請があった場合、県は支障のない範囲において提供する。また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認

本村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食糧等の供給

本村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する。

3. 帰宅支援

(1) 情報の提供

本村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅支援

県は、交通機関の運行が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。

第10節 交通輸送計画

I 基本方針

災害時においては応急対策要員及び資器材等の輸送を迅速に行うことが必要であり、円滑な交通が図られるよう道路または港湾等交通施設に対する規制及び応急措置について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時における交通の規制並びに交通施設の応急対策は、次の者が行うものとする。なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者や応急対策要員並びに応急対策物資等の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

1. 交通の規制

(1) 交通規制の実施責任

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

- ア. 道路法に基づく規制・・・道路の管理者
- イ. 道路交通法に基づく規制・・・県公安委員会
- ウ. 災害対策基本法に基づく規制・・・県公安委員会

なお、各実施責任者の範囲や根拠法を示すと次表のとおりである。

区分	実施責任者	範囲	根拠法
陸上	道路管理者	① 道路の破損や決壊及びその他の理由により危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき	道路法第46条
	公安委員会	① 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送及びその他応急措置を実施するため必要があると認めるとき ② 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき ③ 道路の損壊や火災の発生及びその他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条・第5条・第6条
海上	海上保安本部	① 船舶交通安全のため必要があると認めるとき ② 海難の発生及びその他の事情により特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあり、または混雑緩和のため必要があると認めるとき ③ 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき	港則法第37条 海上保安庁法第18条

(2) 交通規制等の制限の周知 (基本法第76条)

災害時における道路管理者としての村長は警察機関と相互に緊密な連絡をとり、道路パトロールや通報等による発見・判明したときは、被害及び危険の程度について調査を行うなど情報の収集に努める。

道路規制、制限等の必要を認めた場合、直ちにその実施に関し記載した道路標識を設けるとともに必要に応じ適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障の内容措置を行うほか、道路情報センターや報道関係機関などを利用するなどの周知を図る。(担当：総務対策部 企画情宣班)

III 実施内容**1. 緊急輸送道路**

緊急輸送道路ネットワーク計画(平成23年3月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会)における重要道路(第1次緊急輸送道路)は、以下のとおりである。

道路種別	路線名	区間
高速道路	沖縄自動車道	許田IC～那覇IC
高速道路	那覇空港自動車道	名嘉地IC～西原JCT
国道(指)	国道58号	名護市宮里4丁目(北)～那覇市奥武山町
国道(指)	国道329号	那覇市上間～那覇市明治橋、沖縄市高原～北中城村渡口
国道(指)	国道331号	那覇市奥武山町～豊見城市名嘉地
国道(指)	国道332号	那覇市宇鏡水～那覇空港
国道(指)	国道58号	那覇市西道路那覇市若狭～那覇市鏡水
国道(指外)	国道449号	本部町瀬底大橋～名護市安和
国道(指外)	国道449号	名護BP 名護市安和～名護市宮里4丁目(北)
主要地方道	沖縄北谷線	沖縄市山内～北谷町国体道路入口
主要地方道	石川仲泊線	うるま市赤崎1丁目～恩納村仲泊
主要地方道	那覇糸満線	那覇市安謝～那覇市上間
主要地方道	沖縄環状線	沖縄市山内～沖縄市比屋根
一般県道	県道20号線	沖縄市高原～沖縄市上地
一般県道	県道42号線	沖縄県庁～那覇市久茂地
一般県道	具志川環状線	沖縄市美原1丁目～沖縄市美原4丁目
一般県道	那覇空港線	那覇空港～那覇市安次嶺

道路種別	路線名	区間
港湾道路	港湾1号線	那覇ふ頭～那覇市曙
港湾道路	港湾2号線	新港ふ頭～那覇市安謝
港湾道路	那覇1号線	那覇ふ頭～那覇市明治橋
市町村道	(那覇市道)	那覇市上之屋～おもろまち
主要地方道	久米島空港真泊線	久米島空港～久米島町役場
主要地方道	平良城辺線	平良袖山入口～郡農協前
一般県道	平良新里線	平良市平良～袖山入口
一般県道	高野西里線	平良港～平良市平良、郡農協前～空港
国道(指外)	国道390号	石垣市美崎町～石垣市白保
一般県道	新川白保線	石垣市白保
一般県道	石垣空港線	石垣空港～石垣市真栄里
市町村道	(石垣市道)	730交差点～石垣市役所

2. 交通の規制

災害時における交通の規制やその後の措置等については、一般的に次のとおりである。

(1) 規制の種類**ア. 危険箇所における規制****① 道路法に基づく規制(道路法第46条)**

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全または危険を防止するため必要があると認められた時は、道路管理者が交通を禁止しまたは制限する。

② 道路交通法に基づく規制(道路交通法第4条)

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる時は、県公安委員会は歩行者または車両の通行を禁止しまたは制限する。

イ. 緊急輸送のための規制

① 災害対策基本法に基づく規制（災害対策基本法第76条）

村及び石川警察署、又は県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める時は、道路の区間（災害が発生しまたは、まさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域または道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止しまたは制限する。

（2）緊急輸送のための措置

村および石川警察署、県公安委員会は災害が発生した場合において、災害応急対策要員や災害対策に必要な物資の緊急輸送並びにその他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認める時は、次により適切な措置をとる。

ア. 緊急輸送実施機関の措置

災害地において緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時・種別・輸送量・車両の種別・発信地・経路・事由等を県公安委員会に連絡する。

イ. 県公安委員会の措置

県公安委員会は緊急輸送実施機関の連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止しまたは制限する必要があると認める時は、次の措置をとる。

- ① 緊急通行車両以外の車両の通行禁止または制限の対象区間及び期間を記載した様式1による表示、並びに適当な迂回路の表示を所定の場所に設置する。
- ② 県公安委員会は緊急通行車両以外の車両の通行を禁止しまたは制限しようとする時は、あらかじめ当該道路管理者に禁止または制限の対象区間及び期間並びに理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがない時は、事後において速やかに通知する。

（3）通行禁止等の周知

県公安委員会は災害時における通行の禁止または制限（以下「通行禁止等」という）を行った時は、災害対策基本法第76条の規定に基づき直ちに通行禁止等に係る区域または道路の区間、その他必要事項を周知させる。

（4）車両の運転者の責務

車両の運転者は災害対策基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われた時は、次の措置をとらなければならない。

ア. 道路区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた時は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。また、移動させることが困難な時はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ. 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われた時は、車両を道路以外の場所へ移動させる。また、移動させることが困難な時はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ. 警察官の指示を受けた場合

警察官の指示を受けた時はそれに従う。

(5) 警察官や自衛官並びに消防吏員による措置命令等

ア. 警察官による措置命令等

警察官は通行禁止等に係る区域または道路の区間（以下「通行禁止区域等」という）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認める時は、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する。また、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。尚、警察官は命ぜられた者が当該措置をとらない時またはその命令の相手方がいない場合は、自ら措置することができる。

イ. 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、それぞれの機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な措置をとることを命じまたは自ら措置することができる。

尚、措置を命じまたは自ら当該措置を行った時は、直ちにその場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(6) 村における措置

ア. 道路管理者としての村長は、災害により交通施設及び道路等の危険な状況が予想され、または道路パトロールによりこれを発見した時もしくは通報等により判明したときは、施設の被害及び危険の程度を調査し、必要に応じて規制を実施する。

イ. 規制の実施に際しては、石川警察署へ規制実施箇所及び回り道等について通報するとともに、通行車両に対し標識の設置並びに報道機関等を利用して周知を図る。

3. 交通施設の応急対策

災害時における交通施設の応急対策は、村と県及び施設管理者と調整のうえで行う。

自動車の運転者や地区の住民等が決壊崩土並びに橋りょう流失等の災害を発見した場合は、直ちに村長に報告するよう常時指導啓発しておく。

各道路施設管理者は、常に所管の道路の破損や決壊並びに橋りょう流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努める。

■ 交通施設の応急対策実施責任者

区 分		実施責任者
道路施設	① 国道（指定区間）	沖縄総合事務局開発建設部
	② 国道（指定区間外） 及び県道	北部土木事務所
	③ 市町村道	宜野座村
港湾・ 漁港施設	④ 県所管施設	港湾：北部土木事務所 漁港：北部農林水産振興センター
	⑤ 市町村所管施設	宜野座村

4. 緊急輸送

(1) 輸送対象の実施責任

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は村長が行う。

(担当：総務対策部 事務局班)

ただし、次の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとる。

- ① 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- ② 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合

(2) 緊急輸送の対象

優先段階	対 象 内 容
第1段階	ア) 救助・救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ) 消防、水防活動、災害の拡大防止のための人員、物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア) 「第1段階」の続行 イ) 生命維持に必要な物資（食糧・水等） ウ) 傷病者、被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	ア) 「第2段階」の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

5. 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法による。

- ① 道路輸送
- ② 海上輸送
- ③ 空中輸送
- ④ 人力による輸送

(1) 道路輸送

所要の交通規制等の実施と村所有の車両を使用し、緊急通行車両の届出及び指定を受け、緊急輸送を行う

ア. 緊急通行車両の届出及び指定

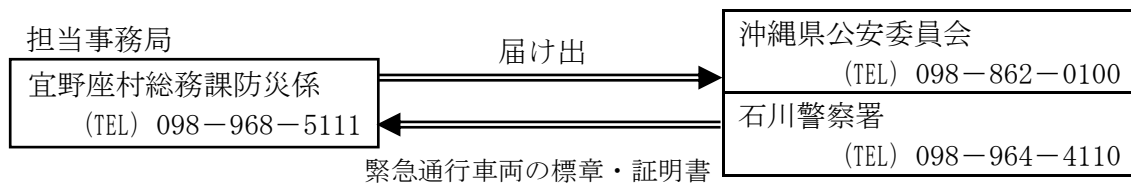
大規模災害発生時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から緊急通行車両であることの確認申請が殺到し、その事務等が困難を極め、災害応急対策に支障をきたすことが懸念される。したがって、災害時に使用する予定の車両については事前に県公安委員会に届け出て、その活動に支障のないよう万全を期して行う。

■ 緊急通行車両の事前届出 (担当：事務局班)

a. 村保有車両による輸送

村保有の車両等について、知事(防災危機管理課)又は県公安委員会にあらかじめ緊急通行車両の事前届出書を提出し、緊急通行車両(災害対策基本法第50条)としての該当審査のうえ届出済証の交付を受ける。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿に登載しておく。



b. 民間車両等、村有車両以外による輸送

村内における必要な車両確保が困難で民間車両等の村有車両以外により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

※様式については、資料編参照

イ. 緊急通行車両の標章及び証明書

知事又は県公安委員会に対し緊急通行車両確認証明書等の交付申し出を行い、知事(防災危機管理課)又は県公安委員会により申し出の緊急車両を確認した様式2の標章及び様式3による証明書を受ける。

ウ. 標章の掲示

緊急車両の交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

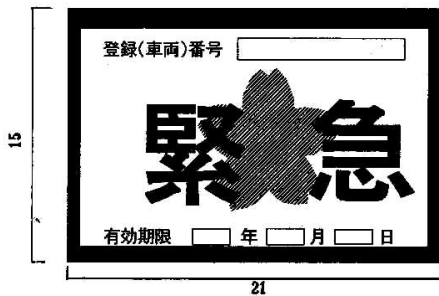
■ 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

【様式1】



1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【様式2】



1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は、白色、地は銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
3. 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

【様式3】 別記様式第1号(第3関係) 緊急通行車両事前届出書

別記様式第1号(第3関係)

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 沖繩県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印 年 月 日		災害応急対策用 第 号 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 沖繩県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署又は交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更を生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、公安委員会(警察本部交通規制課又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所 (電話) 氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に提出してください。			

エ. 村有車両の確保

災害輸送のための村有車両の確保は、次の方法により行う。

(ア) 村有車両の掌握管理は、事務局班において行うものとする。

(イ) 各班長は、車両を必要とするとき事務局班（総務課）に次の事項を明示して配車を要請するものとする。

- ① 輸送日時及び輸送区間
- ② 輸送対象の人数、品名及び数量
- ③ その他必要な事項

(ウ) 事務局班は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮のうえ使用車両を決定し、要請した班へ通知する。

■ 村有車両の保有状況

	乗 用 車 (普通)	乗 用 車 (小型)	軽 乗 用 車	バ ス	貨 物 車 (普通・小型・軽)	軽 ト ラ	そ の 他	合 計	備 考
総務課	3	3		1	1	1		9	
企画課	1	2			1	1		5	
村民生活課	1	2	1			1	1	6	その他・ごみ収集車
健康福祉課		4	2					6	
建設課	3	1			1	1		6	
上下水道課	2	2	1		1			6	
産業振興課	2	3	1		6	2	7	21	その他・農業用特殊車両
学校教育課		3	1		5			9	
社会教育課	2	3			2			7	
議会事務局	1							1	
農業委員会	1	1			2			4	
合 計	16	24	6	1	19	6	8	80	

オ. 費用の基準

(ア) 輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。

(イ) 官公署、その他公共機関所有の車両使用については、燃料費程度を負担する。

(2) 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施する。

実施事項	実施内容
① 県有船舶による輸送	<p>県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括情報班及び交通政策班）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出する。</p> <p>ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由 イ) 応援を必要とする期間 ウ) 応援を必要とする船舶数 エ) 応急措置事項 オ) その他参考となるべき事項</p>
② 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等	<p>村長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し、要請及び要請後の措置を行う。</p> <p>※ 第1章第27節 自衛隊災害派遣要請計画による要領に準ずる</p>
③ 民間船舶による輸送	<p>村長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努める。</p>

(3) 空中輸送

実施事項	実施内容
① 空中輸送の実施	<p>災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中要請及び要請後の措置並びに撤収要請を実施する。</p> <p>※ 第1章第27節 自衛隊災害派遣要請計画による要領に準ずる</p>
② ヘリポートの整備	<p>空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図る。</p> <p>※ 第1章第27節 自衛隊災害派遣要請計画によるヘリポート設置基準に準ずる</p>

(4) 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努める。

第11節 災害救助法適用計画

I 基本方針

災害に際して応急的及び一時的に必要な救助を行い、被災者の保護や社会秩序の安定化等を図るため救助法の適用について定めるものとする。

II 実施責任者

救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、村長は、県が行う救助を補助するものとする。ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。(災害救助法第30条)

1. 救助の種類

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ 救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助は、村防災計画に定めるところにより村長が実施するものとする。

III 実施内容

1. 災害救助法の適用基準

本村における救助法に基づく救助は、次に掲げる事項に該当するものである。

- ① 本村の被害世帯数が30世帯以上(総人口:5,000人未満に基づく)のとき
- ② 県内全域の被害世帯数が1,500世帯以上で、うち本村内15世帯(前号の1/2世帯)以上のとき
- ③ 県内全域の被害世帯数が7,000世帯以上で、本村の被害状況が特に救助を要する状態のとき
- ④ 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき
 - ア) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情(災害が隔絶した地域に発生したものである等)がある場合であって多数の世帯の住家が焼失したとき
 - イ) 多数の生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2. 被害世帯の算定基準

被害世帯とは、住家が全壊（焼）流失等により滅失した世帯の数である。その他の損壊に対しては、次の表による換算基準とする。

なお、被害世帯に対する算出適用の人口基準は、災害直前の国勢調査人口による。

住家損壊内容	被害世帯数1（滅失世帯）の算定
全壊（焼）・流失等による滅失	1世帯
半壊・半焼等の著しい損壊	2世帯
床上浸水、土砂たい積等による一時的居住不可能な状態	3世帯

3. 救助法の適用手続

区 分	実 施 内 容
① 救助法の適用要請	村長は救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みがある場合、直ちに知事へ報告する。
② 救助法の適用特例	災害の実態が急迫（知事による救助の実施を待ついとまのない等）な場合、村長は救助法に定める救助を行い、直ちに知事に報告する。その後の処理については知事の指揮を受ける。

4. 救助法による救助の程度と期間

- ① 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。
 ② 救助の期間については、県知事と協議する

厚生省 社会・援護局保護課 (平成22年4月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者を収容する。	○基本額 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 ○加算額 冬季(10月～翌3月): 別に定める額を加算 ※福祉避難所を設置した場合、特別な配慮に必要な実費を加算できる。	災害発生日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置(天幕借上等)や維持・管理のための人夫費、消耗器材費、建物等の使用謝金、高熱水費並びに仮設便所等の設置を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上とする。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。	1. 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額1戸当たり2,387,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生日から20日以内着工	1. 平均1戸当たり29.7㎡(9坪)、2,387,000円以内であればよい。 2. 老人居宅介護等のため福祉仮設住宅を設置できる。 3. 供与期間 最高2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、浸水等の住家被害により炊事できない者	1. 1人1日当たり(主食、副食、燃料費等) 1,010円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実績	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考								
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与または貸 与	全半壊(焼)、流失、 床上浸水等により、 生活上必要な被服、 寝具、その他生活必 需品を喪失、または 毀損し、直ちに日常 生活を営むことが困 難な者	1. 夏期(4月～9 月)、冬季(10月～ 3月)の季別は災 害発生の日をもっ て決定する。 2. 下記金額の範囲 内	災害発生 の日から 10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2. 現物支給に限ること (単位:円)								
					世帯 区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増 すごとに加算	
					全壊 流失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
						冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
					半壊 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
冬	9,100	12,000	16,900	20,000		25,400	3,300					
医療	医療の途を失った 者 (応急的処置)	1. 救護班…使用し た薬剤、治療材料、 医療器具破損等の 実費 2. 病院または診療 所…社会保険診療 報酬の額以内 3. 施術者…協定料 金の額以内	災害発生 の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上とする。								
助産	災害発生の日以前 または以後7日以内 に分べんした者であ って災害のため助産 の途を失った者 (出産のみならず、 死産及び流産を含み 現に助産を要する状 態にある者)	1. 救護班等による 場合は、使用した 衛生材料等の実費 2. 助産師による場 合は、慣行料金の 100分の80以内の 額	分べんし た日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上とする。								
災害にかか った者の救 出	1. 現に生命、身体が 危険な状態にある 者 2. 生死不明な状態 にある者	当該地域における通 常の実績	災害発生 の日から 3日以内	1. 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取 り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途 計上とする。								

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)または床上浸水により学用品を喪失、または毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒。	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校生徒 4,800円	災害発生の日から ○教科書 1ヵ月以内 ○文房具及び通学用品 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上とする。 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)を行う	○洗浄、消毒等 1体当たり 3,300円以内 ○一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 ○検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイス購入等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際の埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12才以上) 201,000円以内 小人(12才未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	1. 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自力で除去することができない者	1世帯当たり 134,200円以内	災害発生の日 から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法執行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり ○医師、歯科医師 17,400円以内 ○薬剤師 11,900円以内 ○保健師、助産師、看護師 11,400円以内 ○土木技術、建築技術者 17,200円以内 ○大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第12節 給水計画

I 基本方針

災害により飲料水を確保することができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給する必要がある、その方法について定めるものとする。

注： この計画は他の救助と異なり、救助法の適用に関わらずその地域においてどうしても自分では飲料水を得ることができない者であれば、家屋や家財の被害はなくても救助を受けることができるものとする。逆に罹災者であっても自分で近隣から飲料水等を確保できれば供給の必要はないものとする。

II 実施責任者

災害のため飲料水を得ることのできない者への給水について、救助法が適用された場合は知事が行ない、村長はこれを補助するものとする。ただし応急対策を迅速に行なうために知事が必要と認めるときは、村長が行なうことができる。また、救助法が適用されない場合においても、村長が必要と認めるときは実施するものとする。(担当：建設経済対策部 上下水道班、協力：金武地区消防本部)

III 実施内容

1. 給水源の確保

- ア. 災害発生後直ちに水源地や配水ポンプ及び連絡管等を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により給水源を確保する。
- イ. 受水槽やプール等を補給給水源として使用する場合は、ろ水機及び塩素剤による消毒を施す。
- ウ. 復旧に時間を要する地域や多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、村給水工事指定店の応援を求め、応急仮配管による応急給水を行う。

2. 給水方法

実施事項	実施内容
① 取水	給水のための取水は、消火栓、配水池、又は補給水源等から行うものとする。
② 消毒等	取水源が汚染しているとき、または汚染の恐れがあるときは、水質検査を行い、ろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行うものとする。
③ 供給	被災地への給水は、村及び村内業者から消防ポンプ車の代用、借用給水タンク車等により搬送して行うものとする。
④ 広報	給水に際しては、企画情宣班（広報担当）及び報道機関の協力を得て、給水日時、給水場所、その他必要な事項を住民に広報するものとする。

3. 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日3ℓ程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減するものとする。

医療施設、社会福祉施設、避難場所等に対し、優先的に給水を行うものとする。

第13節 食糧供給計画

I 基本方針

被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の給与のための調達、炊き出し及び配給等の迅速、確実を期するものである。

II 実施責任者

災害時における食糧の供給は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が行うこととすることができる。また、救助法が適用されない場合で、村長が必要と認めたときは、村長が実施する。(食糧の調達担当：総務対策部 配給担当：住民福祉対策部)

III 実施内容

1. 食糧の調達

区分	調達方法
① 主食 (米穀または乾パン)	米穀については、村長又は知事(流通政策課)に米穀の応急買受申請を行い、知事の発行する応急買受許可書により指定業者手持の米穀を調達するものとする。 災害用乾パンについては、村長は知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が那覇食糧事務所長に売却申請を行い調達するものとする。
② 副食及び副調味料等	村内の販売業者より調達するものとする。

2. 応急配給及び炊き出しの方法

(1) 応急配給を行う場合

災害が発生し、または災害の恐れがある場合における応急配給は、次の場合に村長が必要と認めたとき行う。

応急配給の実施基準	応急配給数量(1人当たり)
① 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1日当り 精米 300g
② 被災により卸売、小売業者が通常の販売を行うことができないため、その機関を通さずに配給を行う必要がある場合	1日当り 精米 300g
③ 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1日当り 精米 200g

(2) 応急配給品目

配給品目は原則として米穀とするが、状況により乾パン又は麦製品とする。

(3) 炊き出し(乳幼児のミルクを含む)の実施

炊き出しは、各避難場所において村民生活班(住民福祉対策部)が行い、必要に応じて婦人会及び自治会等の協力を得て行う。

区 分	実 施 内 容
① 対象者	ア) 避難場所に収容された者 イ) 住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水等のため炊事のできない者 ウ) 被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者 エ) 旅行者、一般家庭の来訪者、汽船の旅客等であって食糧品の持ち合わせがなく、調達できない者に対して行うものとする。
② 費用	炊き出し、その他による食品の給与を支出できる費用は、主食費、副食費及び炊き出し等の燃料費とする。(救助法に基づく)
③ 期間	炊き出し、その他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 ただし、住家の被害により被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分の食品等を現物支給するものとする。

3. 災害時要援護者等に配慮した食糧の給与

村は、災害時要援護者や食物アレルギー等に配慮した食糧の給与に努める。

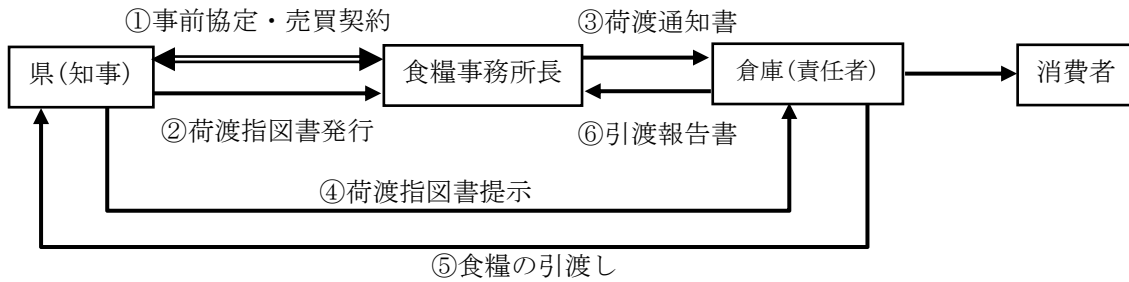
4. 個人備蓄の推進

村は、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水等を3日分程度個人において準備しておくよう、住民に広報する。

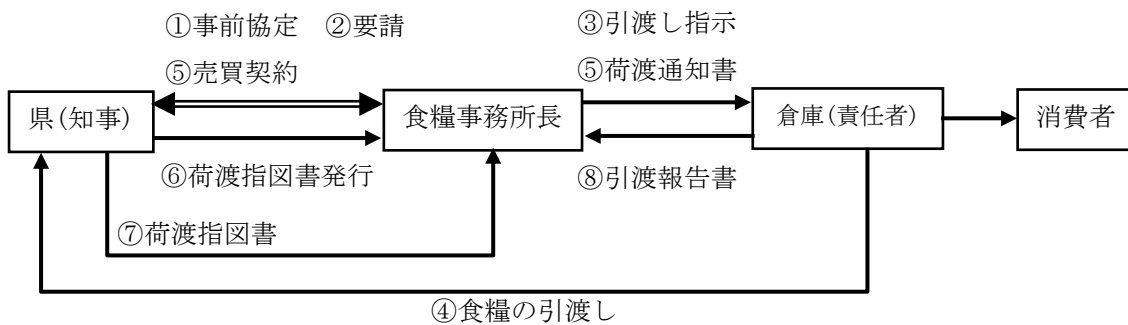
■ 災害救助用米穀（緊急食糧）の引渡し系統図

(1) 県（知事）に対する緊急食糧の売却

荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合

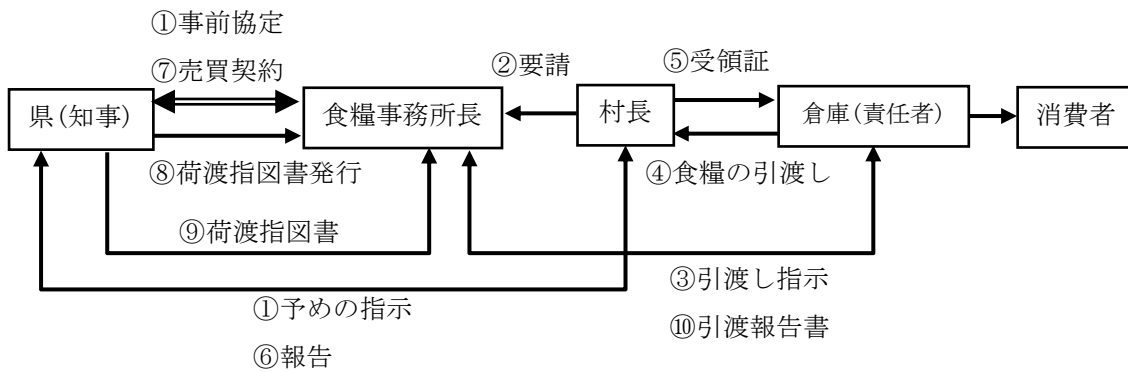


荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合

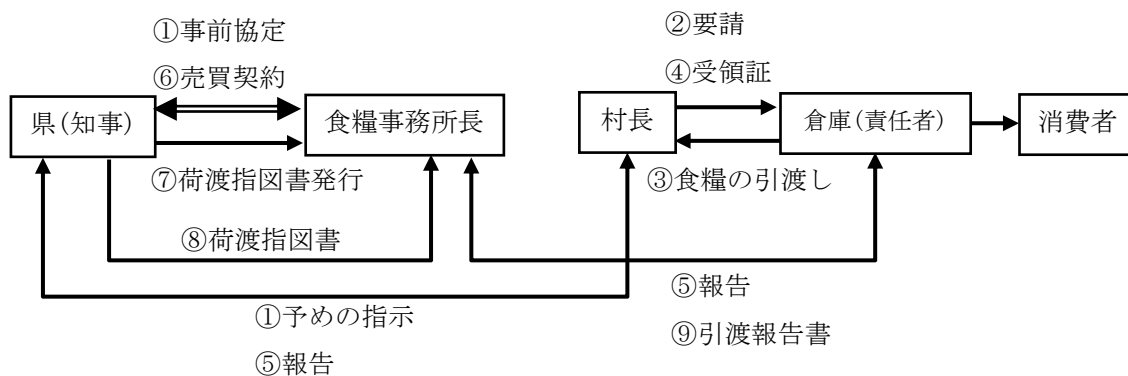


(2) 村からの緊急食糧引渡しの要請

村長から所長に対して緊急の引渡しを要請する場合



村長から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合
(食糧事務所と倉庫との連絡がつかない場合)



第14節 生活必需品供給計画

I 基本方針

災害により日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他の生活必需品（以下「生活必需品」という）を喪失または毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与または貸与する必要がある。そのために生活必需品の調達及び供給等について定めるものとする。

II 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、村が必要と認めるときは、村長が実施する。

(担当:住民福祉対策部 村民生活班)

III 実施内容

1. 物資の調達

あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

2. 物資の給与または貸与

区分	給与・貸与の範囲
① 対象者	災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、または床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
② 品目	給与または貸与する衣料物資は、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 ア) 被服、寝具及び身のまわり品 イ) 炊事用具及び食器 ウ) 日用品及び光熱材料
③ 費用	被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与のため支出できる費用は消耗品費、原材料費とし、1世帯当りの費用は季節別及び世帯区分により次の範囲とする。（救済法に基づく）
④ 期間	被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。

(1) 住宅の全壊(焼)または流失による被害世帯

単位：円

区分	世帯区分 期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増ごとに加算
		夏季	4月～9月 まで	17,300	22,300	32,800	39,300
冬季	10月～翌年 3月まで	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400

(2) 住家の半壊(焼)、床上浸水による被害世帯

単位：円

区分	世帯区分 期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増ごとに加算
		夏季	4月～9月 まで	5,600	7,600	11,400	13,800
冬季	10月～翌年 3月まで	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

※ 季節別は災害発生の日をもって決定する。

3. 物資の配給方法

村民生活班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の「配分計画」を立てて迅速かつ確実に配給する。

4. 義援物資及び金品の保管及び配分

本村に送付された義援物資及び金品は、事務局班において受入れ、保管し「配分計画」に基づき被災者に支給する。

第15節 医療救護計画

I 基本方針

災害により医療機関の機能が停止または混乱あるいは著しい不足のため、被災地の住民が医療または助産の途を失った場合における応急的な医療及び助産、または乳幼児の救護等、罹災者保護の実施について定める。

II 実施責任者

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産並びに乳幼児の救護は、医療関係機関の協力を得て村長が行うものとする。

救助法が適用されたときは、村長は知事の補助を行うものとする。ただし、知事が必要であると認めたときは、村長が行うこととすることができる。

(担当：住民福祉対策部 健康福祉班)

III 実施内容

1. 医療及び助産救護の実施

(1) 救護班

医療及び助産の方法は、救護班によるものとする。

■ 救護班の構成

班名	構成機関	班構成	人員数
医療救護班	県立北部病院 県立中部病院	医師	2人
		保健師・看護師	4人
		事務員	1人
助産救護班	県立北部病院 県立中部病院	医師	1人
		助産師	2人
乳幼児救護班	村健康福祉課 村村民生活課	保健師	1人
		保育士	2人
		看護師	1人
		事務員	1人

(2) 救護班以外の協力

医療及び助産救護は、救護班により行うものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、北部地区医師会やその他医療関係機関の協力を得て行う。また、緊急な出産を要する場合、最寄の助産師によって行う等の対応を図る。

■ 医療、助産の費用及び期間

区 分	費 用	実 施 期 間
医 療	ア) 救護班による場合 薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費用の実費 イ) 一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ウ) 施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日から14日以内
助 産	ア) 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 イ) 助産師による場合 慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内

(3) 救護所の設置

設置区分	設 置 基 準
① 応急救護所	救護所は、本部長の指示により罹災者の收容施設、罹災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所に設置するものとする。
② 臨時救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、避難所(学校、公民館等)や避難場所(総合グラウンド等)、病院・診療所等の公共施設に臨時救護所を設置するものとする。

(4) 委託医療機関等による医療

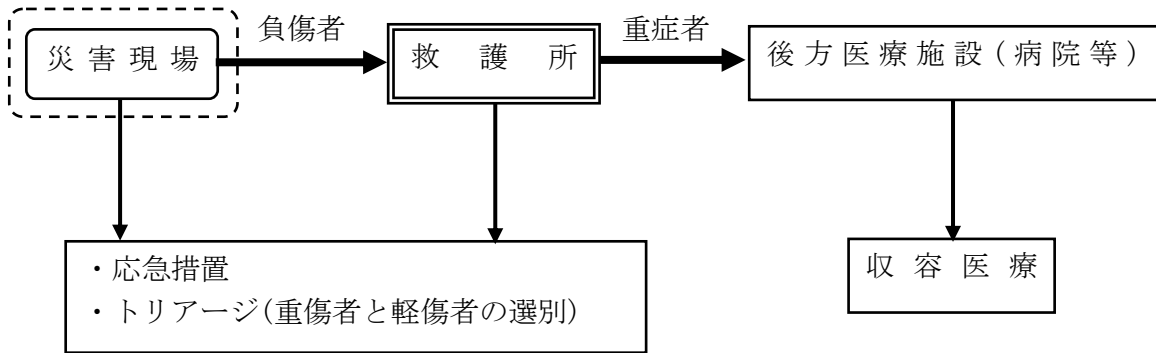
救護班による医療措置ができない者や救護が適当でない者は、委託医療機関(県及び国立の公共病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関)において救護を行う。

- ① 救助法適用市町村の区域内の病院・診療所における入院治療施設
- ② 隣接市町村の区域内の病院・診療所における入院治療施設

(5) 船舶の利用

大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県(総括情報班)をとおり、第十一管区海上保安本部、海上自衛隊等に対し、所有船舶の借用を要請する。

(6) 医療救護の流れ



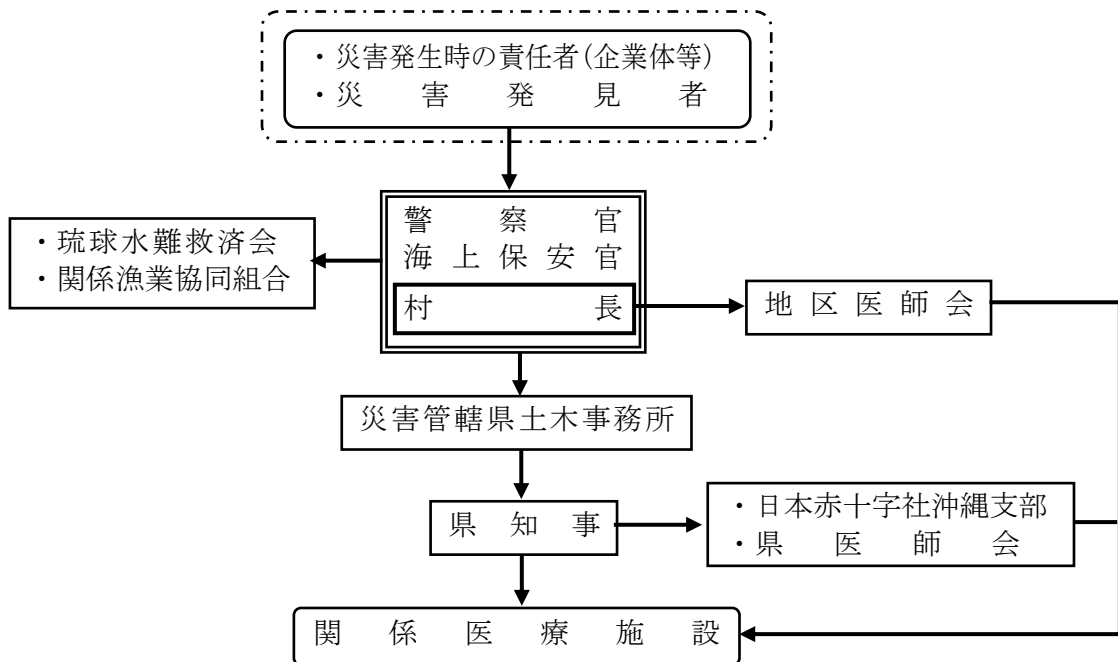
※ 後方医療施設：救護所では困難な重病・重症患者等の処置、治療を行う（常設の公立、救急指定病院）

(7) 救急医療体制の確立

各関係機関及び団体は、相互間の連絡・協力に万全を期することで、災害時の救急医療を迅速かつ的確に実施するものとする。

- ① 現地における応急的医療施設の設置並びに管理
- ② 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ③ 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- ④ 地区医師会に対する出動要請

■ 災害発生時の通報連絡



2. 医療品等の調達

(1) 医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

救護所における必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の手持品、資材を携行し繰替使用するものとするが、携行不能又は不足の場合は中部地区医師会検診センターにおいて補給するものとする。ただし、当該地域において確保が困難なときは、県（薬務疾病対策班）において確保、輸送の要請を行う。

(2) 血液製剤の確保

本村において、災害時の輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、県（薬務疾病対策班）をとおし沖縄赤十字センターへ、必要な輸血用血液製剤の確保・要請する。

3. こころのケア

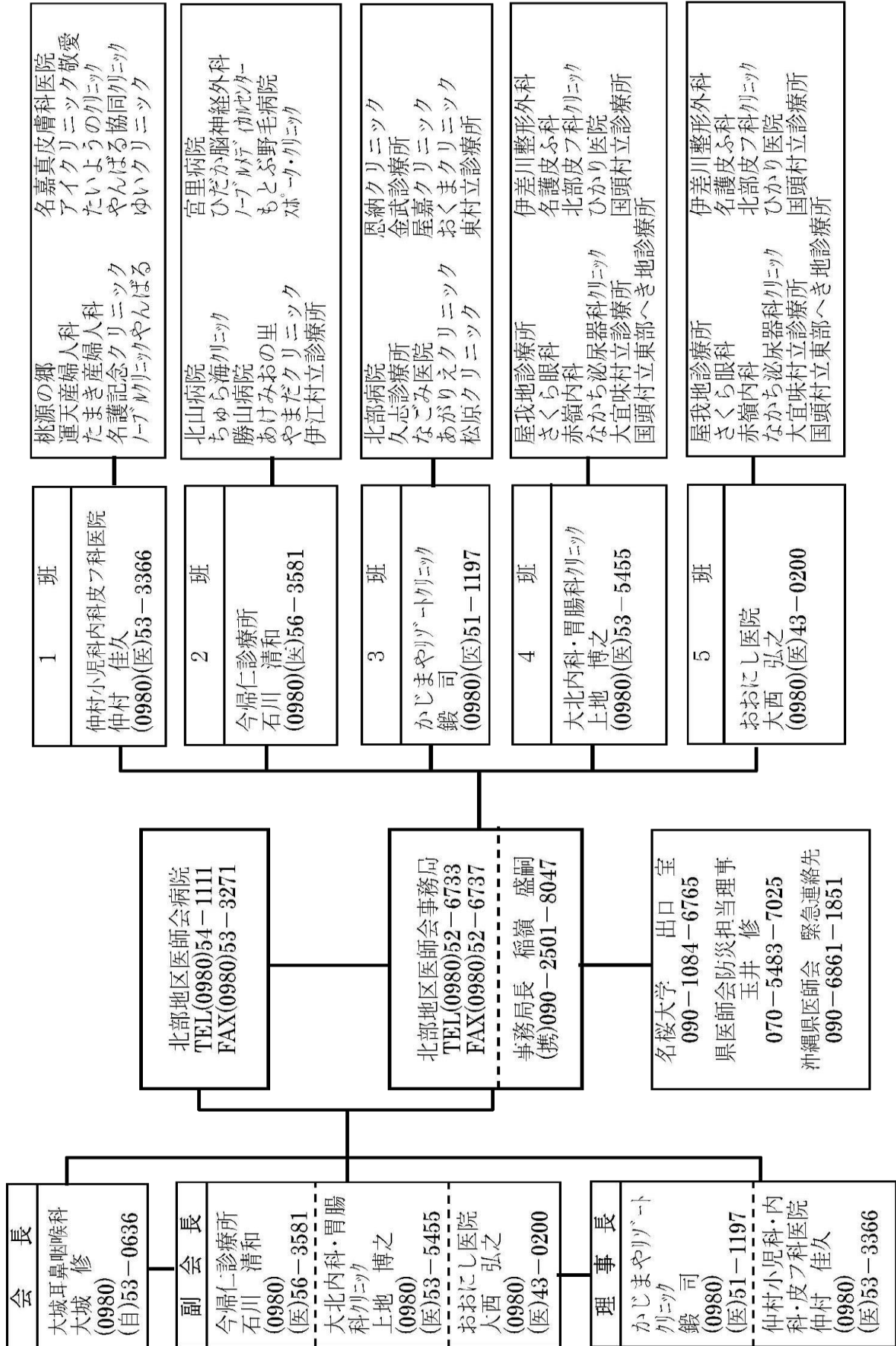
大規模の災害における被災者に対する「こころのケア」として県及び村は保健所その他に相談窓口を設置し、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等による救護活動を行う。

また、避難所等を巡回し定期的な医療活動を行うなど、巡回救護の対策を図る。

4. 村内の医療及び助産施設状況

病院名	所在地	電話
医療法人ほくと会 北部病院	字漢那 469	098-968-3661
まつだ歯科	村字松田 636-1	098-968-8881
あすなろ歯科医院	字惣慶 1827-2	098-968-2313

■ 北部地区医師会 災害時医療救急班連絡系統図



第16節 防疫計画

I 基本方針

被災地においては、環境衛生が悪化し感染症等の発生及びまん延が予想されるため、これを防ぐための防疫活動について定めるものとする。

II 実施責任者

防疫活動は知事（健康増進班及び保健所）が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という）」に基づいて行うものとし、村長は知事の指示に従って措置を行うものとする。（担当：村民生活班）

III 実施内容

1. 感染症対策実施の組織

村や保健所は、災害発生時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成する。

担当区分	実施内容
検病調査官	実施責任機関となる県の検病調査班に協力して疫学調査を行う。
防疫係	清潔方法及び消毒方法の施行、ねずみ族、昆虫等の駆除などにあたる。

2. 感染症対策の実施

(1) 清潔方法

村は、感染症の患者が発生し、または感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地または建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導するものとする。

また、村は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(2) 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条による。

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条による。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市町村は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。

3. 防疫の実施

実施事項	実施内容
① 清潔方法	各地域の清潔方法については、次の要領により実施する。
② 消毒方法	避難場所、被災地域及びその周辺地域の消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行第14条から第19条までに定められるところにより行う。
③ 患者等に対する措置	ア) 伝染病患者及び病原菌の保菌者の隔離収容施設が被災した場合、又はそこで伝染病患者又は病原菌の保菌者を発見したときは、中部福祉保健所長の指示に従い、速やかに別の隔離施設に収容する。 イ) 交通途絶等のため患者を隔離施設に収容できない場合は、近くの適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。 ウ) やむを得ない事情により隔離施設の収容が困難な病原菌の保菌者に対しては、自宅隔離を行うものとする。この場合は、特にし尿の衛生的処理について十分指導監視する。
④ 避難所の防疫措置	避難所は応急仮設的で、かつ多数の避難者を収容するため不衛生になりがちであるため、中部福祉保健所の指導を得て防疫活動を実施するものとする。この場合、施設の管理者を通じてできるだけ衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て防疫の完璧を期する。

4. 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、住民福祉対策部（村民生活班）において緊急に調達するものとするが、それが不可能な場合は中部福祉保健所に調達斡旋の要請を行う。

5. 予防接種

伝染病等の流行状況に応じて臨時予防接種を行う場合は、中部福祉保健所長の指示に従い実施する。

6. 食品衛生監視活動

飲料水及び食品の管理について、食中毒等の防止を図るため中部福祉保健所の実施に基づき次の事項を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 救護食品の監視指導及び試験検査 ② 飲料水の簡易検査 ③ 冠水した食品関係業者の監視指導 ④ その他食料品に起因する危害発生の防止 |
|--|

7. し尿の処理

処理方法	実施内容
① 収集方法	し尿の収集は、災害の規模に応じて、各許可業者に指示して集中汲み取りを実施する。
② 処理方法	し尿の処理は、「宜野座村し尿処理液肥化施設」で行う。

8. 保健衛生

被災者の健康管理について、次の実施を図るものとする。

実施事項	実施内容
① 良好な衛生状態の保持	被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変にともない被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設ける。
② 災害弱者への配慮	高齢者、障害者等の災害弱者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。
③ 保健師等による健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

9. 犬等及び危険動物の保護・収容計画

(1) 犬及び負傷動物対策

県及び村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。

(2) 収容及び管理

県は、村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所または施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求める。

(3) 避難所での取扱い

村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

10. その他

その他必要事項については、関係機関と協力して実施する。

第17節 行方不明者の搜索、死体の処理及び埋葬計画

I 基本方針

災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、死体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するものとする。

II 実施責任者

災害時における行方不明者の検索及び死体の収容、処理及び埋葬等の措置は、村長が行うものとする。担当は、以下の表のとおりである。

措置別	担当	協力
行方不明者の搜索	消防本部	警察署、 第十一管区海上保安本部
死体の収容、処理及び埋葬等	住民福祉対策部 村民生活班	健康福祉班等

※ 救助法は適用されたとき、村長は知事の補助を行うものとする。ただし、知事が迅速におこなうため必要と認めるときは、村長が行うこととすることができる。

III 実施内容

1. 行方不明者の搜索

実施事項	実施内容
① 搜索隊の設置	行方不明者の搜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて消防本部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防吏員を中心に各班員をもって編成する。
② 搜索の方法	搜索にあたっては、災害の規模や地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合せを行う。

2. 行方不明者の発見後の収容及び処理

実施事項	実施内容
① 負傷者の収容	搜索隊が負傷者及び病人等、救護を要するものを発見したとき、または警察及び第十一管区海上保安本部ら救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。
② 死体の収容	搜索隊が発見した死体は、速やかに警察の検視及び死体及び村民生活班または医師の検案を受けた後、または警察等から死体の引き渡しを受けたときは、直ちに公民館及び学校等、適当な施設に搬送・収容する。
③ 医療機関との連携	搜索に関しては、負傷者の救護及び死体の検案等が円滑に行われるように、健康福祉班及び医療機関等との連絡を予めとっておく。

3. 死体の処理

実施事項	実施内容
① 死体の処理手続	発見された死体については、死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則)、海上保安庁死体取扱規則(昭和45年)の規程により、警察官または海上保安官は所要の死体検分調書を作成した後、遺族又は村長に引き渡すものとし、村長はその後必要に応じて死体の処理を行う。
② 死体の処置	死体の識別が困難なとき又は災害で遺族等が混乱しているときなどは、伝染病予防上、必要に応じ死体の洗浄や縫合及び消毒等の処置を実施する。

4. 死体の埋（火）葬

身元の判明しない死体、遺族等が判明していても、災害時の混乱で死体を引き取ることができないとき、災害時の混乱の際死亡した者等は、埋（火）葬にふすものとする。

5. 行方不明者の捜索等の費用及び期間等

被災者の捜索や死体の処理等についての費用及び期間は次のとおりである。ただし、救助法が適用された場合は、第11節 災害救助法適用計画に基づくものとする。

(1) 災害に遭った者の救出

条件別	基準内容
対象者	災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。
費用	船艇、その他救出のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常費用とする。
期間	災害発生の日から3日以内とする。

(2) 死体の捜索

条件別	基準内容
対象者	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
費用	捜索における船艇、その他捜索のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常費用とする。
期間	災害発生の日から10日以内とする。

(3) 死体の処理

条件別	基準内容
対象者	災害によって死亡した者について、その処理（埋葬を除く）を行う。
費用	ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処置 イ) 死体の一時保存 ウ) 検案
期間	災害発生の日から10日以内とする。

(4) 埋（火）葬

条件別	基準内容
対象者	災害によって死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。
費用	実際に埋葬を行う者に対して、できる限り次に掲げる現物を支給する。 ア) 棺（付属品を含む） イ) 埋葬または火葬の費用（人夫費用を含む） ウ) 骨つぼ及び骨箱
期間	災害発生の日から10日以内とする。

第18節 障害物除去計画

I 基本方針

災害のため居住またはその周辺に運ばれた土石及び竹木等の障害物が、日常生活に著しい支障を及ぼしている場合に、これを除去するための方法について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時における障害物の除去は、救助法が適用された場合は県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が行うこととすることができる。また、救助法が適用されない場合で、村長が必要と認めたときは、村長が実施する。(担当：建設経済対策部 建設班)

III 実施内容

1. 障害物の除去

実施者は、自らの応急対策機器材を用い、又は状況に応じて建設業者等の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

条件別	内 容
除去の対象者	居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。
対 象 数	住家が半壊及び床上浸水(土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった場合を含む)した世帯数の15%以内とする。
費 用	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃借料、輸送費及び人夫費とする。
期 間	災害の日から10日以内とする。

2. 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、一般的に遊休地、公園、広場及び宜野座村最終処分場(福山区)等を利用する。

第19節 清掃計画

I 基本方針

被災地におけるゴミの収集処分等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図る。

II 実施責任者

被災時におけるゴミ収集処理は、村長が行うものとする。
(担当：村民生活班)

III 実施内容

1. ゴミの収集処理の方法

実施方法	実施内容
①収集方法	ア) ゴミの収集は、被災地及び避難所に村の車両を配置して速やかに行うものとする。なお、災害が広範囲にわたり村の車両のみでは処理できない場合は、委託業者及び許可業者車両を借用して収集に当たる。 イ) ゴミの集積地は、地域自治会長と協議して定める。
②処理方法	ゴミの処理は原則として「金武地区消防衛生組合」(金武町在)において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で処理できるものとする。
③清掃用薬剤の調達	清掃用薬剤の調達の必要を生じたときは、住民福祉対策部村民生活班が調達する。

第20節 住宅応急対策計画

I 基本方針

災害により住宅を失い、または破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理、その他を実施する。

II 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理は、村長が行うものとする。(担当：建設経済対策部 建設班)

III 実施内容

1. 応急仮設住宅の設置等

区 分	設 置 内 容
① 対象者	住家が全壊(焼)、又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者。
② 設置戸数	設置戸数は住家が全壊(焼)、又は流失した世帯の3割以内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て和の引き上げをすることができる。
③ 設置場所	設置場所は原則として村有地とするが、やむを得ない場合に限り私有地を借用して設置する。
④ 規模及び費用	1戸当たり規模：29.7㎡(9坪) 構 造：1戸建て、長屋建て又はアパート式のいずれか 設 置 費 用：整地費、建築費、附帯工事費、人夫費、輸送費及び建築事務所費等の一切の経費を含めた額
⑤ 着工及び供与期間	応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工する。また、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の費から建築基準法第85条第3項による期限内(最高2年以内)とする。
⑥ 災害弱者に配慮した仮設住宅	仮設住宅の建設にあたっては、高齢者や障害者等の災害弱者に配慮した住宅の建設を行う。
⑦ 入居者の選定	入居者の選定にあたっては、高齢者や障害者等の災害弱者の入居を優先する。

2. 住宅の応急処理

区 分	実 施 内 容
① 対象者	災害のため住家が半壊（焼）し、そのまま当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理をすることができない者に対して行う。
② 戸数	住家が半壊（焼）した世帯数の3割以内とする。（沖縄県の規程に準ずる。）
③ 規模及び費用	居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分にたいして現物をもって行うものとする。本村における修理費用の限度額としては、救助法に基づく。
④ 期間	住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了させる。

3. 公営・民間住宅の確保

住 宅 別	実 施 内 容
① 公営住宅の確保	村は、村営住宅の応急仮設住宅としての利用・確保に努める。村営住宅の利用は、災害発生の日から3年間（公営住宅法第24条）に限る。また、一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わない。
② 民間住宅の確保	民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、仮設住宅としての利用確保に努める。

4. 建物の解体、撤去

村は被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建物等を優先して建物の解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては、村長が必要と認めた場合において実施する。

（担当：建設経済対策部 建設班）

第21節 教育対策計画

I 基本方針

災害が発生したまたはそのおそれがある場合の教育現場における迅速かつ適切な対応、また文教施設及び児童生徒の被災により教育を行うことができない場合の応急教育の確保について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

実施責任者	実施内容
村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村立小中学校、その他の文教施設の災害復旧 ・ 救助法による教科書、教材及び学用品支給について知事の補助機関として行う
村教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村立小中学校児童生徒に対する応急教育 なお、救助法が適用されたとき、又は実施が困難な場合、県知事又は教育委員会が関係機関の協力を求めて適切な措置をとる
県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助法の適用事項
県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ・ 県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の学校内の応急措置

III 実施内容

1. 応急教育対策

災害時における応急教育は概ね以下の要領による。

(1) 休校措置

- ① 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は村教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。
- ② 休校措置が登校前に決定した時は、直ちにその旨を放送（村防災行政無線放送、報道機関等）、その他確実な方法により児童生徒に周知させる。
- ③ 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行う。

(2) 教育施設の確保

学校施設が災害によりその一部が損壊し使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所について応急処置または補強を施し、学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ休校をできる限り避ける。なお災害のため学校施設が使用できない場合は、次の場所を予定する。

- ① 隣接校
- ② 公民館等の公共施設
- ③ 前掲施設を使用できない場合、応急仮設校舎の建設を検討

(3) 教科書及び学用品の給与

① 給与対象者

住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損した児童生徒で、救助法に準じて定める。

② 給与の品目・費用

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を支給するものとする。ただし、費用の限度額は、救助法に準ずる。

ア) 教科書及び教材

イ) 文房具

ウ) 通学用品

③ 期 間

学用品の給与は災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、その他学用品については15日以内に支給を完了しなければならないものとする。

(4) 教職員の確保

- ① 村教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が行えないときは、代替職員を確保し、授業に支障をきたさないようにする。また、必要に応じて一時的に教員組織の編成替え等を行う。
- ② 学校間における教職員の応援、県教育委員会へ応急救職員の緊急派遣を要請するなどを行う。
- ③ 教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。

(5) 被災児童生徒の転校、編入

被災児童生徒の転校編入については、教育長が別に定める。

2. 学校給食対策

村教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは、県教育委員会、県学校給食会、及び保健所と協議の上実施する。

3. 社会教育施設等対策

公民館等施設の管理者は、災害応急対策のために利用される場合が多いので被害状況の把握に努めるとともに被災施設の応急修理を速やかに実施する。

4. 罹災児童生徒の保健管理

罹災児童生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

5. 文化財対策

文化財が被害を受けた場合は、村文化財調査審議会の意見を参考に被害状況を収集調査し、その結果を県に報告するとともに文化財的価値が及ぶかぎり速やかに復旧・維持しうるよう、管理団体(主として保有者)の協力を得て対策を立てる。

第22節 危険物等災害応急対策計画

I 基本方針

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

1. 石油類

責任者	措置内容
① 危険物施設の責任者	<p>消防法で定める危険物の貯蔵所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。</p> <p>ア) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出または出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。</p> <p>イ) タンク破損等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。</p> <p>ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。</p>
② 村の措置	<p>村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。</p>
③ 警察の措置	<p>警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。</p>

2. 高圧ガス類

責任者	措置内容
① 高圧ガス保管施設責任者	<p>高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。</p> <p>ア) 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。</p> <p>イ) 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造または消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、または大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。</p> <p>ウ) 充てん容器等を安全な場所に移す。</p>
② 村の措置	<p>村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。</p>
③ 県の保安措置	<p>ア) 高圧ガス保管施設全部または一部の使用の停止を命ずる。</p> <p>イ) 高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。</p> <p>ウ) 高圧ガスまたはこれを充てんした容器の廃棄または所在場所の変更を命ずる。</p>
④ 警察の措置	<p>警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。</p>

第23節 治安警備計画

I 基本方針

災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

II 実施内容

1. 災害地における警察の任務

警察は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、本村における社会秩序の維持にあたるものとする。

2. 災害時における警備体制

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合には、次により災害警備活動を行うものとする。

(1) 警察

本村において、警察が行う公安警備活動は「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「石川警察署災害警備実施要領」による。

(2) 村長

村長の措置	措置内容
災害応急措置	村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力する。
協力要請	村長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。
出動要請	村長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第24節 民間団体等協力計画

I 基本方針

災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図る。

II 実施責任者

民間団体に対する協力要請は、村長が行うものとする。
(担当：住民福祉対策部 健康福祉班)

III 実施内容

1. 協力要請対象団体

- ① 各自治会
- ② 婦人団体
- ③ 青年団体
- ④ 民間企業
- ⑤ その他各種団体

2. 協力要請

区 分	実 施 内 容
要請の方法	<p>協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 協力を必要とする理由 ② 作業の内容 ③ 期間 ④ 従事場所 ⑤ 所要人数 ⑥ その他必要な事項
協力を要する作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕 ② 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等の奉仕 ③ 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕 ④ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導 ⑤ 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 ⑥ その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第25節 ボランティア団体受入れ計画

I 基本方針

大規模災害の発生時には、村の防災関係職員だけでは十分な応急対策活動が実現できない事態が予想されるものである。本計画は、このような緊急の際に関係諸団体との連携のもとボランティア団体の協力を得て、応急対策の迅速かつ的確な実施を図るためのものである。

II 実施責任者

村は、宜野座村社会福祉協議会及び日本赤十字社、その他関係機関と連携をとりながら、ボランティア活動が円滑に実施できるよう受入れ体制を整備するものとする。また受入れに際しては、老人介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努めるものとする。（担当：教育対策部 社会教育班）

III 実施内容

1. 協力要請（要請方法）

村は、協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して要請する。

- ① 協力を必要とする理由
- ② 作業の内容
- ③ 期間
- ④ 従事場所
- ⑤ 所要人数
- ⑥ その他、必要とする事項

2. ボランティアの活動内容

種 別	活 動 内 容
① 専門ボランティア	ア) 医療救護（医師、看護師、助産師等） イ) 無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ウ) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有するもの） エ) 住宅の応急危険度判定（建築士等） オ) その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
② 一般ボランティア	ア) 炊き出し イ) 清掃及び防疫 ウ) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 エ) 被災地外からの応援者に対する地理案内 オ) 軽易な事務補助 カ) 危険を伴わない軽易な作業 キ) その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務

第26節 相互応援協力計画

I 基本方針

災害時において隣接市町村、県または指定地方行政機関の職員等の応援により災害応急活動、応急復旧活動の万全を図る。

II 実施責任者

村長は、村以外への応援を要請する場合、関係機関と連絡調整を図りその受入れ体制を準備する。(担当：総務対策部 事務局班)

III 実施内容

1. 派遣要請方法

機 関 別	実 施 内 容
① 隣接市町村等相互間の応援	村長は、本村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対して職員等の応援を求めるものとする。
② 指定地方行政機関の応援	村長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。 ア) 派遣を要請する理由 イ) 派遣を要請する職種別人数 ウ) 派遣を要請する期間 エ) 派遣される職員の給与、その他勤務時間 オ) その他職員等の派遣について必要な事項
③ 県への職員派遣斡旋要請	村長は県に対し、県、指定地方行政機関または他の地方公共団体の職員の派遣について、②の事項を明示して斡旋を求めるものとする。

2. 広域応援要請

実施区分	実 施 内 容
① 災害相互応援協定の締結	村は、県外における姉妹都市等と積極的に災害時相互応援協定の締結を推進していくものとする。
② 九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく要請	村長が県に応援を求め、大規模な災害のため県単独では十分な応急措置が実施できないと知事が認めるときに、知事が応援協定の関係県に直接または幹事県を通して応援要請を求める。 (資料編参照)

3. 米軍その他海外からの支援受入れ

実施事項	実 施 内 容
① 米軍その他海外からの受入体制	国の非常災害対策本部から、米軍その他海外からの支援受入れの連絡があった場合、県が支援の受入の可否を判断し、支援を受け入れる際に村は、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を県と連携の上決定する。
② 撤収要請	本部長は、県知事、警察、消防機関、派遣部隊長との協議の上、災害派遣部隊等の撤収要請を行う。

第27節 自衛隊災害派遣要請計画

I 基本方針

大規模な災害の発生により村長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条に基づき災害に際して人命又は財産保護のため、村長が自衛隊の派遣要請を依頼する。

II 実施責任者

自衛隊に対する派遣要請は、要請できる者(以下「要請者」という)が自己の判断または村長の要請により行うが、基本的に村長が通じて要請する。

(担当：総務対策部 事務局班)

要請者	災害内容
知事	主として陸上災害
第十一管区海上保安本部	主として海上災害
那覇空港事務所長	主として航空機遭難

III 実施内容

1. 災害派遣を要請する場合の基準

- ① 災害に際して、人命又は財産の保護のため地元警察、消防等では対処し得ないと認められるとき。
- ② 災害の発生が目前に迫り、その予防のため自衛隊の派遣が必要であると認められるとき。

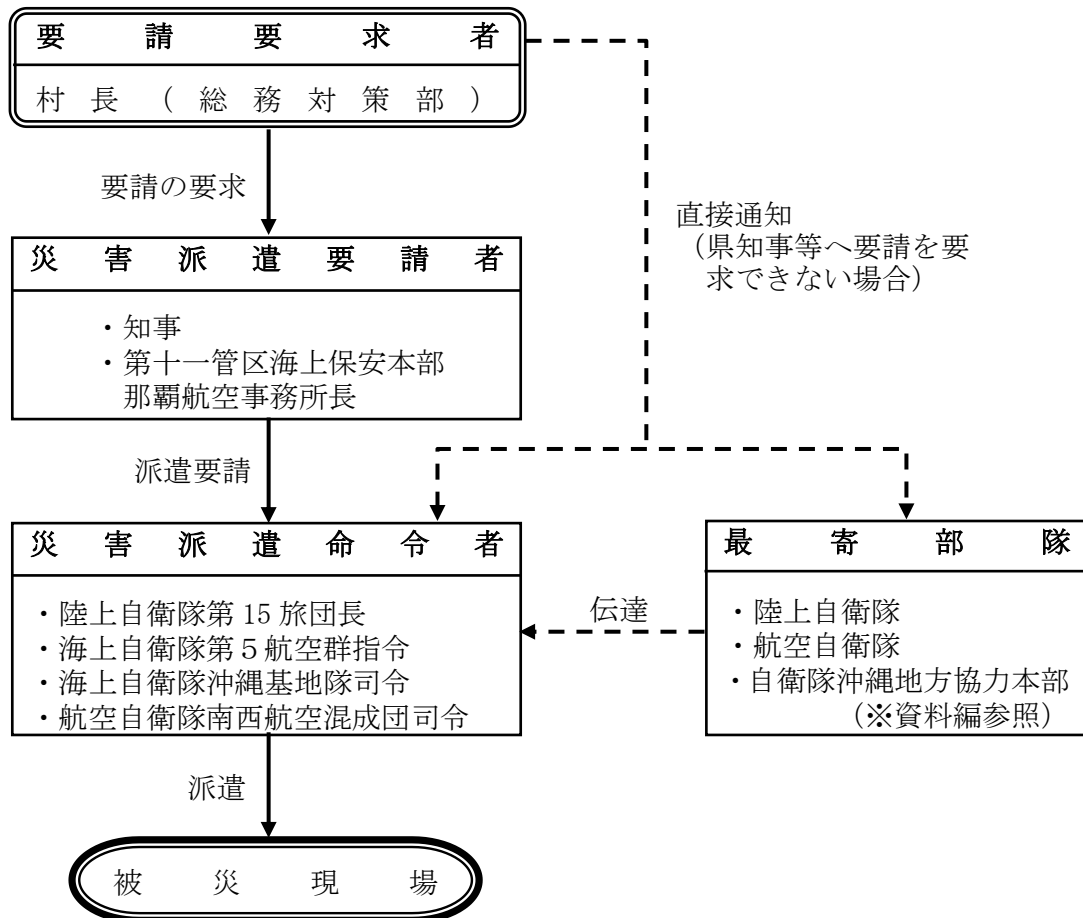
2. 県への派遣要請の依頼等

実施事項	実施内容
① 要請依頼の要望	各班長は、所管の対策業務について要請基準により自衛隊派遣の必要を認めるときは、要請依頼の要望を行う。
② 県への派遣要請依頼	村長は災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で県に自衛隊派遣要請を依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。(資料編参照)
③ 防衛大臣等への通知	村長は県への要請依頼ができない場合、その旨及び災害の状況を国(防衛大臣)またはその指定する者に通知することができるものとする。なお、村長は通知を行った場合には速やかにその旨を県に報告しなければならない。 通知を受けた防衛省長官またはその指定する者は、その事態が特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産保護のため、県の出動要請を待たないで自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができるものとする。
④ 派遣を要請しないと決めた場合	派遣を要請しないと決めた場合は、直ちにその旨を県及び自衛隊に連絡する。

■ 自衛隊の連絡場所

	あて先	所在地	実務担当 (昼間)		実務担当 (夜間)	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部 第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線276 ~279	団本部直	857-1155 857-1156 857-1157 内線308
海上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線5213	群司令部直	857-1191 内線5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連平敷屋 1920	基地隊本部警備科	978-2342 978-3453 978-3454 内線230	隊本部直	978-2342 978-2353 978-3454 内線244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線2236	S O C 当直幕僚	857-1191 内線2204 2304

■ 自衛隊の災害派遣要請系統図



3. 要請の内容

要請は、派遣命令者に対し次の事項を明確にして文書をもって要請する。ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまがないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- ④ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤ その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のために必要とする諸器材、駐車場等の有無等）

4. 村が準備すべき事項

村は、災害時における自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするよう自衛隊派遣に際して次の事項に留意するとともに協力する。

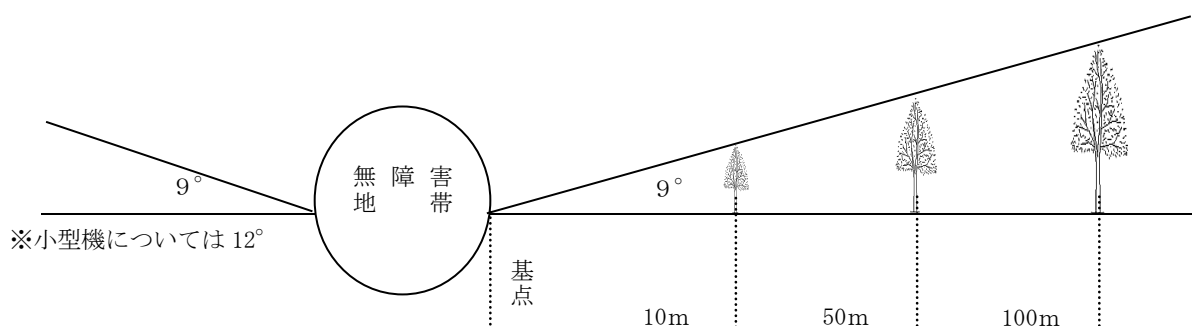
(1) 事前措置

- ① 災害地における作業等に関しては、県及び村当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- ② 村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- ③ 派遣部隊の防災拠点の指定や宿泊施設、または野営施設を提供するものとする。
- ④ 災害救助または応急復旧作業に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り村で準備するものとする。

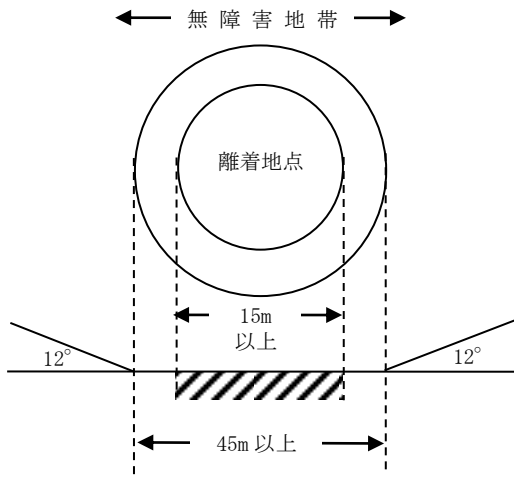
(2) ヘリポートの準備

人命の救出（緊急患者空輸を含む）または、救助物資の空輸（血液、血清リレーを含む）を円滑に実施するため、地域ごとに適地を選定しておくものとする。

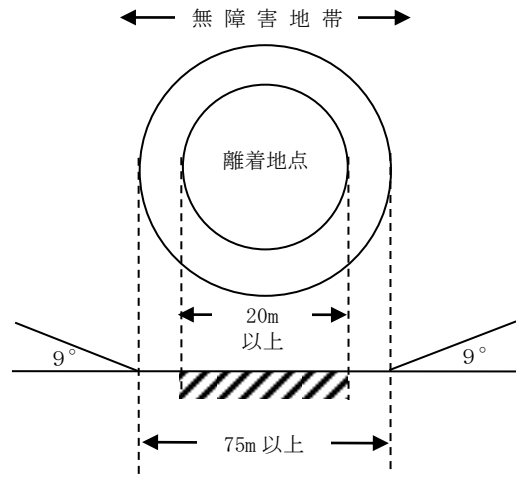
① ヘリポートの設置基準



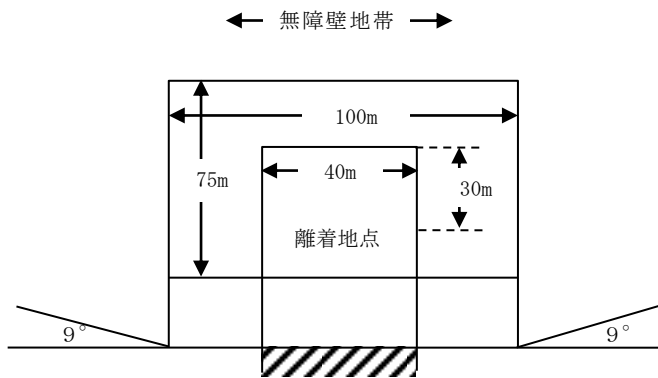
小型機 (OH-6) の場合



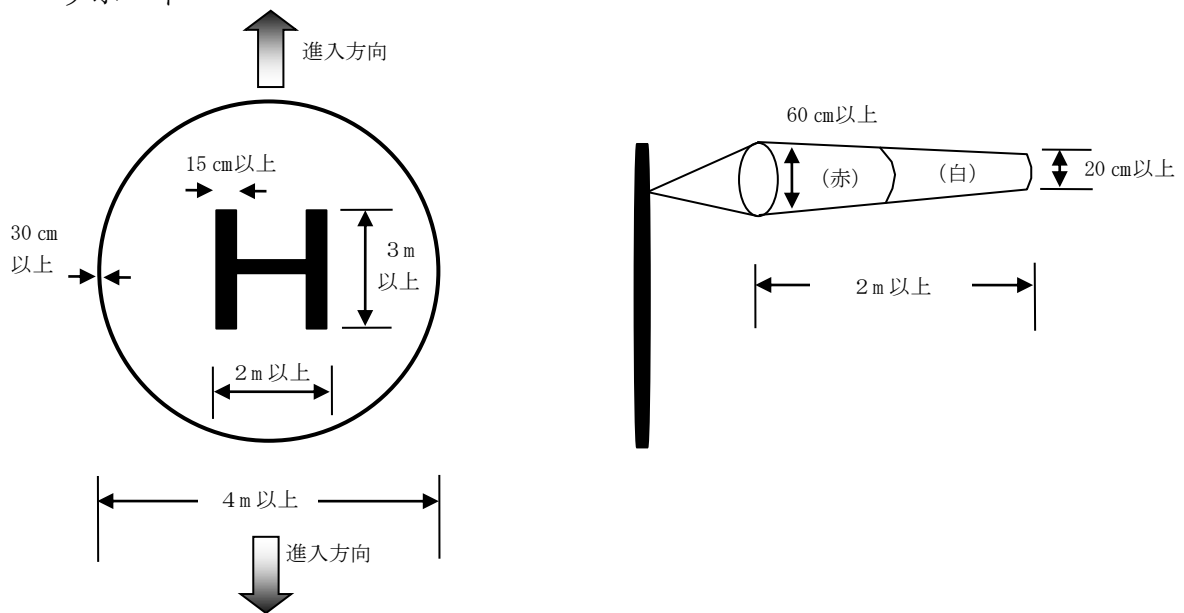
中型機 (HU-1) の場合



大型機 (V-107、CH-47) の場合



ヘリポート



※ 着陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

② 受入れの時の準備

- 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向き、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

(3) 派遣部隊到着後の措置

- ① 派遣部隊の集結地への誘導
- ② 作業計画等の協議調整及び必要措置
- ③ 村と派遣部隊が準備・使用する器材等の協議
- ④ 派遣部隊の撤収(時期等)に関する協議
- ⑤ その他必要と認められる措置

5. 連絡員の派遣

災害発生による自衛隊派遣の際、村に連絡幹部を派遣させ、県及び部隊との連絡調整にあたらせるものとする。

6. 派遣部隊の活動内容

- ① 被災状況の把握(偵察行動)
- ② 避難の援助(避難者の誘導、輸送)
- ③ 避難者等の捜索、救助
- ④ 水防活動(土のう作成、運搬、積み込み等)
- ⑤ 消防活動(消火)
- ⑥ 道路または水路の啓開(障害物除去等の啓開、除去)
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員・物資の緊急輸送(救急患者、医師、その他救援物資の緊急輸送等)
- ⑨ 炊飯及び給水
- ⑩ 物資の無償賞与又は譲与【総理府令第1号(昭和33年1月1日付)による】
- ⑪ 危険物の保安及び除去(火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去)
- ⑫ その他(自衛隊の能力で対処可能なもの)

7. 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、県の派遣要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。この場合、指定部隊等の長はできるだけ早急に県に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

■ 要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
次の基準により、救援の措置が必要であると認められたときとする。
 - ア) 通信の途絶等により部隊が県と連絡が不能である場合、村長または警察署長、その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。)を受けたとき。
 - イ) 通信の途絶等により部隊が県と連絡が不能である場合、部隊等による情報、その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置が必要であると認められるとき。
- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他、上記①～③に準じ、特に緊急を要し県等からの要請を待ついとまがないと認められること。

8. 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは県及び村の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定する。

- ① 救助活動を実施するため必要な資機材(自衛隊の装備に関わるものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 宿泊施設の宿泊に必要な使用量・借上料
- ③ 派遣部隊の宿泊及び救助活動に伴う高熱・水道費、連絡のための電話設置費及び当該電話による通話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し、生じた損害(自衛隊の装備に関わるものを除く。)の補償等
- ⑤ その他、救援活動に要する経費の分担区分に疑義のある場合は、自衛隊と村が協議するものとする。

第28節 労務供給計画

I 基本方針

災害応急対策実施のため、各実務機関における職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、必要な労務の供給に関することを定める。

II 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の雇用は、村長が行うものとする。
(担当：総務対策部 事務局班)

III 実施内容

1. 職員の派遣要請

村長は災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

※第1章第26節 相互応援協力計画参照

2. 一般労務者供給の方法

供給方法	実施内容
① 供給手続	村長は、沖縄公共職業安定所長（ハロー・ワーク）に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼するものとする。 ア) 必要労務者数 イ) 就労場所 ウ) 作業内容 エ) 労働時間 オ) 賃金 カ) その他必要な事項
② 賃金の基準	賃金の基準は、宜野座村臨時職員の賃金を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定するものとする。
③ 賃金の支払い	賃金の支払い事務は、「宜野座村臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則」に準じて、その担当班の所属課が行うものとする。
④ 労務者の輸送方法	労務者の輸送は、原則として村の車両によって行うものとする。

3. 従事命令、協力命令

(1) 従事命令、協力命令の要領

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発する。

ア. 人的公用負担

災害応急対策を実施するために人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって従事命令、協力命令を発する。

■ 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	村長
		〃 第65条第2項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第4条	警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令	〃 第71条第2項	村長 (委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、 消防機関の長

※ 知事（知事が村長に権限を委任した場合の村長を含む）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

■ 命令対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	ア) 医師、歯科医師又は薬剤師 イ) 保健師、助産師又は看護師 ウ) 土木技術者又は建築技術者 エ) 土木、左官、とび職 オ) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 カ) 地方鉄道業者及びその従業者 キ) 軌道経営者及びその従業者 ク) 自動車運送業者及びその従業者 ケ) 船舶運送業者及びその従業者 コ) 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事 (災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

イ. 物的公用負担

■ 公用負担の種類と執行者

対象物	公用負担の種類	根拠法	執行者	備考
消防対象・土地	使用、処分、 使用制限	消防法 第29条第1項	消防吏員 消防団員	
土地	一時使用	水防法 第21条第1項	村長	
土石、竹材、その他の資材	使用、収用			
車両、その他の運搬具・器具	使用			
必要物資の生産集荷配給、保管、運送の業者	保管命令	災害救助法 第23条の2第1項	・指定行政機関の長 ・指定地方行政機関の長	
必要な物資	収用	災害対策基本法 第78条第1項		
病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	管理	災害救助法 第26条第1項	知事 (村長)	
土地、家屋、物資	使用	災害対策基本法 第71条第2項		
必要物資の生産集荷配給、保管、運送の業者	保管命令			
必要な物資	収用			
他人の土地、建物、その他の工作物	一時使用	災害対策基本法 第64条第1項	村長 警察官 海上保安官	
土石、竹材、その他の物件	使用、収用	災害対策基本法 第64条第2項		
災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障になるもの	除去、その他の必要な措置			

(2) 傷害等に対する補償 (基本法第84条第1項)

村は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により村長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、もしくは疫病となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

(3) 損失等に対する補償 (基本法第82条第1項)

村又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。

第29節 公共土木施設応急対策計画

I 基本方針

災害時における村内の公共施設のほか、道路及び河川、漁港等の公共土木施設の応急対策について定めるものとする。

II 実施内容

1. 応急対策の体制

区分	実施内容
① 実施責任者	災害時における各公共施設の応急対策は、それぞれの施設管理者が行うものとする。
② 村における要員及び資材の確保	<p>応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。</p> <p>ア) 応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法</p> <p>イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法</p>

2. 村施設及びその他の公共施設の応急、復旧対策

対策別	実施内容
① 村施設の応急対策	<p>災害が発生した場合、村庁舎、地域福祉センター、中央公民館、各地区公民館等の村公共施設、社会福祉施設の管理者は、利用者の安全確保と施設機能回復のため、次のような応急措置を講ずる。</p> <p>ア) 避難対策の実施</p> <p>イ) 混乱の防止</p> <p>ウ) 施設入所者の人命救助</p> <p>エ) 施設が被災した場合、安全確保のため立ち入り禁止措置</p> <p>オ) 本部への通報</p> <p>カ) 施設の応急復旧活動の実施</p>
② 施設利用者・入所者の安全確保の方針	<p>ア) 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする</p> <p>イ) 避難対策で講じた応急措置のあらましを本部へ速やかに報告する</p> <p>ウ) 館内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる</p>
③ 施設建物の保全の方針	<p>施設建物の保全は、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。</p> <p>ア) 応急措置</p> <p>a. 危険箇所の緊急保安措置、危険防止の保全措置を実施する</p> <p>b. 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する</p> <p>c. 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が対応困難な場合は関係機関の応援を得て実施する</p>
	<p>イ) その他の留意事項</p> <p>a. 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査</p> <p>b. ガラス類等の危険物の処理</p> <p>c. 危険箇所への立ち入り禁止の表示</p> <p>d. 社会福祉施設は、「災害弱者」のための専用避難所となることの想定</p>

3. 道路・橋りょうの応急、復旧対策

災害が発生した場合、道路管理者はそれぞれの所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し、応急措置を行う。

(1) 応急対策

対策別	実施内容
① 被害状況の調査・把握	<p>村（担当：建設班）は災害が発生した場合、道路パトロールにより被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。また、関係機関から道路に関する情報を収集する。</p> <p>ア) 被害発生日時 イ) 被害内容及び程度 ウ) 迂回道路の有無</p>
② 道路管理者及び敷設占用施設等管理者への通報	<p>村道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。</p> <p>また、道路各占用施設（上・下水道、電気、ガス、電話等）の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。</p>
③ 交通規制	<p>通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずるよう要請する。</p> <p>また、周知措置等、村民の安全確保のための措置をとる。</p>

(2) 復旧対策

対策別	実施内容
① 道路の応急復旧	<p>被害を受けた村道について村内建設業者等の協力により、応急復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無等の調査及び利用により交通を確保する。なお、村道以外の道路について、事態が緊急を要し当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を実施する。</p> <p>道路の応急復旧が困難な場合は、県知事、自衛隊に対し応援を求める。</p>
② （関係機関と協議） 仮設道路の設置	<p>ア) 応急工事</p> <p>応急交通確保のため被害状況に応じた仮工事を行う。</p> <p>a. 排土作業又は盛土作業 b. 仮舗装作業 c. 障害物の除去 d. 仮道、さん道、仮橋等の設備</p>
	<p>イ) 応急工事の順位</p> <p>被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。</p>

4. 河川管理施設の応急、復旧対策

災害により、河川及び排水機場等の施設が被害を受けた場合は、各施設を所管する機関と協力して、応急復旧に努め、排水に全力を尽くす。

(1) 応急対策

対策別	実施内容
① 施設の巡視	上下水道班及び建設班、消防本部は、災害が発生した場合には、管内施設の被害を調査し、その情報を本部長、県に報告する。
② 被害発生時の措置	災害により河川管理施設に被害が発生した場合は、直ちに県に報告し、次の措置を行う。 ア) 移動排水ポンプの派遣要請 イ) 排水作業 ウ) 内水被害の拡大防止 エ) 技術指導の要請

(2) 復旧対策

堤防、護岸、水門、海岸等の被害について調査し、速やかに応急復旧を県に要請する。

5. 漁港施設の応急、復旧対策

地震・津波により、漁港施設が被害を受けた場合、建設経済対策部の各班は各関係機関と連絡を保ちながら災害対策を行う。

(1) 応急対策

対策別	実施内容
① 調査・報告	災害発生後、産業振興班は漁港施設の被害状況を調査及び管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、速やかに次の事項を本部長、県（北部農林水産振興センター長等）に報告する。 ア) 被害の発生した日時及び場所 イ) 被害内容及び程度 ウ) 泊地内での沈没船舶の有無
② 被害発生時の措置	港内の船舶交通に支障がある場合は、第十一管区海上保安本部に通報し海上交通の安全確保を要請する。

(2) 復旧対策

災害により漁港施設に被害は発生した場合は、村内建設業者等の協力より全力をあげて応急復旧の努めるとともに、漁港管理者は再度災害を防止するため、十分な応急措置を行うものとする。

防護別	措置内容
① 背後地に対する防護	津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破壊又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。
② 航路、泊地の防護	河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。
③ けい留施設	岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大を防止するものとする。

第30節 ライフライン等施設応急対策計画

I 基本方針

ライフライン（電気、通信、ガス、上・下水道）の災害応急対策について迅速、適切な対応を行うためのものである。

II 実施内容

1. 電力施設災害応急対策計画

(1) 実施方針

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める防災業務計画により実施するものとする。なお、同計画は電力施設に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るために定められており、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

(2) 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は、電力施設復旧の処理に当たって大口需要家及び宜野座村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部と協議して措置する。

■ 実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話
沖縄電力株式会社	浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
沖縄電力株式会社名護支店	名護市東江 5-12-27	0980-52-2185

2. 電気通信施設被害応急対策計画（NTT西日本沖縄支店）

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生し、または発生のおそれがあると認めたときはNTT西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施する。なお、電気通信施設の復旧処理にあたっては、必要に応じ村災害対策本部と協議し、実施する。

■ 実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話
NTT西日本沖縄支店	浦添市城間 4-35-1	098-870-4163

3. ガス施設災害応急対策計画

ガス施設に関する災害応急対策は、宜野座村管轄の各ガス関係業者が定める保安規定により各業者が実施する。なお同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定めるものとする。

(1) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生のお知らせがあったときは、速やかに現地に赴くと同時にLPガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。

休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。また、整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

4. 上水道施設災害応急対策計画

水道事業者等は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

(1) 復旧の実施

施設別	実施内容
① 取水、導水施設の復旧	取水・導水施設の被害は、浄水活動に大きな支障を及ぼすことから、その復旧は最優先で行う。
② 浄水施設の復旧	浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
③ 管路の復旧	管路の復旧にあたっては、随時配水系統等の変更を行いながら、予め定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行うものとする。
④ 給水装置の復旧	ア) 公道内の給水装置 公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と平行して実施するものとする。 イ) 一般住宅等の給水装置 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申し込みがあったものについて実施するものとする。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を必要とする変電所等を優先して実施するものとする。

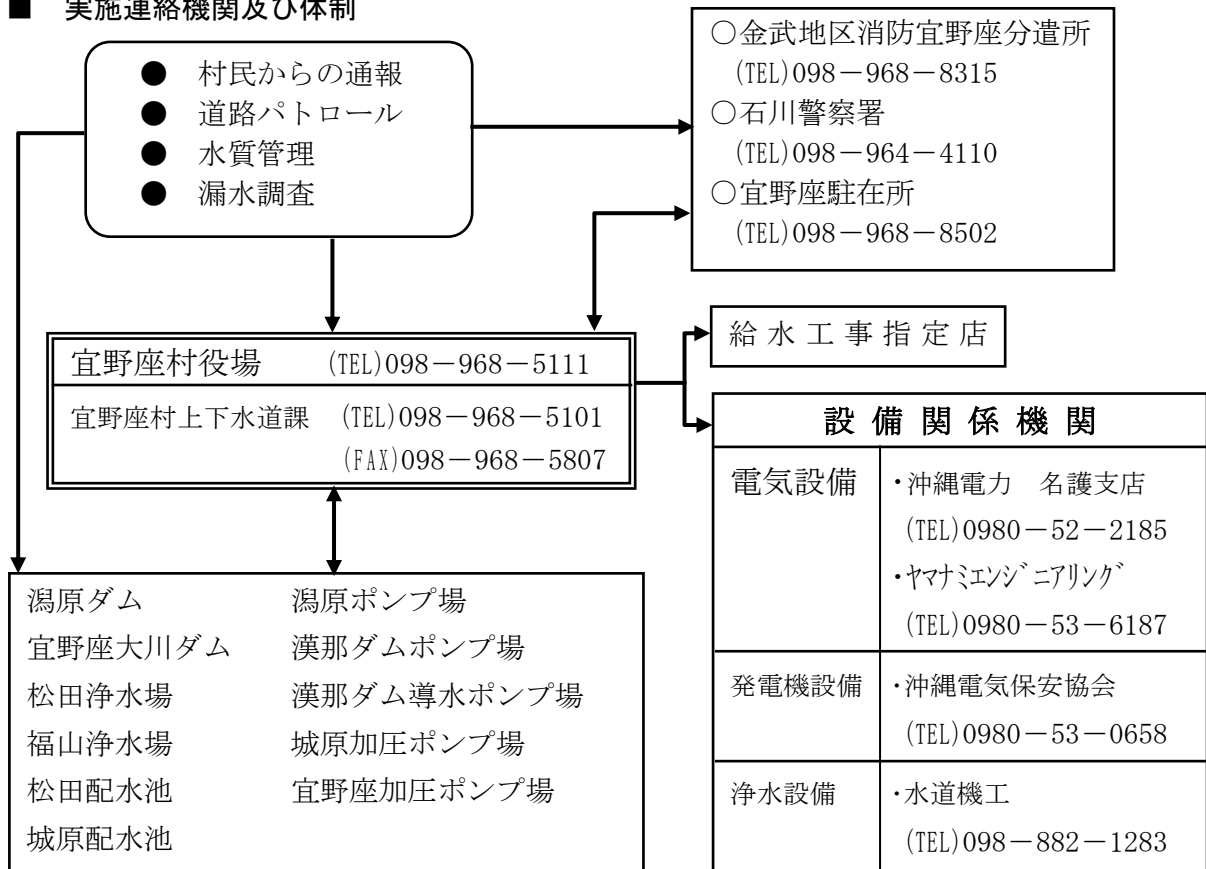
(2) 広域支援の要請

村の要請等から県は、水道事業者等による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に関わる調整を行う。また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行うものとする。

(3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努めるものとする。

■ 実施連絡機関及び体制



5. 下水道施設応急対策計画

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠汚水柵、取付管等の復旧を行うものとする。

施設別	実施内容
① ポンプ場の復旧	ポンプ場において停電が発生した場合は、各所で保有する非常用発電機等により配水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設機能回復を図るものとする。
② 管渠施設の復旧	管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努めるものとする。

■ 実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話
宜野座村役場上下水道課	字宜野座 296	098-968-5101
宜野座村役場村民生活課	字宜野座 296	098-968-8501

第31節 農林水産物応急対策計画

I 基本方針

災害時における農林水産関係の災害応急対策を行い、これら農林水産の経営の安定を図るためのものである。

II 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策計画は、県の指導に基づき村長が行うものとする。（担当：建設経済対策部 産業振興班）

III 実施内容

1. 農水産物の事前及び事後対策

対策別	実施事項
① 事前対策	村は、農林水産物に被害を及ぼす災害発生又は発生するおそれのあるとき、直ちに事前措置を樹立し、広報車を通じて周知徹底を図るとともに、農漁協、各自治会長並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行うものとする。
② 事後対策	村は、災害発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに再生産対策を樹立し、農漁家を対象とした督促に努めるほか、農協、漁協、各自治会並びに関係団体の相互協力のもとにその対策を実施する。

2. 水産物応急対策

対策別	実施内容
① 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保	災害により水産養殖種苗の供給、補給の必要を生じた場合は、県に対しその確保要請を行うものとする。
② 病虫害等の防除指導	災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合、又はその発生蔓延のための防止について県の指導を要請するものとする。
③ 漁船漁具の応急対策	漁船漁具の管理については、台風、津波等の災害が予想されるときは、所有者において安全な場所に移動するものとする。 この場合の避難場所の選定、避難の方法等については、予め計画しておくものとする。

4. 農作物応急対策

対策別		実施内容	
①	種苗対策	災害により農作物が被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、種苗の確保計画を立て、“JAおきなわ宜野座支店”と協力して緊急防除を実施するとともに農作物に対する管理指導を行うものとする。	
②	病虫害防除対策	ア) 緊急防除対策	災害等による病虫害が村内に広範な地域にわたり発生し、又は発生が予想され緊急の防除を必要とする場合は、県の指導を仰ぎ病虫害緊急防除対策を樹立し、農協、各自治体並びに農業団体及び農家に対し具体的な防除を指示するものとする。
		イ) 緊急防除指導班の編成	村は、必要と認めるとき緊急防除指導班（農村整備課、農業協同組合、北部農林水産振興センター農業改良普及課等）を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。
		ウ) 防除器具の使用	災害により発生した病虫害の防除を実施する際、関係機関の防除機（大型防除機）を使用するものとし、資機材の確認及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。
		エ) 農薬の確保	災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、農業協同組合に対し手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

5. 家畜応急対策

対策別		実施内容
①	家畜の防疫	<p>水害等によって発生する家畜伝染病に対処するため必要があると認める場合は、予防注射を実施するなど被害防止に努めるとともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する飼育管理指導を行うものとする。</p> <p>また、水害によって畜舎消毒の必要が生じた場合は、畜舎の緊急消毒措置をとるとともに被災地区者の消毒指導を行うものとする。</p>
②	飼料の確保	災害により飼料の確保が困難となったときは、核畜産関係組合等の要請に基づき県又は“JAおきなわ”に対し必要量の確保及び供給について斡旋を要請するものとする。

第2章 地震・津波応急対策計画

序 節 地震・津波応急対策計画の基本的な考え方

1. 基本方針

地震・津波災害は、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東北地方太平洋地震などにみられるように突然に勃発し、建物倒壊や地すべり及び山崩れ、道路・橋りょう・ガス管・水道管等の社会インフラの崩壊などの直接的な被害のみならず、それらから派生する火災や高潮及び津波などの二次的な被害を含め複合的な災害が広範囲に発生するものである。

地震発生メカニズムはある程度は解明されているが、その予知は現代科学の発達をしてもまだまだ不十分であり、地震災害の対策には平常時からの「地震に強いまちづくりやひとづくり」が重要である。

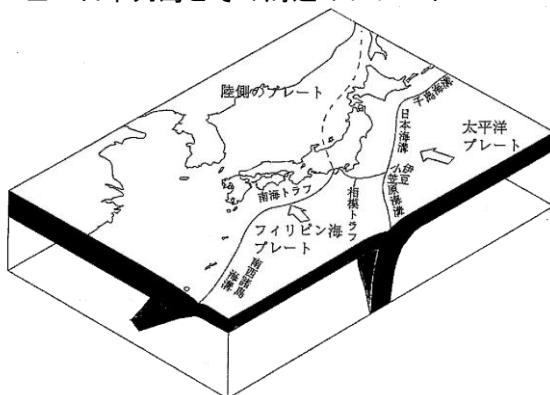
このように地震災害の防止には、平常時からの建物や社会インフラの耐震化の推進や地震に強いひとづくりなどの啓蒙活動が優先される課題であるが、ここでは地震発生時における災害対策組織の設置並びに被害拡大防止や避難方法などの必要な応急対策について定めておくものとする。

2. 災害想定

(1) 地震発生メカニズム

地震は図のように海洋のプレートが大陸のプレートにもぐり込んでいる海溝付近で、もぐり込みに伴うプレートの変形として蓄積された巨大な歪みエネルギーが元に戻ろうとして急激に運動する際に発生する海溝型地震（関東大震災〈大正12年〉、南海地震〈昭和21年〉）と、蓄積された歪みエネルギーが一つのプレート内部で破壊が生じ解放される直下型地震（兵庫南部地震〈平成7年〉）に大別される。

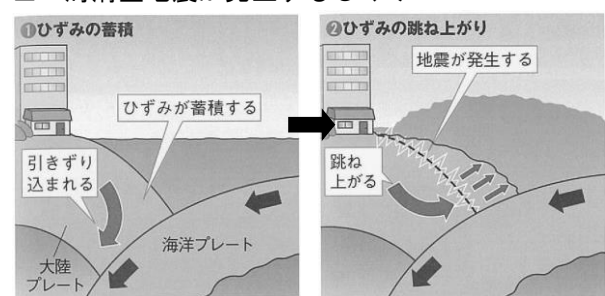
■ 日本列島とその周辺のプレート



図中の矢印は、陸側のプレートに対する各プレートの相対運動を示す。

資料：総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会編
「日本の地震活動-被害地震から見た地域別の特徴-」

■ 海溝型地震が発生するしくみ



資料：なるほど知図帳 日本の自然災害

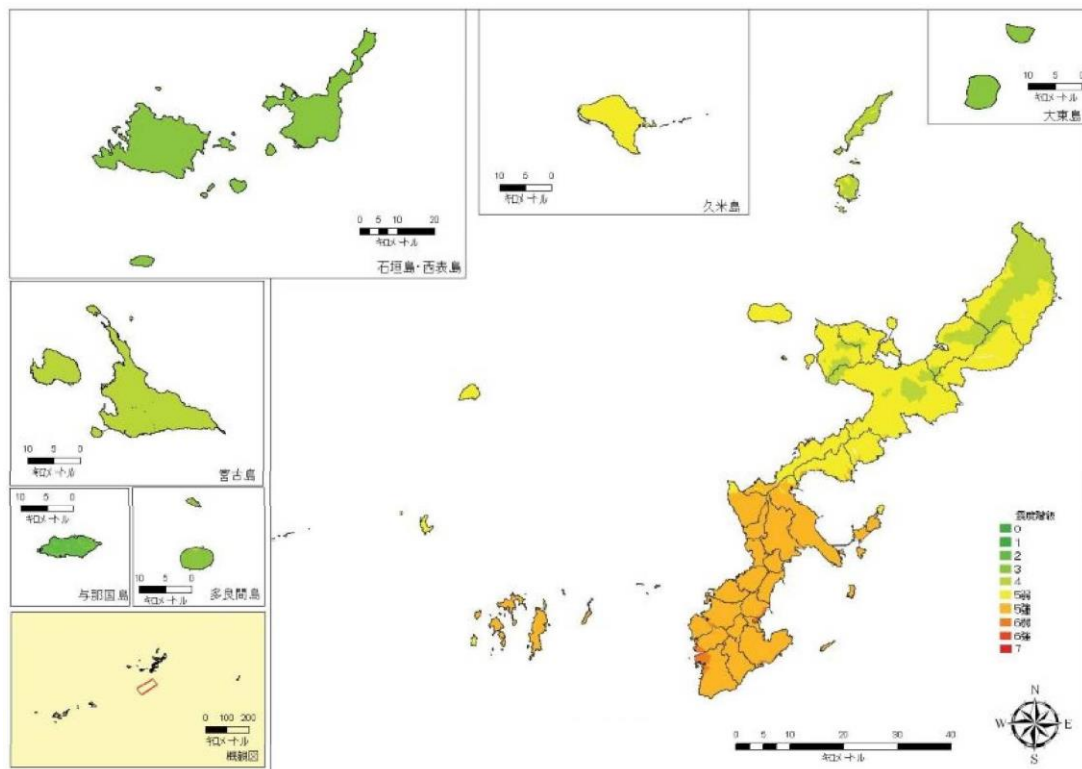
(2) 災害の想定

沖縄県では平成 22 年度に地震等による被害想定調査を実施し、県内各地における地震による被害状況の予測を行っている。これによると地震の想定として「沖縄本島南西沖」と「石川ー具志川断層系」の2カ所が想定されている。

■ 宜野座村の地震被害想定のおまとめ

想定条件		予測結果	
震源の位置 震源の深さ 地震の規模 発生の時期	H9RF 沖縄本島南西沖 深さ 7.5km マグニチュード 7.5 冬季・夕方	震度 建物被害棟数 死者数 負傷者数 避難者数 断水人口 ガス供給停止世帯 停電戸数 電話支障 (回線)	5弱～5強 全壊 13 棟、半壊 26 棟 なし 49 人 (建物倒壊・液状化による) 4 人 (津波による) 94 人 1,049 人 なし 175 戸 11 回線
震源の位置 震源の深さ 地震の規模 発生の時期	石川ー具志川断層系 深さ 0km マグニチュード 6.9 冬季・夕方	震度 建物被害棟数 死者数 負傷者数 避難者数 断水人口 ガス供給停止世帯 停電戸数 電話支障 (回線)	5弱～5強 全壊 14 棟、半壊 37 棟 なし 58 人 (建物倒壊・液状化による) なし (津波による) 122 人 4,519 人 なし 223 戸 11 回線

資料：沖縄県地震被害想定調査概要報告書 (平成 22 年 3 月)

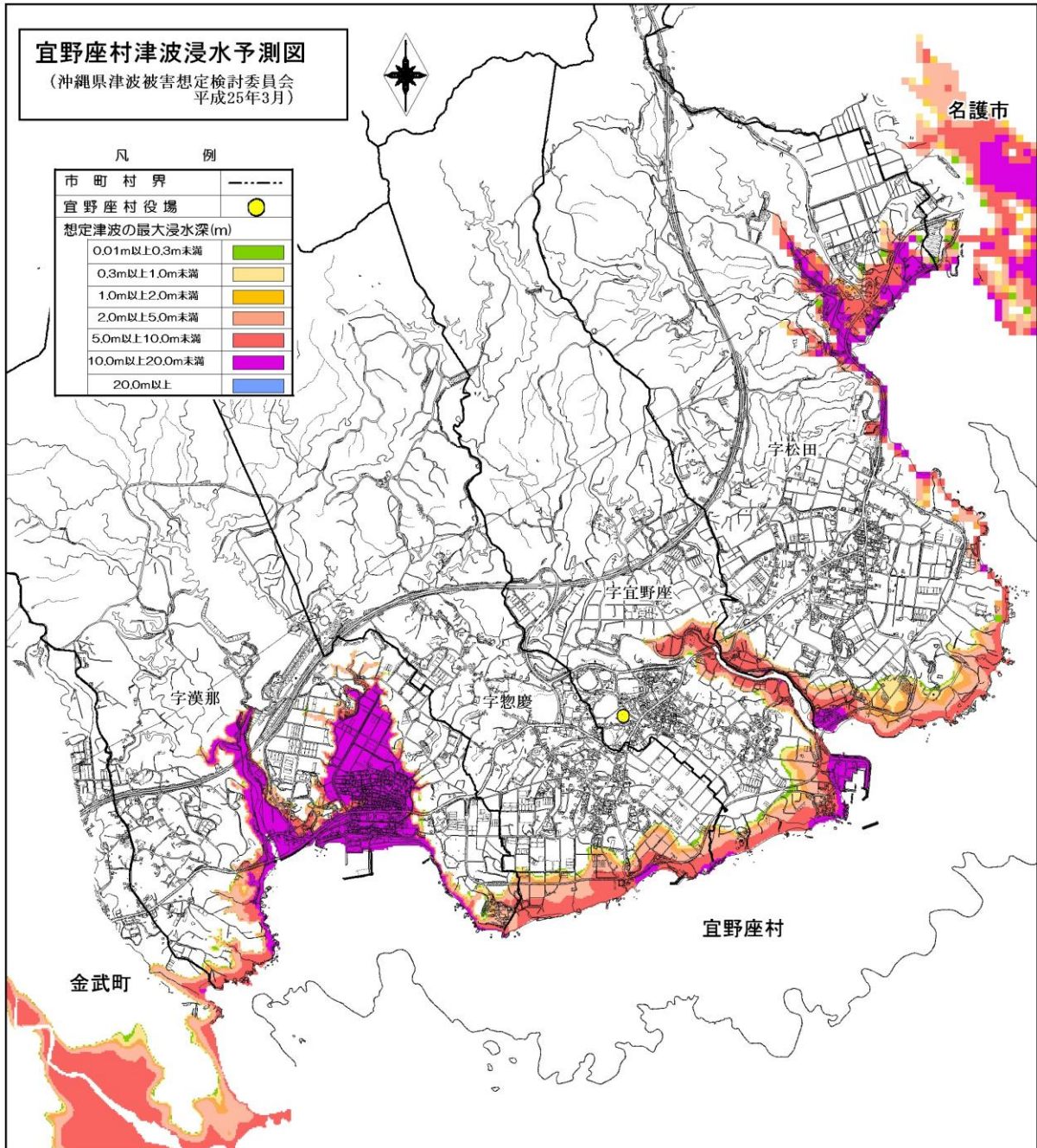


震度分布図 (H9RF 沖縄本島南西沖地震)

資料：沖縄県地震被害想定調査概要報告書 (平成 22 年 3 月)

■ 宜野座村の津波被害想定のおまけ

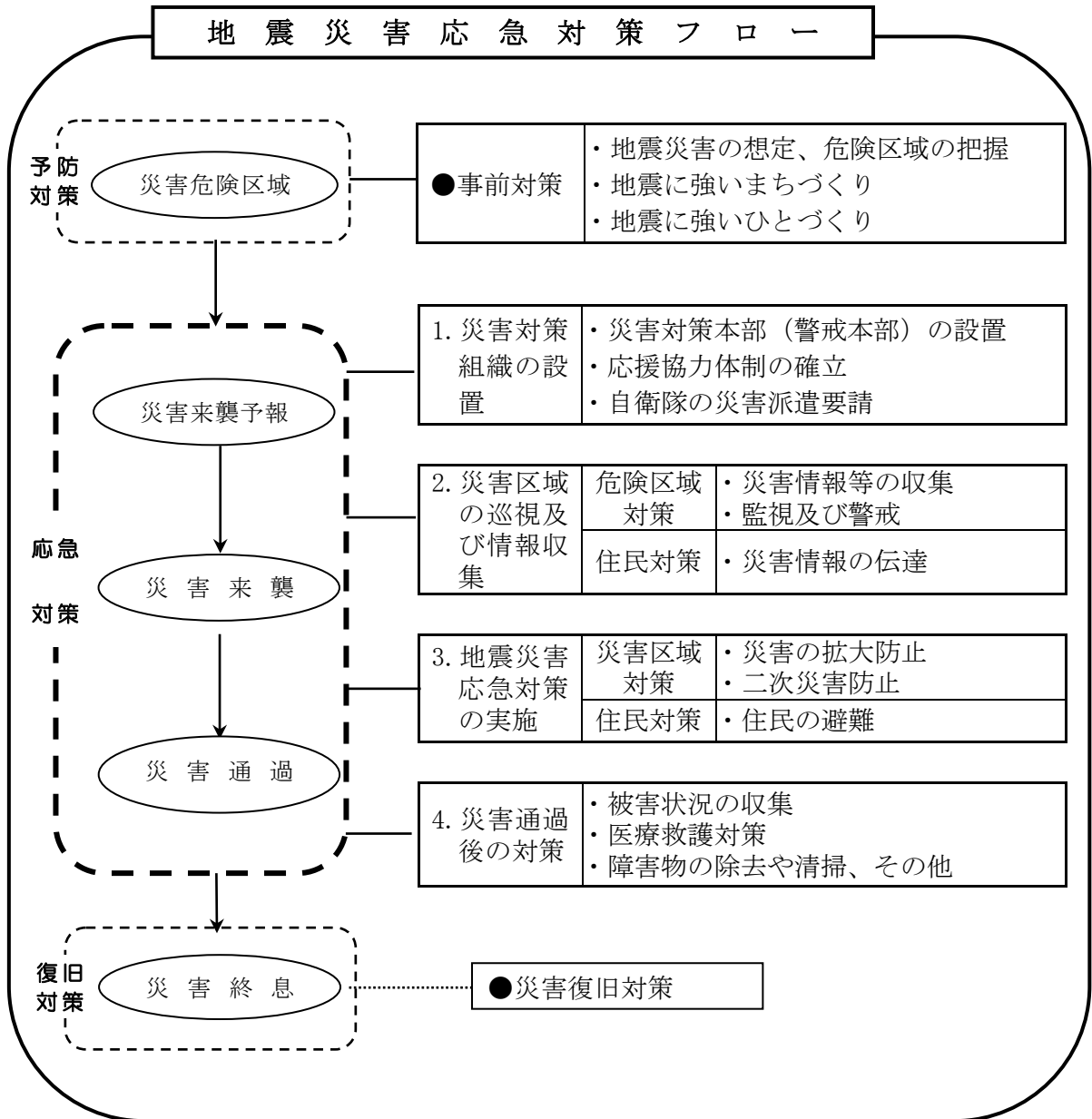
想定地震	タイプ	マグニチュード	ゆれ等の特徴 (予測最大震度)	備考
沖縄本島南東沖地震(3連動)	断層型	9.0	平成 18・19 年度沖縄県津波・高潮被害想定調査より津波遡上高が上回っており、到達時間も早くなっている。(予想震度は未公表)	沖縄津波被害想定検討結果(平成 25年 3月)より



市町村名	地点名	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分) ±20 cm	影響開始時間 (分) ±50 cm	津波到達時間 (分)
名護市	嘉陽	27.5	4	12	16
	瀬嵩	20.7	7	17	19
	久志	18.6	9	17	20
宜野座村	漢那	20.1	6	19	22
金武町	伊芸	8.4	10	26	28

3. 実施責任者

地震災害対策の実施は災害対策本部長である村長が行う。なお、実施にあたっては災害対策本部内部における連携はもとより、石川警察署並びに医療施設などの防災関係機関との緊密な連携をもって、総合的な応急対応を行う。なお、地震・津波災害の応急対策のフローは次のとおりである。



第1節 組織計画

I 基本方針

本村の地域に地震・津波災害が発生しまたは発生する恐れがある場合に、的確かつ迅速な災害応急対策を行うために災害対策組織を編成し、各組織の業務分掌をあらかじめ樹立しておくものとする。

II 実施内容

1. 宜野座村災害対策本部設置に至らない場合の措置

(1) 災害対策準備体制の確立

気象台が本村域で震度4を観測及び発表し、災害対策体制の必要があると判断した場合や沖縄本島地方に津波注意報を発表したときは、直ちに災害対策準備体制をとる。

(2) 災害警戒本部の設置

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

- ① 村の全域または一部の地域に、気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む）が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集や伝達等を特に強化して対処する必要があるとき
- ② 地震・津波により村の全域または一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき
- ③ 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、または弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき
- ④ 村で震度5弱が観測されたとき
- ⑤ 本村が属する津波予報区に、津波警報の「津波」が発表されたとき

2. 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

本村で地震・津波災害が発達し、より高次の配備体制（災害対策本部の配備体制）への移行が必要と認めた場合は、第1章第1節 組織計画に準じて災害対策本部を設置する。なお、対策本部の設置基準は次のとおりである。

- ① 村の全域または一部の地域に、気象業務法に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害が発生する恐れがあるとき
- ② 地震または津波により、村の全域または一部の地域に重大な災害が発生したとき
- ③ 村の全域または一部の地域に、救助法の適用を要する地震または津波災害が発生したとき
- ④ 村で震度5強以上が観測された場合、並びに村が属する津波予報区に津波警報の「大津波」が発表されたとき

(2) 組織及び所掌事務等の設定

災害対策本部の組織や所掌事務、設置場所、廃止及びそれらの通知及び公表などについては、第1章第1節 組織計画に準じて設定する。

第2節 動員計画

I 基本方針

本村の地域に地震・津波災害が発生しまたは発生する恐れがある場合に、的確かつ迅速な災害応急対策を行うために、各組織の動員計画をあらかじめ樹立しておくものとする。

II 実施方法

3. 災害対策本部の動員計画

(1) 災害対策要員配備の指定及び区分

本部長は災害対策本部を設置したときは、直ちに災害対策要員の配備規模を指定する。なお必要がある場合は、情勢に応じて規模の変更を行う。

災害対策要員の配備は、災害の規模に応じておおむね次の基準による第1配備から第3配備までに区分する。

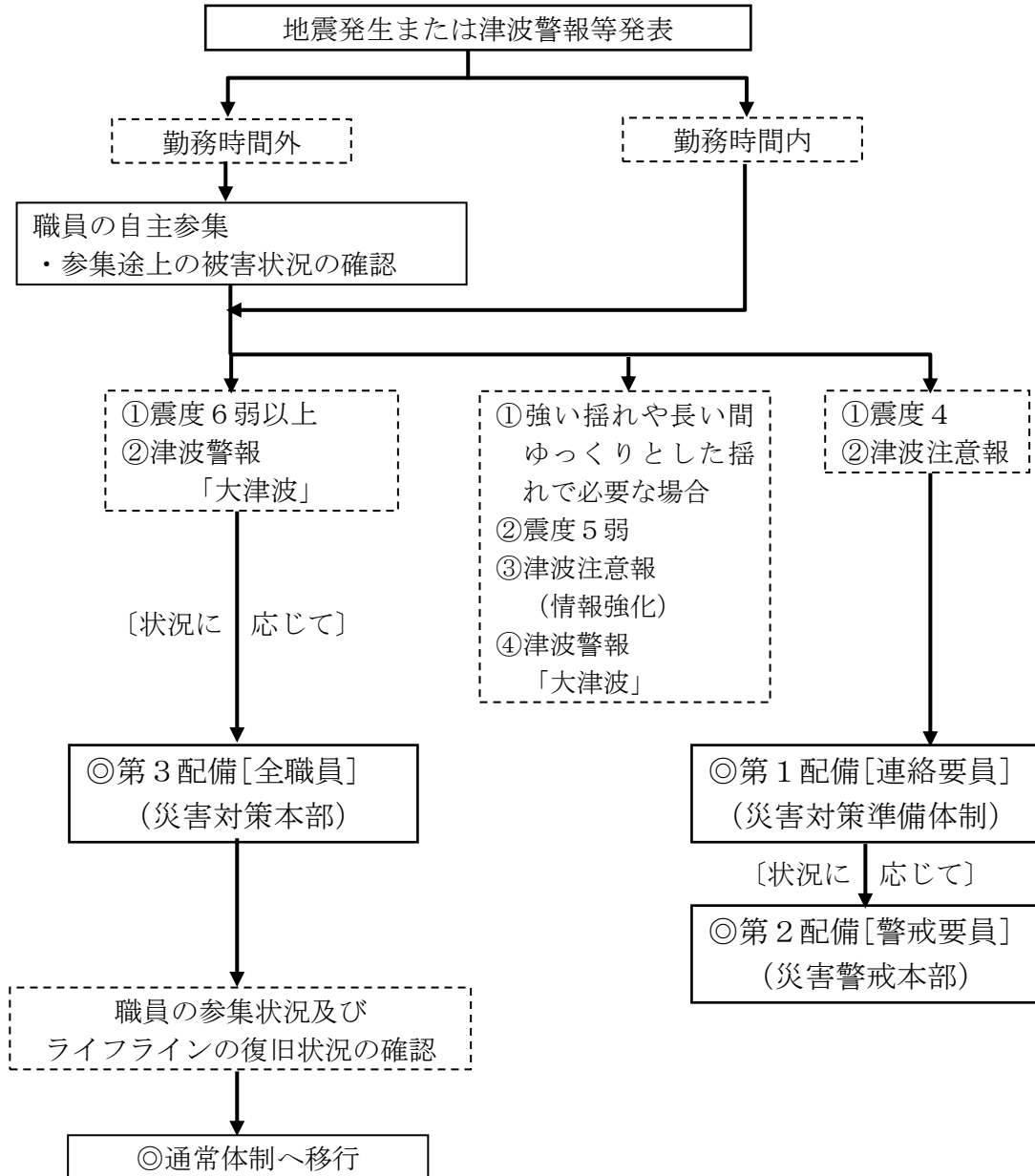
■ 地震発生時及び津波対策の配備基準と配備内容

配 備	配 備 基 準	配 備 内 容
第1配備 (災害対策準備体制)	沖縄気象台が本村で震度4を観測し、発表されたとき。また津波注意報が発表された場合。	各班の情報収集担当及び連絡担当員は、配置につくものとする。他の職員は自宅待機とする。
第2配備 (警戒体制) 災害警戒本部	沖縄気象台が本村で強い揺れ(震度4程度以上)または弱くても長い間揺れを感じたとき、震度5弱以上を観測し、発表したとき。また津波警報の「津波」を発表した場合。	各班の警戒本部要員は配備につくものとする。 他の職員は配備につく体制をとる。
第3配備 (救助体制) 災害対策本部	沖縄気象台が本村で震度6弱以上を観測し、発表したとき。また津波警報の「大津波」を発表した場合。	動員可能な職員をもってあてる。完全な非常体制とする。

(2) 配備要員及び指名等の設定

災害対策の配備要員及び指名、動員方法、夜間及び休日等における配備などについては、第1章第1節 組織計画に準じて設定する。

■ 配備体制の流れ



第3節 津波警報等の伝達計画

I 基本方針

津波による被害の拡大を未然に防止するため、津波警報及び津波情報などを迅速かつ的確に伝達するための措置などについて定めておくものとする。

II 実施方法

1. 津波警報等の種類及び内容

■ 津波警報等の種類

① 津波警報	津波による重大な災害の恐れがあると予想されるとき発表される
② 津波注意報	津波による災害の恐れがあると予想されるとき発表される
③ 津波予報	津波による災害の恐れがないと予想されるとき発表される

■ 津波警報、注意報の内容

予報の種類		想定される被害	予想される津波の高さ
大津波警報	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。	10m超 (10m<高さ) 10m (5m≤高さ≤10m) 5m (3m<高さ≤5m)
津波警報	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。	3m (1m<高さ≤3m)
津波注意報	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。	1m (20cm<高さ≤1m)

注1) 沖縄気象台が担当する津波予報区は、全国66区のうち3区(大東島地方、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方)である。

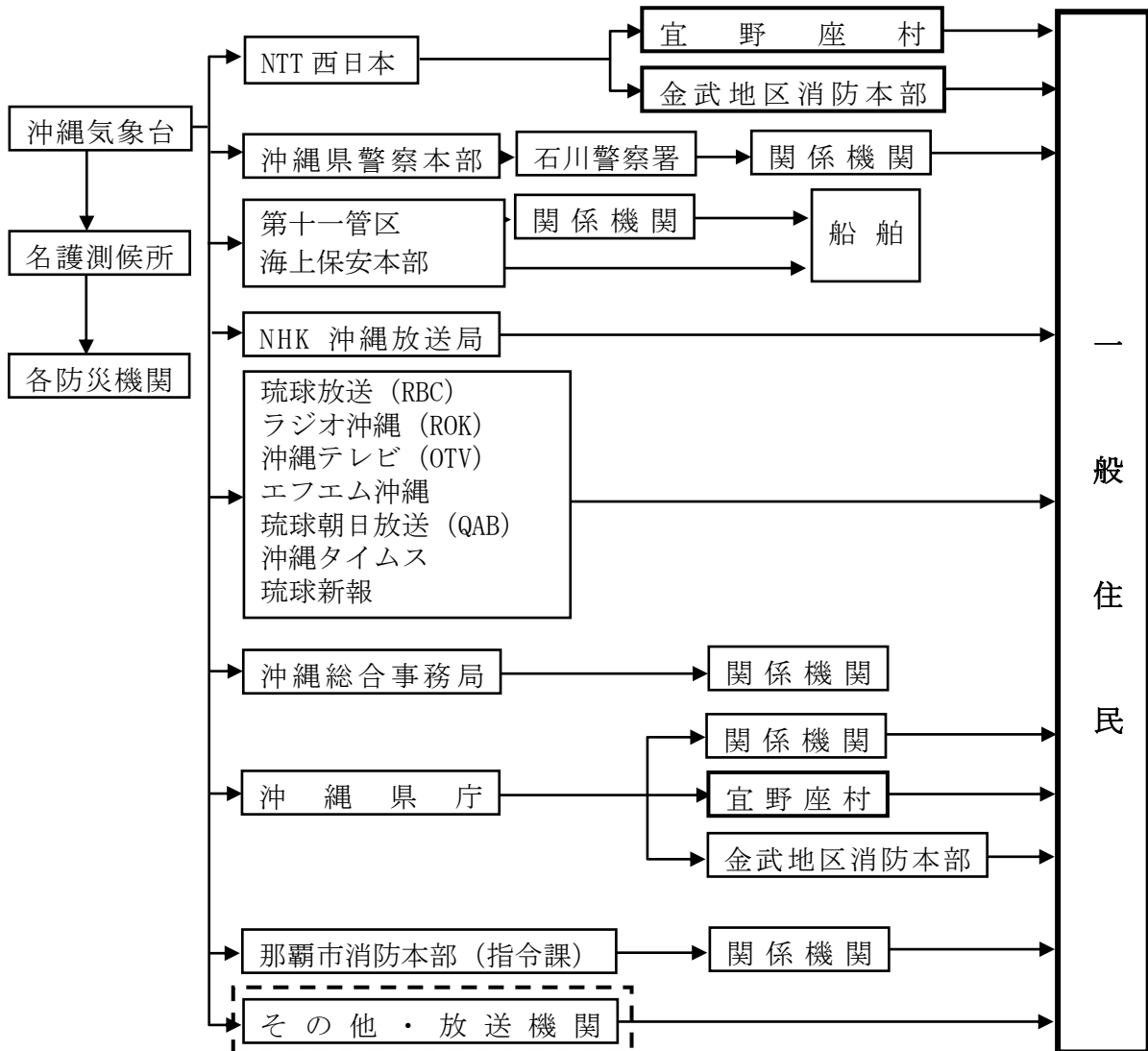
注2) 「津波の高さ」とは当該津波の来襲地域において津波によって高くなった潮位と、その時点津波がなかったとした場合の潮位(平滑した値)との差であって津波によって潮位が上昇した高さをいう。

■ 津波予報の発表時の注意事項

- ①津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- ②津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」とし速やかに通知する。

(2) 警報等の伝達方法

■ 津波警報等の伝達系統図



※破線の枠内の機関等には、地震及び津波に関する情報のみ伝達

■ 津波警報の伝達要領

- | |
|--|
| ① 村は、石川警察署や県警察本部及びN T Tなどから津波警報の伝達を受けるとともに、放送番組を通して情報を収集する |
| ② 村は、村地域防災計画等に定める方法により、住民に周知徹底を図る |
| ③ 津波警報の解除は、伝達系統図の伝達体制に準ずる |

■ 近地の地震や津波に対する自衛措置

- ◆気象庁震度階級表による震度4以上の地震を感じた場合は、次の自衛措置をとる
- | |
|--|
| ① 沖縄気象台が発表する警報等の届くまでの少なくとも30分間は、安全に留意しながら海面状態を監視する |
| ② 津波予報及び情報等の収集のため、地震発生から少なくとも1時間はNHKのラジオ又はテレビを聴取する |

■ 気象庁震度階級

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建造物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。	—	—	—	—	—	—
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—	—
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—	—
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—	—	—
3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転して、揺れに気付く人がいる。	—	—	—	—
4.5	5(弱)	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じている。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものも倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。エレベーターは、安全のため自動停止する。	亀裂や液状化が生じることがある。落石やがけ崩れが発生することがある。
5.0	5(強)	大半の人が、物につかまらないうちで歩くことが難しくなる。行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつかない状況(ふくそう)が起こることがある。	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。
5.5	6(弱)	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い建物では、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い建物でも壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物でも壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつかない状況(ふくそう)が起こることがある。	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6.0	6(強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い建物では、傾くものが多い。倒れるものもある。耐震性の高い建物でも壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	大きな地割れが生じることがある。がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。(大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合は天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。)
6.5	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばれることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い建物でも壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の高い建物でも1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

第4節 災害通信計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第4節「災害通信計画」に準ずる

第5節 災害広報計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第5節「災害広報計画」に準ずる

第6節 災害情状況収集・伝達計画

⇒ ⇒ ⇒ : 第1章風水害 第6節「災害情報等の収集・伝達計画」に準ずる

第7節 避難計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第7節「避難計画」に準ずる

第8節 災害時要援護者対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第8節「災害時要援護者対策計画」に準ずる

第9節 観光客等対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第9節「観光客等対策計画」に準ずる

第10節 交通輸送計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第10節「交通輸送計画」に準ずる

第11節 災害救助法適用計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第11節「災害救助法適用計画」に準ずる

第12節 給水計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第12節「給水計画」に準ずる

第13節 食糧供給計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第13節「食糧供給計画」に準ずる

第14節 生活必需品供給計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第14節「生活必需品供給計画」に準ずる

第15節 医療救護計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第15節「医療救護計画」に準ずる

第16節 防疫計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第16節「防疫計画」に準ずる

第17節 行方不明者の捜索、死体の収容及び処理計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第17節「行方不明者の捜索、死体の収容
及び処理計画」に準ずる

第18節 障害物撤去計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第18節「障害物撤去計画」に準ずる

第19節 清掃計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第19節「清掃計画」に準ずる

第20節 住宅応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第20節「住宅応急対策計画」に準ずる

第21節 教育対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第21節「教育対策計画」に準ずる

第22節 危険物等応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第22節「危険物等応急対策計画」に準ずる

第23節 治安警備計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第23節「治安警備計画」に準ずる

第24節 民間団体等協力計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第24節「民間団体等協力計画」に準ずる

第25節 ボランティア受入計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第25節「ボランティア受入計画」に準ずる

第26節 相互応援協力計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第26節「相互応援協力計画」に準ずる

第27節 自衛隊災害派遣要請計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第27節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる

第28節 労務供給計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第28節「労務供給計画」に準ずる

第29節 公共土木等施設応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第29節「公共土木等施設応急対策計画」に準ずる

第30節 ライフライン等施設応急対策計画

⇒ ⇒ 第1章風水害 第30節「ライフライン等施設応急対策計画」に準ずる

第31節 農林水産物応急対策計画

⇒ ⇒ ⇒ 第1章風水害 第31節「農林水産物応急対策計画」に準ずる

第3章 その他の災害応急対策計画

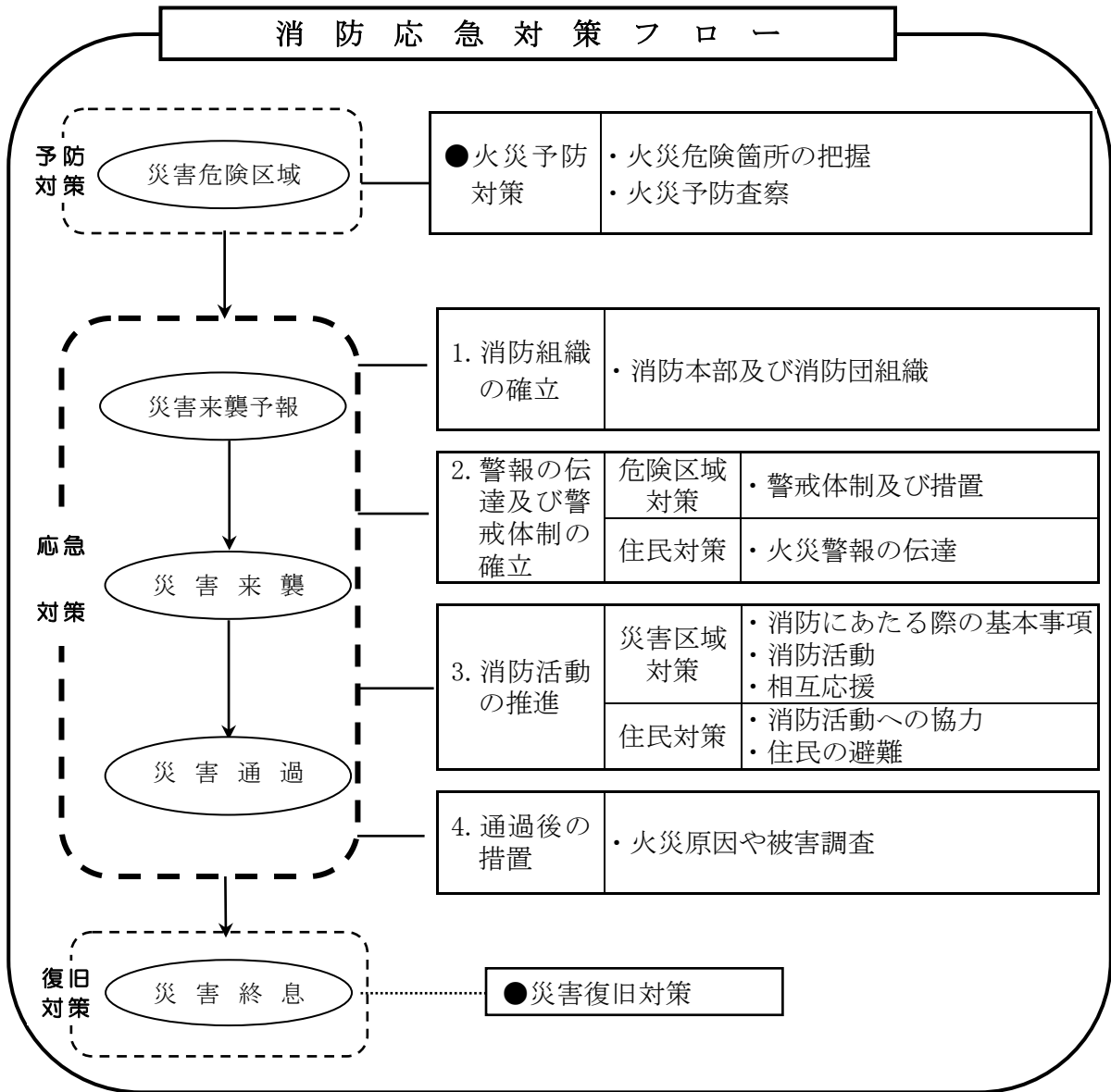
第1節 消防計画

I 基本方針

火災から村民の生命や身体及び財産を保護するとともに、風水害や地震・津波などのすべての災害が発生した場合に被害を最小限度に軽減するための消防活動並びに避難等の必要な措置について定めるものとする。

II 実施責任者

本村の消防体制は、金武町・恩納村・宜野座村の3町村で構成する「金武地区消防衛生組合（消防本部）」で確立されているが、村域にかかわる消防計画の実施責任者は村長とする。なお、消防の応急対策のフローは次のとおりである。

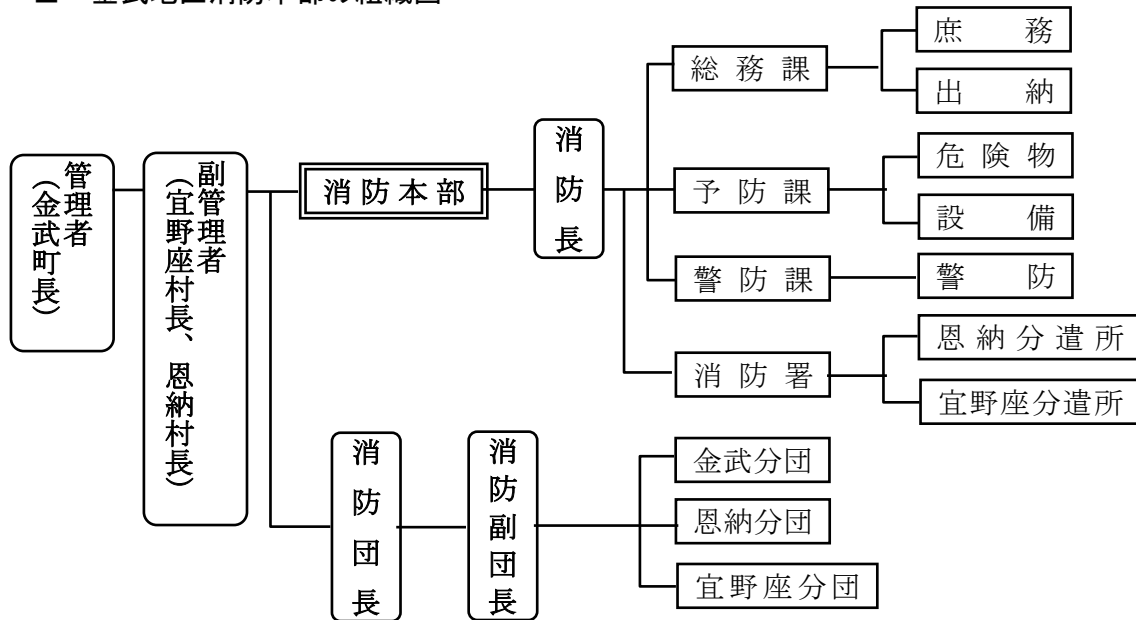


Ⅲ 実施内容

1. 消防組織の確立

本村の消防活動の主体となる消防本部は、金武町・恩納村・宜野座村の3町村で構成され、その組織図は次のとおりである。

■ 金武地区消防本部の組織図



2. 火災警報等の伝達及び警戒体制の確立

(1) 火災警報の発令

村長は消防法の規定により知事から村域を対象とした火災気象通報（乾燥注意報及び強風注意報）を受けたとき、あるいはその他の予防上危険があると認めるときは火災警報を発令することができる。

- **火災に関する警報に該当する気象状況**
- ① 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 50%以下であり、かつ最大風速が 10m を超える見込みのとき。
- ② 平均風速が 15m 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(2) 警戒体制の確立

火災警報が発令されたときは、次の措置を講ずる。

- ① 部隊増強と警戒及び警戒員の強化
- ② 出動の俊敏措置と通信機能の点検整備
- ③ 関係機関及び住民に対する警戒心の喚起
- ④ 火気使用制限並びに法令に基づく取り締まりや指導の強化
- ⑤ 積載資機材の増強
- ⑥ 消防団員の非常招集

3. 消防活動の実施

(1) 火災予防査察

火災予防査察は、多数の者が勤務または出入りあるいは収容する建物のほか、防火対象物及び危険物の製造所や貯蔵所及び取扱所などについて重点的に実施する。また、一般建物などについては春秋行われる全国火災予防運動に合わせて一斉に実施する。

(2) 消防にあたる際の基本事項

- ① 消防団は、人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。
- ② 村民及び自主防災組織並びに事業所は、消防活動においては自らが出火防止活動や初期消火活動を実施する。
- ③ 危険物設置事業所は、二次災害の防止に努める。

(3) 消防体制・出動の確立

- ① 消防署は24時間拘束の16時間勤務とし、常に村内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の体制を保つ。
- ② 火災またはその他の災害が予想される警報が発せられた場合、非番員は直ちに現場または消防署に出動し、勤務に就かねばならない。
- ③ 消防団員は月例定期訓練を実施し、火災出動その他の災害発生時にいつでも出動できる体勢をとる。団員の出動はサイレン及び電話連絡等をもって行う。
- ④ 火災または諸災害発生時に対処するため消防隊の出動は、別に定める命令による。

(4) 村民及び自主防災組織並びに事業所の活動

村民及び自主防災組織並びに事業所などの初期消防活動としては、一般的に次のとおりである。

火気の遮断	ガス栓やプロパンガスのバブルの閉止、ブローカーの遮断
初期 消火活動	火災発生時の消火器や汲み置き水及び可搬ポンプなどを活用した消火活動の実施
初期 救助活動	近隣地における軽微な下敷き者を発見した時などの、防災機関への連絡及びその救出活動の実施

(5) 避難

延焼火災が予想され、または火災発生により住民を保護するため避難の必要が生じた場合は、次の方法により適切な対策を行う。

- 住民の避難……第1章第7節 避難計画による。

〈概略内容〉

- ① 避難の勧告や指示及び警戒区域の設定
- ② 避難情報の伝達
 - ・伝達事項（避難先や避難経路等）
 - ・伝達方法（拡声器及び口頭等）
- ③ 適切な避難場所の選定
- ④ 避難の誘導

(6) 火災原因及び被害調査

火災原因や被害調査の結果は、村長へ消防庁からの報告を確認する。

(7) 相互応援の要請

大規模な災害の発生した場合に被害を軽減させるため必要と認めるときは、消防組織法第39条の規定に基づき県及び県内の市町村に対して、消防隊や救助隊及びその他の必要な人員並びに機器資材等の応援を要請する。

4. 林野火災対策の実施

村の山手側に林野が広がる本村において、林野火災の発生と拡大を防止するため、次により応急対策を講じる。

(1) 異常気象時の警戒態勢の確立

異常乾燥や強風時には、火災警報を発令し、次のような警戒態勢を強化する。

- | |
|---------------------------------|
| ① 消防車や広報車などにより、巡回工法を実施する |
| ② 入山者に対する火気注意を徹底する |
| ③ 消防職員による巡回警戒を強化する |
| ④ 消防職員や団員の自宅待機の指令、または一部召集の指令を行う |

(2) 火災発見時の通報

火災の発見時には、第2編第1章第3節 火災予防計画に準じて行う。

(3) 避難時の措置

避難誘導にあたっては火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向となるよう避難誘導する。また、林野に隣接する集落等に延焼拡大のおそれがあるときまたは村長が必要と認めるときは、速やかに当該地区への出入りの制限あるいは避難のための立ち退き勧告及び指示を行い、村民の安全を図る。

(4) 林野火災の消化体制

実施事項	実施内容
① 現場指揮本部の設置	林野火災時に応援消防隊及びその他消火に協力する者が、統一的な指揮のもとに円滑な消火活動ができる態勢を確立するため、火災の状況に応じ現場指揮本部を設置する。
② 関係者の協力	林野火災が発生したときは、山林、原野の所有者及び付近の住民等は、消防機関に協力するものとする。
③ 消火活動	林野火災の消火活動においては、火勢の状況及び気象状況等並びに地理、地勢等に応じた消火活動を行う。

■ 消火活動内容

消火活動別	実施内容
直接攻撃	火たたき、覆土、撤土、除去による消火、ポンプによる注水消火等。
間接攻撃	直接攻撃によって防御できない場合の、林野の一部を犠牲にして防御線、防火線を築き、火災の延焼を遅らせる。
迎火攻撃	迎火攻撃は指揮者の指示により、人員を十分に配置し、防火線の幅員を充分とり燃焼方向に対して一斉に点火する。その際には、飛火に注意する。
残火処理	残火処理は、焼失線（周囲）から徐々に内面に入り飛火点に向かって処理し、特に老木、根株、空洞木等の着火後を見回り完全に消火する。
飛火警戒	飛火による第2、第3火災の発生を防止するもので、防御に当たっては多くの人員を必要とするため地域住民の協力で飛火警戒を行うものとする。
空中消火	ヘリコプターによる消火方法であり、消火基地を設け現場指揮本部と密接に情報を交換し、空中消化隊の指揮運用を行う。また、地上消化隊と相互に連携をとり消火に当たる。 なお、ヘリコプターによる消火基地設置等にあたっては、第1章第27節 自衛隊災害派遣要請計画に基づいて実施する。

第2節 ダムにおける異常洪水対策計画

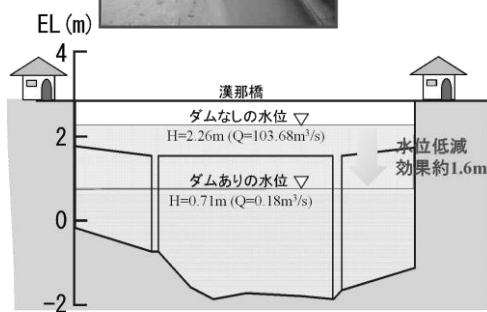
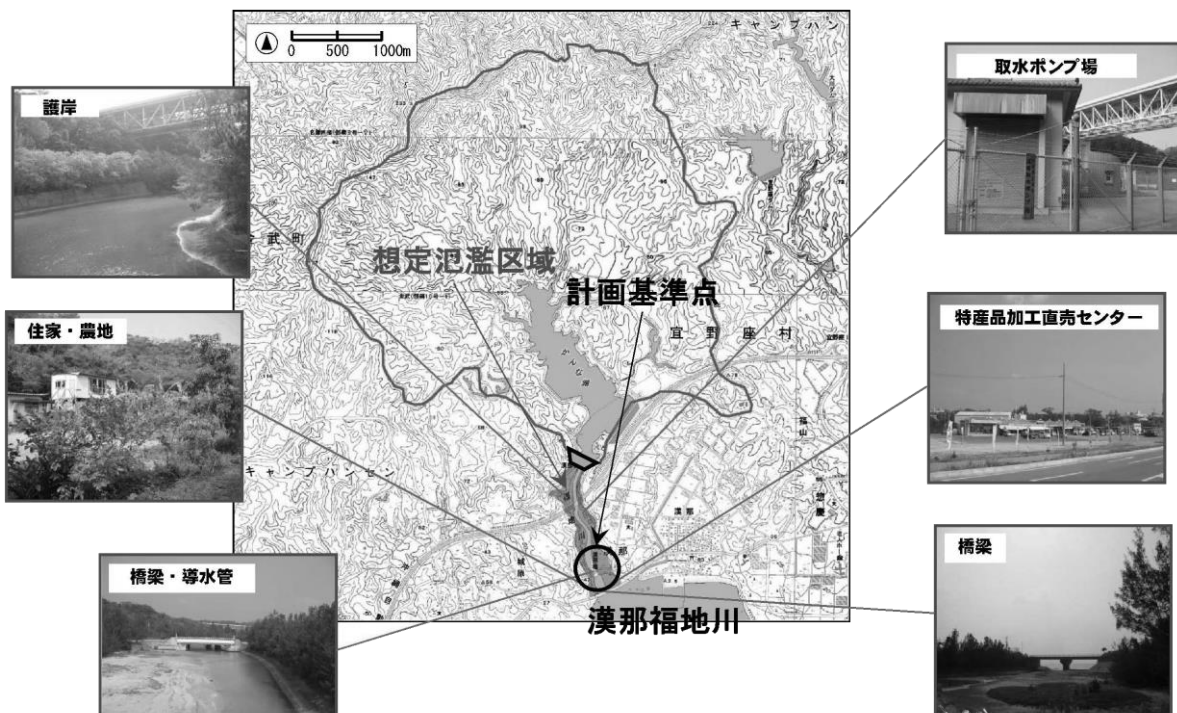
I 基本方針

本村の南側には北部ダム統合管理事務所所管の漢那ダムや県営の鍋川ダム、宜野座ダム、その他に瀧原ダム、宜野座大川ダムが建設されている。

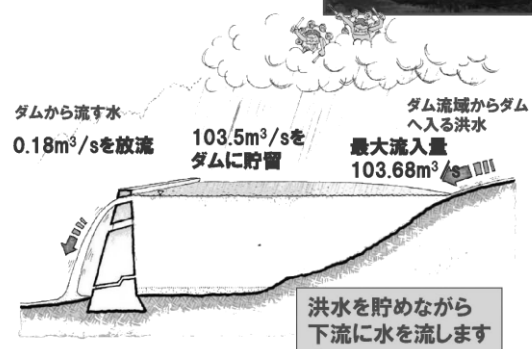
そのうち、漢那ダムは7.6 km²の集水面積と820万m³の総貯水量を擁し、水道用水や農業用水等の供給と洪水調節機能を持った多目的ダムで、通常は下流域の洪水を防止する機能を備えているが、集中豪雨等によりダムの計画規模を超える異常洪水が発生した場合、ダム下流河川が氾濫し浸水被害が発生するおそれがある。また、ダムの計画規模内の洪水が発生した場合、ダムの洪水調節により下流河川が氾濫することはないが、ダムからの越流により下流河川の水位が急激に上昇するため、地域住民と河川利用者の安全を確保するために必要となる情報連絡系統の確立や避難方法等について定めるものとする。

また、その他のダムについては、今後各関係機関との連絡体制を整えた災害対策を図るよう努めるものとする。

■ 漢那ダム位置図及び流域界



◆基準断面での水位低減効果

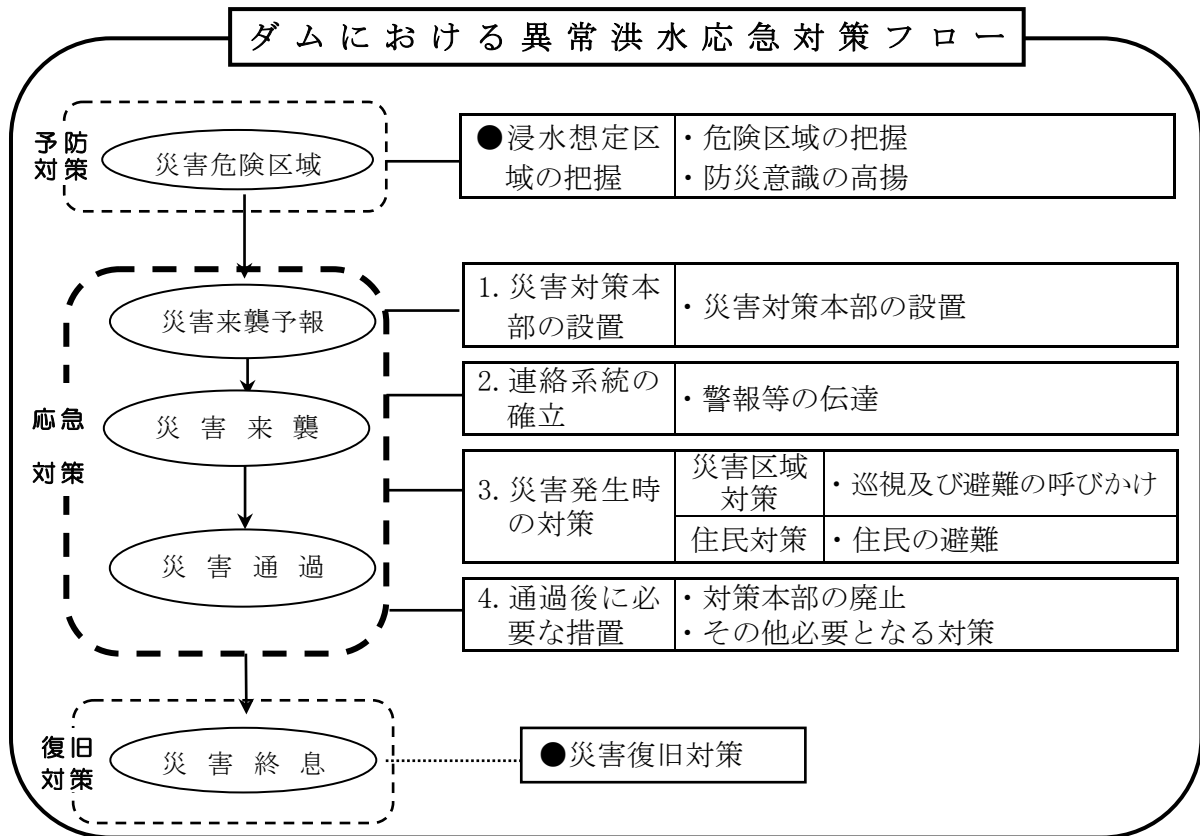


◆洪水調節の概要

出所：漢那ダム定期報告書（H24.3：沖縄総合事務局）

II 実施責任者

ダムにおける異常洪水対策は、災害対策本部長である村長が実施するものとする。実施にあたっては漢那ダム管理支所及び金武地区消防組合などの関係機関との連携協力により行うものとする。なお、消防の応急対策のフローは次のとおりである。



III 実施内容

1. 浸水想定区域の把握

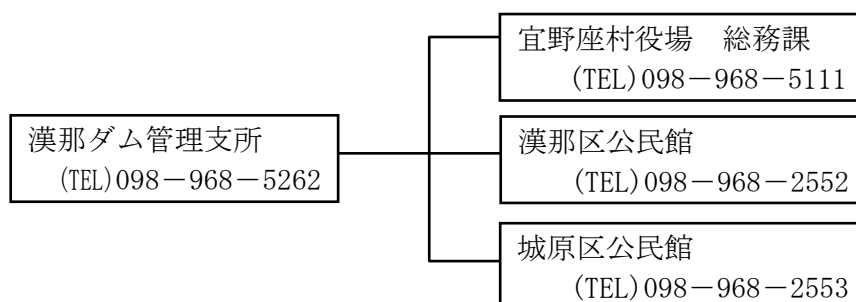
ダムの計画規模を超える異常洪水により、漢那ダム下流域で浸水被害の発生が想定される区域（浸水想定区域）を把握しておく。なお、地域住民に対しては、平常時よりダムからの越流に対する防災意識の高揚に努める。

2. 災害対策本部の設置

沖縄気象台からの大雨洪水警報の発令及び漢那ダム管理支所からのダムからの越流に関する通知・情報提供を受けたとき、またその他の管理ダムにおける災害通報及び災害が予想されるときは、災害対策本部を第1章第1節 組織計画に定めるところにより設置する。

3. 警報等連絡システムの確立

大雨洪水警報等の気象予警報または災害が予想される場合の洪水警戒体制の発令など、災害応急対策において重要となる情報連絡が敏速かつ的確に行われるように連絡体制を確立しておく。



(1) 漢那ダム管理支所の措置

ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生するおそれがある場合やダムからの越流により下流河川において急激な水位上昇が予想される場合における漢那ダム管理支所の措置は次のとおりである。

a. 漢那ダム管理支所からの通知・情報提供（宜野座村役場及び関係機関へ）

通知内容	措置を行う際の要件	
洪水警戒体制の通知 (通知-1)	降雨に関する気象警報が発表されたときなど、洪水時の防災業務が必要な場合。	
洪水警戒体制解除の通知 (通知-2)	降雨に関する気象警報が解除され、ダムからの越流量が減少し、洪水時の防災業務がなくなった場合。	
ダム越流による急激な河川水位上昇の通知 (通知-4)	ダムへの流入量が増加し、貯水位が平常時最高貯水位(EL27.8m) ^{*1} に達し、常用洪水吐からの越流により下流河川において急激な水位上昇(30分間で30cm以上)が予想される場合。	
非常用洪水吐越流に関する重要情報 (情報-7の1)	計画規模を超える異常洪水のため、概ね3時間後に貯水位が洪水時最高水位(EL30.0m) ^{*2} に達し、非常用洪水吐からの越流により下流域において浸水被害の発生が予想される場合。	
非常用洪水吐越流に関する事前通知 (通知-8の1)	計画規模を超える異常洪水のため、概ね1時間後に貯水位が洪水時最高水位(EL30.0m)に達し、非常用洪水吐からの越流により下流域において浸水被害の発生が予想される場合。	
非常用洪水吐越流開始の通知 (通知-9の1)	計画規模を超える異常洪水のため、貯水位が洪水時最高水位(EL30.0m)に達し、非常用洪水吐から越流を開始した場合。	
非常用洪水吐越流終了の通知 (情報-10の1)	ダムへの流入量が減少し、貯水位が洪水時最高水位(EL30.0m)を下回り、非常用洪水吐からの越流が終了した場合。	
(※)	漢那ダム	
1.平常時最高貯水位	27.8m	ダムに水道用水や農業用水等を貯留する最高の水位
2.洪水時最高水位	30.0m	洪水時にダムによって一時的に貯留する最高の水位

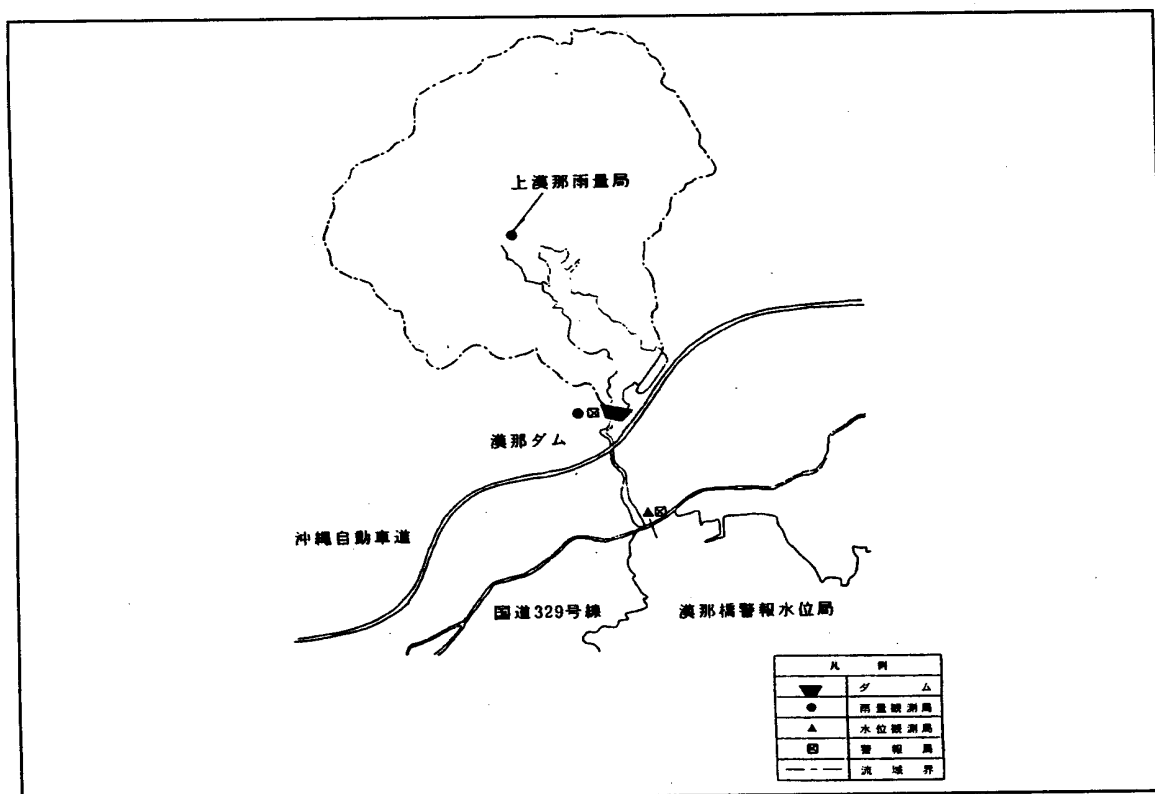
b. 漢那ダム管理支所によるダム放流警報及び下流河川の巡視

ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生する恐れがある場合やダムからの越流により下流河川において急激な水位上昇が予想される場合に、漢那ダム管理支所においては、警報局のサイレンによる吹鳴及び警報車による下流河川の巡視を行う。

サイレン吹鳴及び警報車巡視の実施時期は次のとおりとする。

- ア) 下流河川において急激な水位上昇が予想される概ね 30 分前
- イ) 異常洪水により非常用洪水吐からの越流が予想される概ね 60 分前

■ 警報局及び雨量水位局位置図



(2) 災害対策本部の措置内容

通知内容	措置を行う際の要件
ア) 災害対策本部に関する通知 (住民及び全関係機関へ)	災害対策本部の措置を行った場合
イ) 警報や予想被害の通知 (区域住民へ)	発表された警報の周知または浸水等の被害が予想される場合
ウ) 避難勧告 (区域住民へ)	ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生するおそれがある場合

4. 災害発生時の対策

対策事項	実施内容
① 周辺巡視	ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生するおそれがある場合やダムからの越流により下流河川において急激な水位上昇が予想される場合は、下流河川の巡視を行う。 なお、巡視にあたっては漢那ダム管理支所や各ダム管理団体等と連携して行う
② 住民の避難	ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生するおそれが生じ、区域住民の避難が必要となった場合は、第3編第1章第7節 避難計画に定めるところにより行う。

〈概略内容〉

- ①避難の勧告や指示及び警戒区域の設定
- ②避難情報の伝達
 - ・伝達事項（避難先や避難経路等）
 - ・伝達方法（拡声器及び口頭等）
- ③適切な避難場所の選定
- ④避難の誘導

5. 災害通過後に予想される対策

対策事項	実施内容
①災害対策本部の廃止	村は、気象警報の解除及びダムからの越流量の減少等による洪水警戒体制の解除の通知を受けたときは、すべての応急対策完了の確認とともに災害対策本部を廃止する。また、その後は速やかに県や金武地区消防組合及び住民に対してその旨を報告する。
②その他必要となる対策	その他災害が通過した際に予想される被害情報の収集、ならびに負傷者等が発生した場合の医療救護等の応急対策については、当該措置について定められているそれぞれの災害応急対策計画に基づき実施する。

第3節 不発弾災害対策計画

I 基本方針

沖縄県は先の戦争で地上戦を被り、不発弾の発見が現在も続いている。こうした中で不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関との連携により円滑な処理業務を促進するとともに、地域住民に対する不発弾の発見や通報及び処理体制等に関する防災意識の普及啓発を図るものとする。

II 実施責任者

不発弾の処理は発見者からの届出により、下記に示す関係機関の連携協力のもとで推進され、最終的処理にあたっては自衛隊が行う。

- | | | |
|-----------|---------------|--------|
| ① 沖縄総合事務局 | ③ 第十一管区海上保安本部 | ⑤ 沖縄県 |
| ② 自衛隊 | ④ 沖縄県警察本部 | ⑥ 宜野座村 |

III 実施内容

1. 不発弾の処理体制

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ① 発見者は、最寄りの交番または警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- ② 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ③ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ④ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- ⑥ 信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 発見場所が本村の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にする。
 - (イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
 - (ウ) 村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

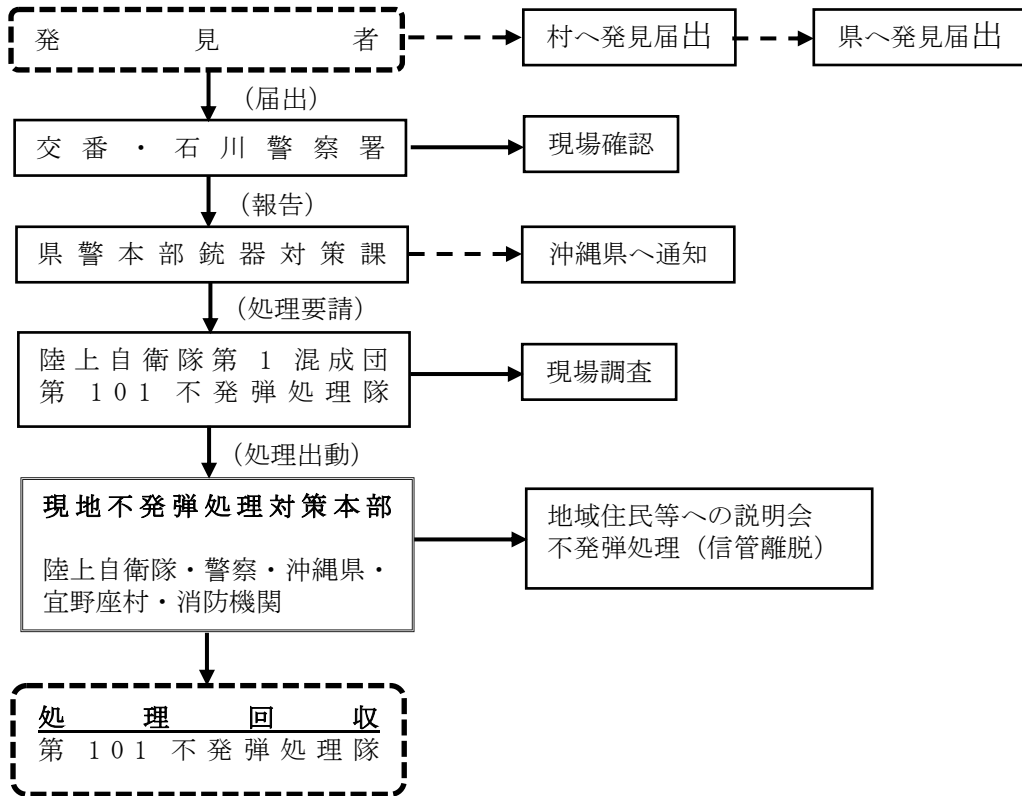
- ① 発見者から通報を受けた村長、第十一管区海上保安本部、県知事、または港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。
- ② 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ③ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- ④ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- ⑤ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 発見場所の所轄市町村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
 - (イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
 - (ウ) 村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

2. 関係機関の協力体制の確立

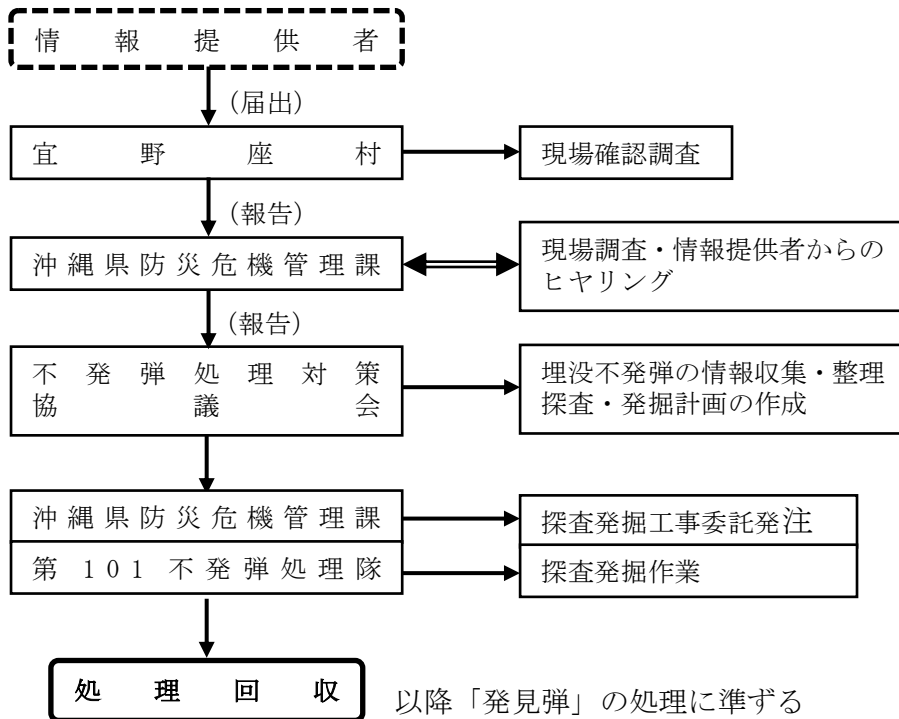
本村その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。

3. 不発弾処理業務の流れ(陸上)

■ 発見弾



■ 埋没弾



第4節 海上災害応急対策計画

I 基本方針

災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設もしくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、その他の海上災害が発生または発生するおそれがある場合において、関係機関が緊密な連携を保ち相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火活動の措置を講じて住民被害への防除や被害拡大の防止を図るものとする。

II 実施内容

1. 災害対策連絡調整本部の設置

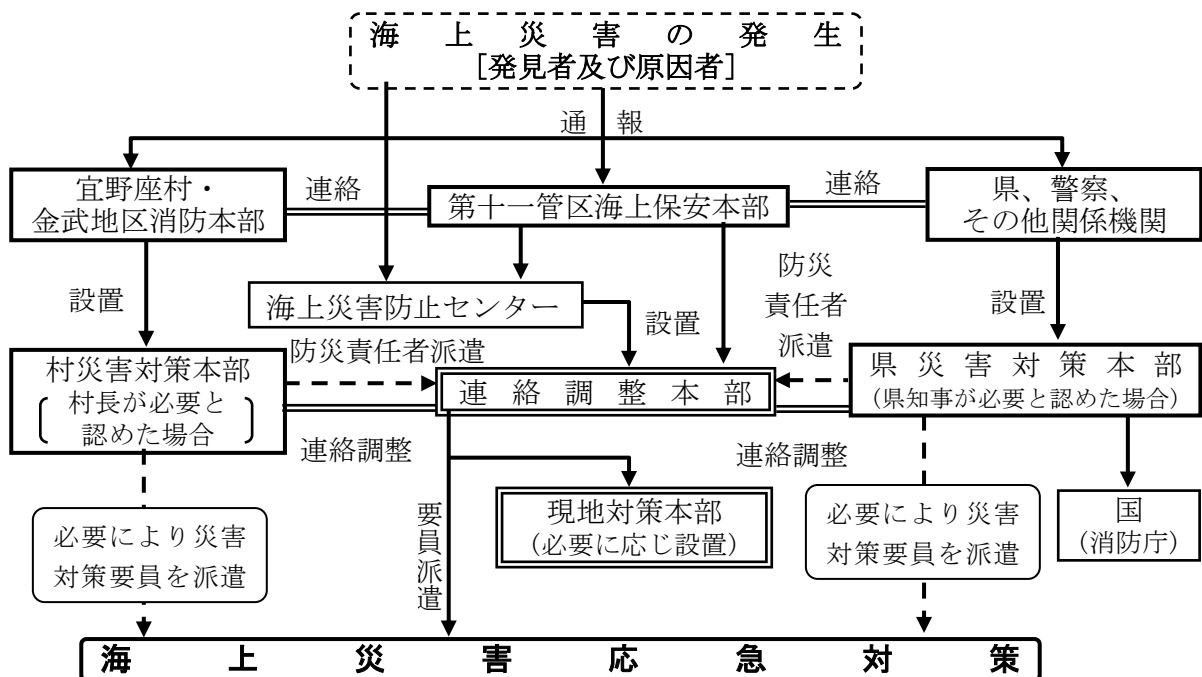
海上災害の防除活動などを円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、宜野座村災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携を保ちながら災害対策を遂行するものとする。また、関係機関は調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置時期については、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部が設置されたときとする。

■海上災害対策実施機関

① 第十一管区海上保安本部	⑧ 沖縄県
② 沖縄総合事務局	⑨ 宜野座村
③ 沖縄气象台	⑩ 金武地区消防本部
④ 陸上自衛隊第一混成団	⑪ 日本赤十字社沖縄県支部
⑤ 海上自衛隊沖縄基地隊	⑫ 事故関係企業等
⑥ 沖縄県警察本部	⑬ 海上災害防止センター
⑦ 石川警察署	⑭ その他関係機関及び団体

■海上災害発生時の通報体制



2. 海上保安本部の実施事項

(1) 非常体制の確立

- ① 管内を非常配備とする。
- ② 大規模海難等対策本部を設置する。
- ③ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- ④ 巡視船艇・航空機等により被害状況調査を実施する。
- ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

■船舶等に対する警報等の伝達

伝達状況	措置内容
① 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に通知する。
② 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき	速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
③ 大量の油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

災害が予想される状況及び災害発生後に監視、関係機関等と密接な連絡を取るとともに、巡視船艇等を活用し積極的に情報収集活動を実施する。

災害が予想される状況	発災後
①在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）	ア) 海上及び沿岸部における被害状況
②船舶交通のふくそう状況	イ) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
③船だまり等の対応状況	ウ) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
④被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況	エ) 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
⑤港湾等における避難者の状況	オ) 水路、航路標識の異常の有無
⑥関係機関等の対応状況	カ) 港湾等における避難者の状況
⑦その他災害応急対策の実施上必要な事項	キ) 関係機関等の対応状況
	ク) その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

事故、火災別	活動内容
① 船舶の海難、人身事故等が発生したとき	速やかに巡視船艇等によりその捜索救助を行う
② 船舶火災又は海上火災が発生したとき	ア) 速やかに巡視船艇等によりその消火を行う イ) 必要に応じ地方公共団体に協力を要請する
③ 危険物が排出されたとき	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う

(5) 緊急輸送

傷病者、意思、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇等の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定は次のとおりを行う。

段階別	時期	輸送対象
第1段階	①避難期	ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ) 政府災害対策要員、地方強行団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	②輸送機能確保期	ア) 上記(第1段階)の続行 イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資 ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	③応急復旧期	ア) 上記(第2段階)の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

(6) 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったときや、その必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸与及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸与、または譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援する。

(8) 流出油等の防除

船舶または海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては、流出油の拡散及び性状の変化の状況についての的確な把握に努めて状況に応じた防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意する。

措置状況別	措置内容
① 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとする	ア) 巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う イ) 必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（第41条の2）に基づき、関係行政機関の長又は地方公共団体の長、その他の執行機関の長及び関係機関等に出動を要請し、防除措置を講ずる
② 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	防除措置を講ずべきことを命ずる
③ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき	ア) 巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する イ) 必要に応じ機動防除隊又は海上災害防止センターに防除措置を依頼する

(9) 海上交通安全の確保

安全確保の必要状況	措置内容
① 船舶交通のふくそうが予想される海域	必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う（この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努める）
② 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき	必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する
③ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるとき	速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する
④ 船舶交通の混乱を避ける	災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶の情報提供を行う
⑤ 水路の水深に異状を生じたとき	ア) 必要に応じ検測を行う イ) 応急標識を設置する等により水路の安全を確保する
⑥ 航路標識が損壊し、又は流出したとき	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める

(10) 警戒区域の設定

人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、基本法第63条第1項及び同条第2項の定めるところによる警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため情報収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずる。

- ① 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- ② 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

- ① 危険物積載船については、必要に応じ移動を命じ又は航行の制限もしくは禁止を行う。
- ② 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

3. 村の対応**(1) 災害予防**

区 分	実 施 内 容
①防災訓練	防災業務を迅速かつ的確に実施するため、被害想定を明にした様々な条件を設定した実践的な訓練を関係機関を含め実施していくものとする。
②啓発活動	職員及び海上で業務に従事する関係者を対象に、第十一管区海上保安本部及び関係機関等と協力して地震、津波等の災害に対応するための基礎知識や災害が発生したときに具体的に取るべき行動等、防災思想の普及高揚を図るものとする。
③調査研究	防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、関係機関と常に資料、情報等を共有し、被害を未然に防止するものとする。

(2) 災害防止対策

港内または港の境界付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合、産業振興班は港内を巡視し、船舶及び関係者に対する関連情報の迅速な伝達、早期避難勧告や荒天準備の指導等、必要な措置を講じる。

または、応急対策の必要がある場合は、村長（担当：総務対策部 事務局班）が第十一管区海上保安本部に要請し、同本部の行う応急対策に協力して活動する。

■ 被害防止措置事項

- | | |
|---|--|
| ① | 港内停泊船は安全な泊地に移動させる。 |
| ② | 岸壁けい留船舶は離岸して錨泊させるか離岸できないときは、けい留方法について指導する。 |
| ③ | 荷役中の船舶は速やかに荷役終了または中止させる。 |
| ④ | 航行中の船舶は早めに安全な港に避難するよう勧告する。 |
| ⑤ | 災害により港内または港内の境界付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。 |
| ⑥ | 港内において必要と認めるときは、船舶の交通制限、危険物荷役の制限及び禁止の措置をとる。 |

(3) 災害時の対応

村は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、第十一管区海上保安本部と協力して実施する。また、第十一管区海上保安本部に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

(4) 油汚染事故対策（担当：産業振興班）

対策別	実施内容
① 油防除	<p>ア) 油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（第十一管区海上保安本部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、村が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。</p> <p>イ) 油汚染事故等の緊急措置については、村における「油濁防止緊急措置手引書」を作成し、油防除資材等を設置する。</p>
② 漂着油除去	<p>ア) 漂着油の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、村が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。</p> <p>イ) 応急対策資機材については、村で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努めるものとする。</p>

4. 災害復旧・復興対策

災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体と連携を図りつつ被災の復旧・復興にあたり、次に掲げる対策を講ずる。

区 分	実 施 内 容
① 海洋環境の汚染防止	がれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止または拡大防止のため適切な措置を講ずる。
② 海上交通安全の確保	災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。 ア) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理指導を行う。 イ) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第4編

災害復旧・復興計画 編

序 災害復旧・復興計画編の概要

第4編 災害復興・復旧計画編は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、地震・津波災害、ダムにおける異常洪水、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、海上災害などあらゆる災害の復旧及び復興計画に関するものである。

災害からの復旧及び復興に当たっては、被災した各種施設の原型の復旧にとどまらず、将来に備えた各種復旧・復興計画の推進に加えて、被災者の自立を目指した生活再建とともに、地域社会の復興などに資する諸施策を定め、その実施を図るものとする。

災害復旧・復興計画は各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して策定し、速やかに実施するものとする。この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

第1章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

I 基本方針

道路や河川などの公共施設が被災した場合の災害復旧に当たっては、単なる原型復旧にとどまらず、再度の災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行うなど将来の災害に備える事業計画とする。

II 実施責任者

公共施設の災害復旧は、その施設を所管する長が行うものとする。

III 実施内容

1. 災害復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。なお、公共施設の災害復旧事業は、公共の福祉の確保を図る観点からできる限り速やかに実施されることが必要であり、原則として国の直轄事業は2ヵ年、補助事業については3ヵ年で完了させることとしている。

■ 主な公共施設災害復旧事業

事業計画名	根拠法令等
(1). 公共土木施設災害復旧事業計画 ① 河川施設復旧事業計画 ② 海岸 〃 ③ 道路 〃 ④ 砂防 〃 ⑤ 地すべり防止施設復旧事業計画 ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画 ⑦ 下水道施設復旧事業計画 ⑧ 港湾施設復旧事業計画 ⑨ 林地荒廃防止施設復旧事業計画 ⑩ 漁港施設復旧事業計画 ⑪ 公園災害復旧事業計画	・公共土木施設災害事業費国庫負担法
(2). 水道施設復旧事業計画	
(3). 農林水産業施設災害復旧事業計画	・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(4). 都市災害復旧事業計画	
(5). 住宅災害復旧事業計画	
(6). 社会福祉施設災害復旧事業計画	
(7). 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画	
(8). 公立学校施設災害復旧事業計画	公立学校施設災害復旧国庫負担法
(9). 社会教育施設災害復旧事業計画	
(10). 文化財災害復旧事業計画	
(11). その他の災害復旧事業計画	

2. 村及び県における措置

区 分	実 施 内 容
(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進	著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合に村または県は、被害の状況を速やかに調査把握するとともに早期に激甚災害の指定が受けられるように対応し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努める。
(2) 緊急災害査定促進	災害が発生した場合に村または県は、被害状況を速やかに調査把握するとともに緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。
(3) 災害復旧資金の確保措置	村または県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。
(4) 暴力団の排除	県警察は、暴力団などの動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 災害住民相談計画

I 基本方針

災害通過後の被災地では倒壊家屋の解体や撤去、破損道路等の復旧工事などが行われる一方、被災者にとっては住宅の確保や日常生活及び正業の再建など短期や中長期にわたる復興策が求められ、多くの不安要因を抱えている。こうした被災者が抱える多様な相談や問い合わせに対して、適切に対応できるような体制作りについて定めるものとする。

II 実施内容

1. 住民サポートセンター(仮称)の開設

村は、被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県やその他関係機関と連携して住民サポートセンター(仮称)の開設を図る。そこでは、被災者の自立に対する援助や助成措置などともに、コミュニティの維持回復や心身のケアなど生活全般、女性の悩み相談や暴力被害者支援など、総合的できめ細かな相談窓口業務を実施するものとする。

なお、村外に避難した被災者に対しても避難先の市町村と協力及び連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援などの提供に努めるものとする。

2. 各種相談業務等の実施

住民サポートセンターにおける相談内容は、概ね次のような事項である。

- ① 倒壊家屋の解体や撤去
- ② 各種資格証の再発行手続き(年金証書、健康保険証など)
- ③ 罹災証明の発行手続き
- ④ 仮設住宅の入居
- ⑤ 災害援護資金
- ⑥ 被災に伴う税金の減免措置
- ⑦ 医療や保健について
- ⑧ その他

第3節 住宅復旧計画

I 基本方針

被害によって住宅を失った被災者にとって、一時的に入居する村営住宅や仮設住宅などから恒久住宅への移転は切実なものがあり、早急な住宅復旧に向けての資金融資や貸付などの支援に努めるものとする。

II 実施内容

1. 災害住宅融資の活用

(1) 災害復興住宅資金の運用支援

村は県と協力して、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する「災害復興住宅資金」の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるように借入手続きの指導を行うとともに、融資希望者家屋の被害状況調査や被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図る。

この場合村は、資金の融通が早急に行われるように、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するように努める。

(2) 個人住宅（特別貸付）建設資金の運用支援

村は、管内で災害による住宅の被害が発生した場合に、沖縄振興開発金融公庫に対して、「個人住宅（特別貸付）建設資金」の貸付け制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、罹災者が借入れを希望する場合には、「罹災証明書」を交付する。

2. 災害公営住宅の建設促進

村は県と協力して、大規模な災害が発生し住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて災害公営住宅の建設を促進する。

3. 被災世帯に対する住宅融資の促進

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失いまたは破損などのために居住することができなくなった場合、住宅の補修や非住家の住家への改造などのため資金を必要とする世帯に対して、以下の資金を融資の支援を行う。

- ① 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- ② 生活福祉資金の災害援護資金または住宅資金
- ③ 母子寡婦福祉資金の住宅資金

第4節 生活確保対策計画

I 基本方針

被災者などの生活再建に向けて、生活資金や生業及び就労の回復による生活資金の継続的な確保などの生活全般についてきめ細かな支援計画を定めるものとする。

II 実施内容

1. 生業資金の貸付等

被災者などの再起のため、必要な事業資金やその他の小額融資の貸付を確保するため、以下の資金などの導入に努める。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による支援

災害により負傷または住居や家財の損害を受けた方に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年 法82号）」（以下、弔慰金法と称す。）に基づく生活の再建に必要な資金の支給や貸し付けなどを支援する。

■ 災害弔慰金の支給等に関する法律の規定

① 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族に対して支給される
② 災害障害見舞金	災害により精神または身体に著しい障害を受けたものに対して支給される
③ 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付される

1) 災害弔慰金の支給・・・(弔慰金法第3条)

①実施主体	宜野座村
②対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする
③支給対象	‘②’により死亡した者の遺族に対して支給する
④弔慰金の額	(ア)生計維持者が死亡した場合 500万円 (イ)その他の者が死亡した場合 250万円
⑤費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、村（4分の1）

2) 災害障害見舞金の支給・・・(弔慰金法第8条)

①実施主体	宜野座村
②対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする
③支給対象	‘②’により、精神または身体に障害を受けた者に対して支給する
④弔慰金の額	(ア)生計維持者が死亡した場合 250万円 (イ)その他の者が死亡した場合 125万円
⑤費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、村（4分の1）

3) 災害援護資金の貸付・・・(弔慰金法第10条)

①実施主体	宜野座村（条例の定めるところにより実施。）
②対象災害	自然災害であって、県内において救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする。
③貸付資金	‘②’により、負傷者または居住や家財に被害を受けた者
④貸付限度額	350万円（被害の種類や程度により区分が想定されている）
⑤所得制限	前年の所得が市町村民税の課税標準で730万円（4人世帯の場合）未満
⑥利率	年3%（据置期間中は無利子）
⑦据置期間	3年（特別の場合5年）
⑧償還期間	10年（据置期間を含む）
⑨償還方法	年賦または半年賦
⑩貸付原資負担	国（3分の2）、県（3分の1）

（2）生活福祉資金の災害援護資金

低所得階層対策の一環で、国や県の補助金を財源として、災害を受けたことにより困窮から自立更正するのに必要とする経費について、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、地域の社会福祉協議会が低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける制度である。

なお、貸付の対象は、救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯であり、さらに、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

■ 生活福祉資金の内容

①支援の種類	貸付
②貸付限度額	150万円
③据置期間	貸付の日から1年以内（災害の場合は2年以内）
④償還期限	7年以内
⑤貸付利子	3%（据え置き期間は無利子）

（3）母子寡婦福祉資金

母子寡婦福祉資金貸付制度は「母子寡婦福祉法」に基づき、母子家庭の母親などが就労や児童の就学、事業開始等で必要となった資金、あるいは災害により被災してその再建のための資金などに対して、都道府県が貸し付ける制度である。

本制度の窓口は、市町村や社会福祉協議会となっており、本村においても災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、貸付の支援を行う。

（4）国民金融国庫資金

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 厚生資金 | ② 恩給担保貸付金 |
| ③ 遺族国債担保貸付金 | ④ 引揚者国庫債券担保貸付金 |

2. 災害義援金品の募集及び配分

災害義援金品の募や集輸送及び配分については、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同あるいは協力して行うものとする。

① 日本赤十字社沖縄県市部	⑤ 琉球新報
② 沖縄県社会福祉協議会	⑥ 沖縄婦人連合会
③ 沖縄県町村会	⑦ その他の県単位の各種団体
④ 沖縄タイムス	

3. 租税の徴収猶予及び減免措置

村は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行うものとする。

(1) 地方税の減免	災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税(個人住民税、固定資産税、自動車税など)について一部軽減又は免除する。
(2) 徴収の猶予	県及び市町村は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。
(3) 期限の延長	県及び市町村は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

4. 職業のあっせん

村は、災害により離職を余儀なくされた被災者の把握に努めるとともに、近隣の公共職業安定所と協力して臨時職業相談所の開設し、早期再就職の促進に努める。

5. 被災者生活再建支援法の適用

「被災者生活再建支援法」(以下、支援法と称す。)は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災における被災者に対するこれまでの生活再建支援策(災害援護資金の貸付などの低利融資や税の減免措置等)だけでは、生活の再建が困難な場合も見られたことから、これらの教訓も踏まえ、甚大な被害を受けた被災者の自立した生活再建を支援するため、平成10年5月に成立した法律であり、本村においても同法の適用による被災者の生活再建に努める。

村は、支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けて自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。対象は、本村の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

村は、被災者からの申請を受け付け、それらをまとめて県に提出する。県は、委託先の被災者生活再建支援法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。なお、支援金の支給事務については被災者生活再建支援法人が実施するが、法人から委託を受けた場合は、村が実施する。

(1) 支援法の適用

区 分	基 準 内 容
ア) 適用基準	<p>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震・津波等の自然災害により生じた被害が何れかに該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、該当起因が自然現象によるものは対象となる。）を支援法適用の対象とする。</p> <p>a. 災害救助法（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>b. 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害</p> <p>c. 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害</p>
イ) 対象世帯	<p>自然災害による対象世帯</p> <p>a. 居住する住宅が、全壊（全焼、全流失）した世帯</p> <p>b. 居住する住宅が半壊し、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>c. 災害による被害が発生する危険な状況が継続することとその他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯</p>

(2) 住宅の被害認定

被害認定については、統一基準「被害の被害認定基準の統一について(昭和43年 内閣総理大臣官房審議官室長通知)」によって村が行い、県がその取りまとめを行う。

(3) 支援金の支給限度額

年 収 等	支給限度額	
	複数世帯	単数世帯
年収が500万円以下の世帯	100万円	75万円
年収が500万円を超え700万円以下である世帯で、世帯主が45歳以上または要援護世帯	50万円	37.5万円
年収が700万円を超え800万円以下である世帯で、世帯主が60歳以上または要援護世帯		

(4) 村の事務体制

必要な事務	各団体で行う事務	委託を受けて行う事務
<ul style="list-style-type: none"> 制度の周知(広報) その他各事務に係る付帯事務 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の被害認定 罹災証明書等必要書類の発行 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 支給申請書の受付・確認等 支給申請書等のとりまとめ 使途実績報告書の受付・確認等 	<ul style="list-style-type: none"> 支援金の支給（被災者の講座振込による場合を除く） 支援金の返還に係る請求書の交付 支援金の納付に係る請求書の交付 加算金の納付に係る請求書の交付 延滞金の納付に係る請求書の交付 返還される支度金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金

第5節 農漁業及び中小企業資金融資計画

I 基本方針

災害によって地域の農漁業や企業の施設などに被害を受けると、それぞれの農業業者や企業者の経営に多大な打撃を与えるのみならず、地域経済が疲弊する可能性が高いことから、被害を受けた農業業者や中小企業者に対する災害復興対策資金の融資などに万全を期するものとする。

II 実施内容

1. 農漁業災害復興対策資金の活用促進

農漁業の生産基盤や施設及び生産物などが、災害によって被害を受け経営が悪化した農漁業者に対し、下記に掲げる低利融資の災害対策制度資金の活用を促進して経営の維持及び安定化に努める。

その中で、「天災融資法」の発動や「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、有利な天災融資の活用を推進する。一方、天災融資法などが適用されない場合は、県独自の「沖縄県農業災害資金利子補給事業補助金交付規定」を適用した資金や農林漁業組合等の制度資金を活用し、農業経営の維持安定化に資する。

■ 農漁業災害復興対策制度資金

資金名	関連法令	備考
① 天災資金	「天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」	激甚災害と指定された場合は有利な融資条件となる（実施主体は農協や銀行等の金融機関）
② 沖縄振興開発金融公庫 ・農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設共同利用施設） ・農業基盤整備資金 ・自作農維持資金 ・漁業基盤整備資金 ・漁船資金	「沖縄振興開発金融公庫法」	農林漁業資金のうち、災害復興事業をも対象となる資金（実施主体は沖縄振興開発金融公庫）
③ 「沖縄県農業災害資金利子補給交付規定」に基づく災害対策資金		沖縄県の独自事業
④ 農林漁業組合等の制度資金		

2. 中小企業災害復興対策資金の活用促進

村は、被害を受けた中小企業者が沖縄振興開発金融公庫などの中小企業関連の融資が受けられるよう金融相談を行い、必要と認める場合は、相談者に対して県（経営金融課）及び関係機関を斡旋し、有利な制度資金の活用ができるように努める。

第6節 復興の基本方針

I 基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を優先的に支援するとともに、再び起こりえる災害の防止に配慮した施設の復旧などを図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

II 実施内容

1. 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復旧を進め、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画の作成に努める。

2. がれき処理

村は県及び関係機関と協力して、がれきの処理方法を確立するとともに、仮置場や最終処分場を確保し、計画的な収集や分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行う。

また、環境汚染の未然防止並びに住民や作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

3. 防災の集落構造づくり（まちづくり）

防災のまちづくりに当たっては、避難場所や避難路及び延焼遮断帯、防災活動拠点ともなりえる幹線道路や公園、河川、漁港などの骨格的な基盤施設、さらに防災上必要な安全地区の整備促進とともに、水道施設や電柱などのライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設置などを基本的な目標とする。